

第2次 燕市総合計画

人と自然と産業が調和しながら進化する燕市
～「日本一輝いているまち」を目指して～

平成28年度～平成34年度



はじめに



平成18年3月20日に3市町が合併し、新生・燕市が誕生してちょうど10年の節目を迎えました。

合併後、本市では、平成20年度からの8年間を計画期間とする「燕市総合計画」に基づき、新市としての新たなまちづくりを進めるため、一体感の醸成を図りつつ、各種行政サービスの向上や行財政基盤の強化等に取り組みながら、燕らしい特色のある産業の活性化や子育て支援の充実などに取り組んでまいりました。これらの施策については、概ね一定の成果が得られ、効果が出始めているものがある一方で、合併後の状況変化などの影響を受けて所期の目標を達成できなかったものもあると考えております。

また、本市が新たに向き合うべき最も大きな課題として、人口減少問題への対応が迫られています。

このことから、人口減少社会に対する課題や積み残された課題の解決に向けて新たな取り組みを進めていく必要があります。このたび「住みたい・働きたいと思う人を増やす」ための定住人口増戦略、「キラキラ輝く人を増やす」ための活動人口増戦略、「訪れたい・応援したいと思う人を増やす」ための交流・応援(燕)人口増戦略という3つの人口増戦略を柱とした「第2次燕市総合計画」を策定しました。

これら3つの人口増戦略を推進し、さまざまな分野において市民活動や企業活動が活発に行われることにより、子どもたちに夢や誇りを与え、全国のどこよりも素晴らしいまちづくりを進めていくことで「日本一輝いているまち・燕市」を目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、燕市議会議員や燕市総合計画審議会委員のみなさまをはじめ、市民のみなさまから貴重なご意見やご提言をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げますとともに、本計画の実施に当たり、強い意思と覚悟をもって取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

燕市長 鈴木 力

目 次

第1部 総論 8

1. 計画策定の趣旨	8
2. 計画の位置付け	9
3. 計画の構成と期間	10
4. 本市を取り巻く社会潮流	11
5. 総合計画後期基本計画の進捗状況	13
6. 市民意識調査の概要	14
7. 人口減少から派生する本市の主要課題	18

第2部 基本的方向と基本目標 19

1. 本市の将来像	19
2. 基本的方向（戦略体系）	20
(1) 定住人口増戦略	20
(2) 活動人口増戦略	21
(3) 交流・応援（燕）人口増戦略	22
(4) 人口増戦略を支える都市環境の整備	23
3. 基本目標（重要指標）	24
(1) 目標人口	24
(2) 自然動態	24
(3) 社会動態	25
(4) 交流人口	25
(5) 住みやすさ	26
(6) 居住意向	27
4. 中長期の財政見通し	27
5. 計画の進行管理	27

第3部 戦略別計画 28

○戦略別計画の体系図	28
戦略1 定住人口増戦略	32
基本方針1 雇用・就労を支える産業の振興	32
施策1 ものづくり産業の活性化	32
施策2 新たな産業育成・創業の支援	34
施策3 変化に対応する農業の振興	36
基本方針2 地域に根ざした教育の推進・子育て支援	39
施策1 知・徳・体を育成する教育の推進	39
施策2 安心して産み育てられる子育て支援	43
基本方針3 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実	46
施策1 医療サービスの機能強化	46
施策2 地域で支える高齢者福祉	48
施策3 障がいのある人への切れ目のない支援	50

基本方針4 移住・定住の促進	52
施策1 移住・定住希望者へのサポート強化	52
戦略2 活動人口増戦略	54
基本方針1 市民が主役の健康づくり・生きがいつくり	54
施策1 元気を磨く健康づくり	54
施策2 健全な心と体を支えるスポーツの推進	56
施策3 心豊かな生涯学習・文化活動の充実	58
基本方針2 支え合い・助け合い活動の活発化	60
施策1 支え合いの地域福祉	60
施策2 市民協働のまちづくり	62
基本方針3 若者・女性の力を活かしたまちづくり	64
施策1 若者の活動の活発化	64
施策2 女性が活躍しやすい環境づくり	66
戦略3 交流・応援（燕）人口増戦略	68
基本方針1 観光の振興	68
施策1 着地型観光の振興	68
基本方針2 都市間交流の推進	70
施策1 都市交流・広域連携の推進	70
基本方針3 燕市のファンづくり	72
施策1 イメージアップ・ふるさと応援	72
戦略4 人口増戦略を支える都市環境の整備	74
基本方針1 安全・安心機能の向上	74
施策1 災害に強いまちづくり	74
施策2 防犯・消費者保護対策の推進	78
施策3 交通安全の推進	80
施策4 公共交通の整備	82
施策5 快適な環境の確保	84
基本方針2 快適な都市機能の向上	86
施策1 まちなか居住と空き家等対策の推進	86
施策2 親しみのある公園づくり	88
施策3 人にやさしい道路環境の整備	90
施策4 安全・安心・おいしい水道水の供給	92
施策5 適正な汚水処理の推進	94

資料編

97

1. 策定経過	98
2. 総合計画審議会	100
3. 本編補足資料	103
4. 用語の説明	131

第2次燕市総合計画

■ 第1部 総論

■ 第2部 基本的方向と基本目標

■ 第3部 戦略別計画

- 戦略1 定住人口増戦略
- 戦略2 活動人口増戦略
- 戦略3 交流・応援（燕）人口増戦略
- 戦略4 人口増戦略を支える都市環境の整備

第1部 総論

1. 計画策定の趣旨

平成18年3月に、旧燕市・吉田町・分水町の3市町の合併により新たな燕市が誕生し、平成28年でちょうど10年の節目を迎えました。

これまで、合併前に策定した「新市建設計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度。合併後、市議会での計画変更議決を経て平成32年度まで期間延長）および合併後に策定した「総合計画」（計画期間：平成20年度～平成27年度）に基づき、「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」を市の将来像として掲げ、新市の均衡ある発展や市民サービスの向上、さらに地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきました。

この間、我が国は、平成20年秋のリーマン・ショック¹、平成23年春の東日本大震災という2つの大きな危機に直面し、社会経済のみならず国民の価値観まで影響を及ぼすような変革を迫られています。

そして現在、最も大きな課題は、少子高齢化と人口減少です。少子高齢化が進み、人口減少社会が到来し、とりわけ地方では大都市への若者の流出によって急速な人口減少が進行しています。本市においてもそれらに対する早急な対応が迫られているとともに、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や市税をはじめとする歳入の減少など、厳しい財政見通しを踏まえ、これまで以上に将来を見据えた的確な対応が求められています。

また、国では、人口減少問題を真正面から捉え、人口減少に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正することなどを目的とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年暮れに定めました。

こうした状況のもと、本市では、国に先駆けていち早く人口減少対策への取り組みを開始しており、このたび総合計画が終期を迎えるに当たり、3つの人口増戦略を主体として、新たな「第2次燕市総合計画」を策定しました。

¹リーマン・ショック：米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻（平成20年9月）とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事。

2. 計画の位置付け

(1) 市の最上位計画

本計画は、市政運営の方向性を示す計画として最上位に位置し、各分野別の個別計画に方向性を与えるものです。また、国・県等における政策・施策の方向性を踏まえ、整合性を図ることで、連携した取り組みを推進します。

(2) まちづくり基本条例²との関係

本計画は、「まちづくり基本条例」第30条の規定に基づき策定した計画で、当該条項の定めにより進行管理を行っていきます。

○燕市まちづくり基本条例（平成23年条例第8号）抜粋
（総合計画）

第30条 市は、市政運営の総合的な指針として総合計画を市民参画の下で策定し、計画的な市政運営を行わなければなりません。

2 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、総合計画の内容および進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(3) 地方自治法との関係

市区町村においては、かつて地方自治法により、総合計画の最上位に位置付けられる「基本構想」の策定が義務付けられていましたが、平成23年の法改正によりこの規定が廃止されました。この法改正は、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われたもので、市区町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、市区町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたと捉えるのが適切です。よって、本市では、上記「まちづくり基本条例」を根拠に引き続き市政全般を対象とした総合計画を策定し、これに沿って計画的に行政運営を行っていきます。

(4) 行政改革推進プランとの関係

本計画と計画期間を同じくする「燕市行政改革推進プラン」は、本計画の着実な推進をサポートするための市の行財政運営の指針となるものです。同プランでは、本市の市政を将来にわたって安定的に運営していくため、限られた資源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げながら、常にその組織および運営の合理化を目指して、行政運営手法、組織・人事管理、財政運営等の方針について定めており、本計画を下支えするプランとして着実な推進を図っていきます。

(5) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本計画と同じ平成27年度に策定した「燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、地域の特色や地域資源を活かしつつ、人口減少対策に特化した主要な施策や事業を定めています。このため、本計画の策定に当たっては、この「総合戦略」の内容を包含しつつ市政全般にわたる基本的方向や施策等を定めます。

 ² まちづくり基本条例：燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づく自主性と自立性の高いまちを創り上げることを目的に、平成23年に制定した条例。

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

〔第1部 総論〕

本総合計画を策定するに当たっての基本的な考え方や本市を取り巻く社会潮流と課題を表します。

〔第2部 基本的方向と基本目標〕

まちの将来像および3つの人口増戦略を含む基本的方向を示し、これに基づき達成すべき基本目標および計画の効果検証の方法等について表します。

〔第3部 戦略別計画〕

第2部に掲げられた基本的方向や基本目標の実現に向けて、推進すべき施策の方針や展開を表します。

なお、本計画に基づく具体的な事業等については、毎年の予算編成等を通じて的確かつ柔軟に決定し、推進していきます。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成34年度までの7年間とし、計画終期の平成34年度に達成すべき目標(成果指標)を示すほか、中間点に当たる平成31年度の目標(成果指標)も明らかにします。

なお、社会経済情勢や市政を取り巻く状況が変化した場合には、計画の実効性を高めるため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4. 本市を取り巻く社会潮流

(1) 人口減少社会の加速

我が国は少子高齢化の進行による人口減少時代を迎え、総人口は平成20年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていくと予測されています。

本市においては、全国の地方都市の多くと同様に国のピークよりも早く人口減少期を迎え、平成12年の84,297人をピークに減少に転じており、今後は、人口の年齢構成バランスが大きく変化するとともに、この傾向は加速度的に進むと予想されています。

(2) 東京圏と地方との格差拡大

東京圏と地方の経済等の格差拡大が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いており、地方では、人口減少・地域産業の衰退・働く場の減少・若者の流出という悪循環が続いています。

本市においても、若い世代が東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより人口減少が進み、人口減少に伴って少子化がさらに進行しています。

(3) 家族形態の変化に伴う市民ニーズの変化

全国の総世帯のうち最も多い家族類型は、家族1人の単独世帯で、約3分の1を占めている一方、一般的に標準世帯と考えられてきた夫婦と子からなる世帯（核家族）の割合は約4分の1まで減少しています。

少子高齢化、晩婚化、非婚化など社会的変化が大きく、また、高齢化により65歳以上の高齢者の単独世帯が大きく増加しているため、我が国の家族形態は単独世帯が中心になりつつあります。

そのため、従来家族が果たしていた育児や介護等に対する社会的なニーズが高まっています。

(4) 経済のグローバル化と国内経済の成熟

世界経済は、欧州債務危機や中国経済の先行き不安などの余波を受けて、先行きに不透明感が増しつつあります。

国内需要は、人口減少等の影響で市場規模の縮小が懸念され、新たな社会的ニーズに対応した需要を掘り起こしていくことが重要になっています。

一方、「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」³が平成27年10月に関係国間で大筋合意に至りました。関税の撤廃により貿易の自由化が進み、日本製品の輸出額が増大すると期待される反面、米国などから安い農作物が流入し、日本の農業に大きなダメージを与えるとの懸念もあります。国内経済へ与える影響は未だ計り知れませんが、産業の各分野において早急に柔軟な対応が求められています。

³ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定：アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新たなルールを構築する経済連携協定。

(5) 交流人口の拡大

我が国の外国人旅行者（インバウンド⁴）の数は、近年急速に増加し、平成25年には初めて年間1,000万人を超え、翌年には1,341万人を数えるまでになりました。国では、東京オリンピックが開かれる2020年に向け2,000万人まで増やすことを目指す考えを示しています。

観光は、関連産業の裾野が広く、大きな経済効果が期待できることに留まらず、観光客を誘致するための取り組みは、各地域が自らを見つめ直し、地域の魅力を再確認していくことでもあります。

外国人観光客だけでなく定年期を過ぎている「団塊の世代」の観光需要を的確に受け入れるため、円滑な交通手段の確保、関連産業の活性化等の取り組みが求められています。

(6) 安全・安心へのニーズの高まり

我が国の国土は、気象、地理的に極めて厳しい条件下にあり、自然災害から国民の生命・財産を守ることは最も基礎的な課題であると言えます。

震災をはじめ、頻発する大雨や台風、洪水や土砂災害等の災害リスクの増大が懸念されています。

このため、長期的視点に立った防災・減災のための施設整備や、地域ぐるみの体制強化、危機管理の観点も踏まえた適応策の立案と確実な実施が必要となっています。

(7) 環境・エネルギーに対する関心の高まり

温室効果ガス排出削減やエネルギー自給の観点から再生可能エネルギーへの国民の期待が高まる一方、普及拡大にはコストや系統連携などの課題が多く残っており、化石資源の消費の増加に伴う二酸化炭素排出量の増大は、気候変動防止に向けた取り組みを進める上での懸念材料となっています。

また、世界的に見るとエネルギー消費は増大を続けており、国内でもエネルギーや資源の消費量の削減は進まず、廃棄物の増大や大気・水質汚濁を誘引し、自然生態系のみならず人間の居住環境や健康へも影響を及ぼしています。

 ⁴ インバウンド：「入ってくる、内向きの」という意味で、一般的に訪日外国人旅行者を指す。

5. 総合計画後期基本計画の進捗状況（平成27年7月時点）

平成23年度に策定した後期基本計画（計画期間：平成24年度～27年度）では、81項目の指標を設定し、施策を展開してきました。

その評価を各項目ごとに「順調〔進捗率100%以上〕」、「概ね順調〔進捗率90%以上100%未満〕」、「やや遅れている〔進捗率75%以上90%未満〕」、「遅れている〔進捗率75%未満〕」の4段階で行いました。

計画期間のおおよそ4分の3が経過した中での評価は、目標達成に当たる「順調」が29項目（約36%）、目標達成に近づきつつある「概ね順調」が20項目（約25%）となりました。

総合計画後期基本計画進捗状況総括表（平成27年7月時点）

	順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている
第1章 新しい活力を創造するまち 【指標数14】	3	1	4	6
第2章 未来の燕を担う子どもたちを育むまち 【指標数10】	4	1	2	3
第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち 【指標数24】	9	6	7	2
第4章 快適で住みやすく、愛着を感じるまち 【指標数14】	7	3	2	2
第5章 利便性が高く、にぎわいを創るまち 【指標数9】	2	5	1	1
第6章 市民とともに築くまち 【指標数10】	4	4	0	2
合 計 【指標数81】	29 〔35.8%〕	20 〔24.7%〕	16 〔19.8%〕	16 〔19.8%〕

進捗率…順調〔100%以上〕 概ね順調〔90%以上100%未満〕 やや遅れている〔75%以上90%未満〕
遅れている〔75%未満〕

※合計欄の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%になりません。

6. 市民意識調査の概要

(1) 施策の現状評価（市民満足度）

本市では、総合計画の進行管理に当たり、市民が日頃まちづくりや身近な生活環境についてどのように考えているかを把握するため、毎年市民意識調査を実施しています。

総合計画に基づき市が行っている施策全般にわたる6分野36項目について、どのくらい満足しているかを5段階評価で質問したところ、満足度が一番高かったのは「上水道の整備」であり、次いで「市民の健康づくり」、「環境対策」となっています。ただし、上水道に関しては、現在は比較的低廉な料金で安定供給されていますが、浄水場等の施設の老朽化が著しい上、市内3地区で料金体系が異なることから、今後早急に対策を講じる必要があります。

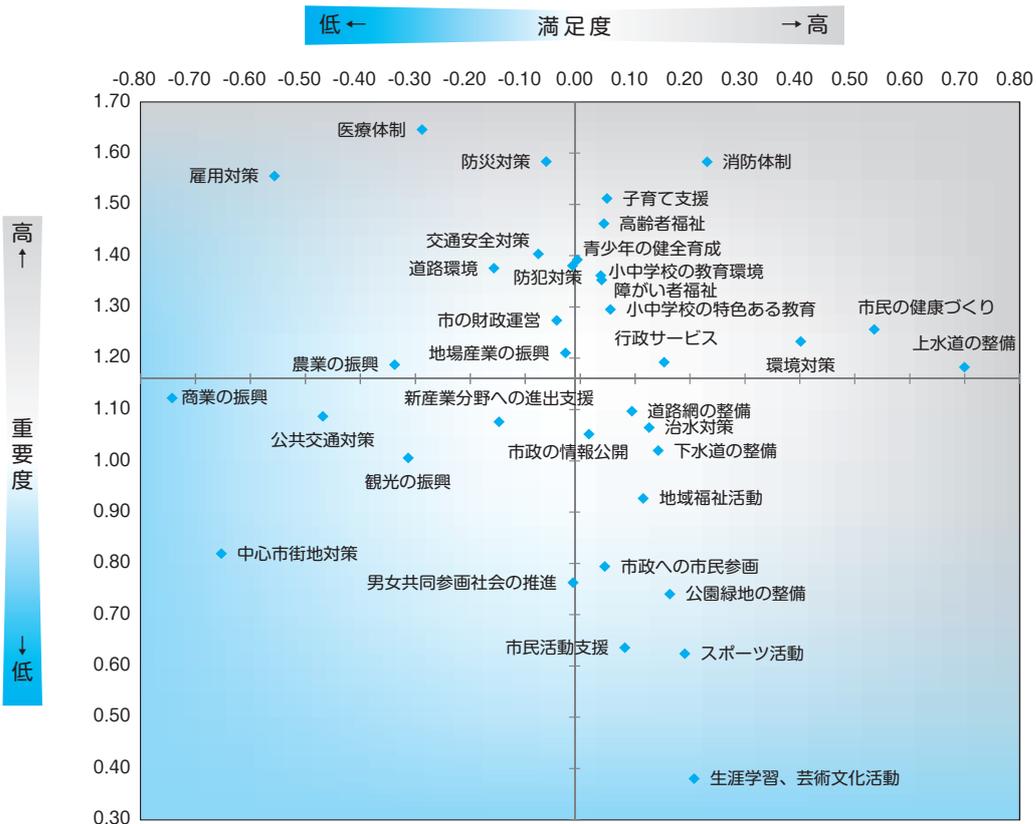
逆に、一番低かったのは「商業の振興」であり、次いで「中心市街地対策」、「雇用対策」となっており、まちなかや産業の衰退が懸念される結果となっています。

(2) 施策の重要度

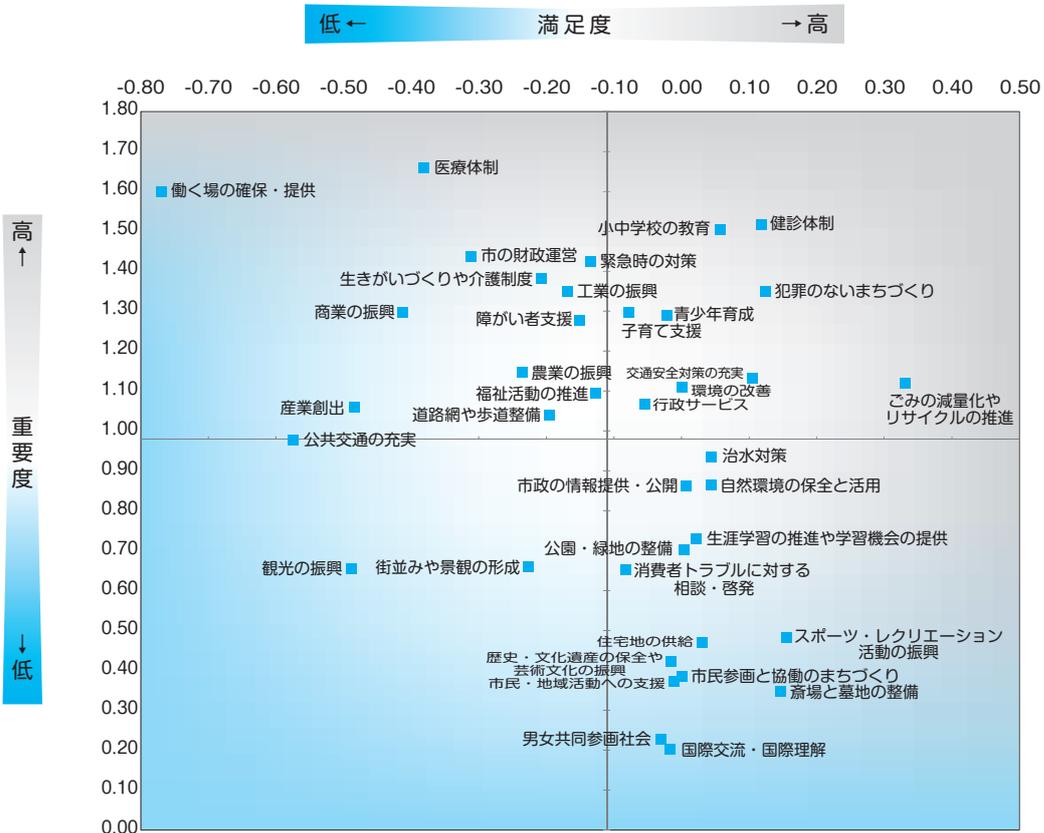
前記6分野36項目にわたる施策について、今後重点的に取り組むべき施策かどうかを4段階評価で質問したところ、一番重要度が高かったのは「医療体制」、次いで「防災対策」、「消防体制」となっており、市民の生命に関わる施策が重視されています。

逆に、一番低かったのは「生涯学習、芸術文化活動」であり、次いで「スポーツ活動」、「市民活動支援」となっています。これらの項目は市民にとって重要との認識は低いものの、65歳以上の老年人口が増加し、社会が成熟してきている現状にあっては、心と身体の健康づくりや市民主体のまちづくりを推進するために今後重要度が増してくる可能性がある施策群なので、それらに対する市民意識の高揚を図りながら活動人口の増加につなげていく必要があります。

市民意識調査の各施策の満足度と重要度〔平成27年3月実施〕



《参考》市民意識調査の各施策の満足度と重要度〔平成22年12月実施〕

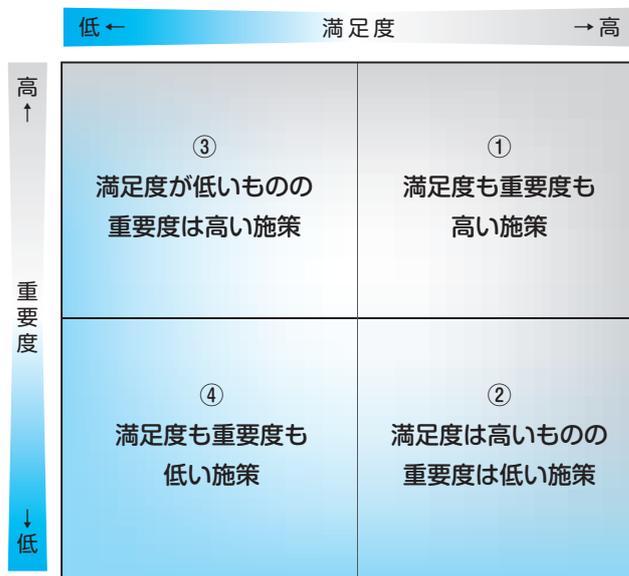


解説 「市民意識調査の各施策の満足度と重要度」グラフの見方

平成 27 年 3 月に実施した「市民意識調査」によって得られた各施策の満足度と重要度を指数化し、両者の関係をグラフで示しています。また、平成 22 年に実施した「市民意識調査」の結果も併せて図示し、後期基本計画の策定時からの市民の施策に対する意識の変化を把握し、施策の方向性や優先度を検討する際の参考として活用するものです。

ただし、たとえ重要度が他の施策よりも低い施策でも、将来を見据えて実施すべきものや本市の地域特性や課題への対応、緊急性を要するものなどについては、個別に慎重な検討を行わなくてはなりません。

■図の見方



※図の原点は各調査時の指数の平均となっています。
 [平成 27 年] 満足度：-0.01、重要度：1.16
 [平成 22 年] 満足度：-0.11、重要度：0.98

①満足度も重要度も高い施策

満足度を低下させないために、現在の水準を維持・向上させることが求められる可能性のある施策。

②満足度は高いものの重要度は低い施策

当該施策の社会的意義や法律的な義務付け等への配慮は必要であるものの、財政状況によっては見直しを行う可能性のある施策。

③満足度が低いものの重要度は高い施策

住民の期待に対して十分対応できていない施策であることから、住民満足度を向上するために最も優先して取り組まなければならない可能性のある施策。

④満足度も重要度も低い施策

重要度（住民の期待）が低いため、満足度を上げるための対策は必ずしも緊急ではない可能性のある施策。

□ 指数の算出について

- 満足度指数は各項目の回答を、「満足」：2 点、「どちらかと言えば満足」：1 点、「わからない」：0 点、「どちらかと言えば不満」：-1 点、「不満」：-2 点として、当該施策に対する有効回答者数の合計で除した。

(例) 「工業の振興」について、29 人は「満足」、173 人は「どちらかと言えば満足」、404 人は「わからない」、134 人は「どちらかと言えば不満」、59 人は「不満」と回答した。有効回答者数は 858 人中 799 人である。この場合、満足度指数は…

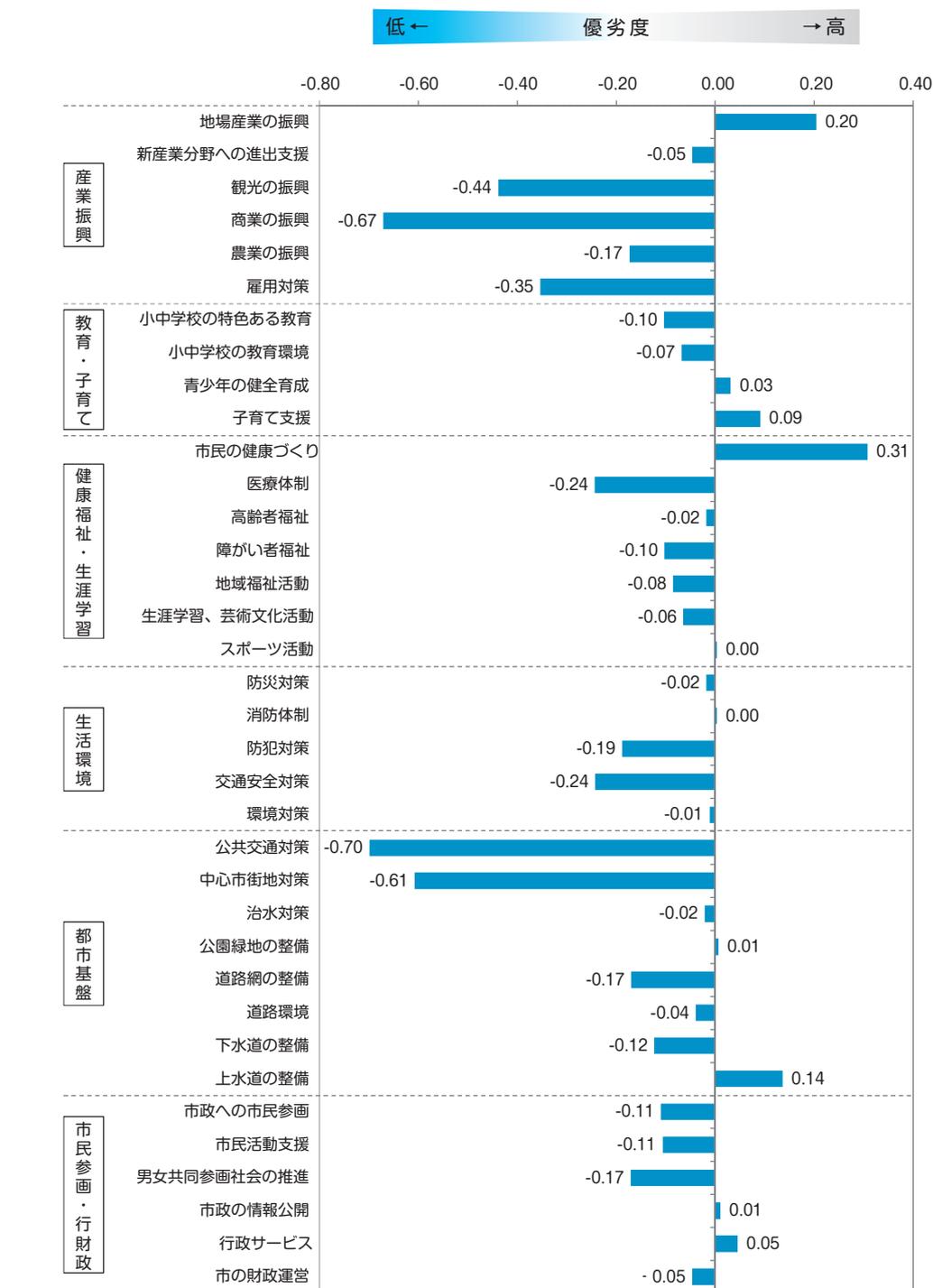
$$(29 \text{ 人} \times 2 \text{ 点} + 173 \text{ 人} \times 1 \text{ 点} + 404 \text{ 人} \times 0 \text{ 点} + 134 \text{ 人} \times -1 \text{ 点} + 59 \text{ 人} \times -2 \text{ 点}) \div 799 \text{ 人} = \text{約} -0.03$$

- 重要度指数は各項目の回答を、「重要」：2 点、「やや重要」：1 点、「あまり重要ではない」：-1 点、「重要ではない」：-2 点として、その施策に対する有効回答者数の合計で除した。

(3) 他市町村と比較した優劣度

総合計画の改定に向けて、従来行ってきた一般市民向けの意識調査に加えて、平成27年には過去5年以内に転入された市民を対象に、以前住んでいたところと比べた本市のまちづくりの優劣度を施策別に質問したところ、一番優れていたのは「市民の健康づくり」であり、次いで「地場産業の振興」、「上水道の整備」の順となっています。逆に、一番劣っていたのは「公共交通対策」であり、次いで「商業の振興」、「中心市街地対策」の順となっています。

転入者を対象とした本市の優劣度調査結果



7. 人口減少から派生する本市の主要課題

(1) 若者の定住・少子化対策

本格的な人口減少社会を迎えた今日、本市においてはさらなる人口減少の加速が予想されており、若者の定住促進および少子化対策が喫緊の最重要課題となっています。

特に10代後半から20代前半の進学・就職期の東京圏等への転出は、若年層が減少する主な要因となっています。そうした若年層等の定住の受け皿となる雇用においては、本市では、若年層が就職を希望する業種・職種に対する求人が少ないなどの不整合が出ており、若者の流出を防ぎ、定住を促進するためには、このミスマッチを解消しながら恒久的に雇用を創出することが不可欠です。

また、子育て家庭に対するきめ細やかな支援や、仕事と家庭の両立支援を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整備していくことが必要です。

(2) 超高齢社会への対応

本市の高齢化率は、平成26年には26.7%に達し、県内30市町村の中では27位と比較的低いものの、平成37年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、支援が必要な高齢者が大幅に増加することが見込まれています。

既に本市においても超高齢社会を迎えており、保健・医療・介護の連携による包括的なケアシステムの構築や高齢者にやさしい社会基盤の整備を進めるなど、いつまでも安心して地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。

(3) 活力・賑わいの創出

金属加工をはじめとする「ものづくり」産業を中心に発展してきた本市においては、その地域特性や技術力を活かして、今後成長が見込める新分野への進出や創業支援に一層力を入れ、雇用・就労の創出を図っていく必要があります。

また、伝統のものづくり産業を活かした産業観光⁵、農産物のブランド化や直売等を通じて生産者の顔が見える農業の展開および農商工連携を強化することにより、交流人口の増加につなげていくことも求められています。

さらに、市街地中心部においては空洞化が進み空き家・空き地が増加しており、まちなかの賑わいや活気が失われる傾向にあります。このため、空き家対策の推進や活性化への取り組みを強化し、まちなかへ人を呼び込む対策が必要です。

(4) 次代を担う人材確保・育成

まちの持続的な発展には、次代を担う人材の確保・育成が欠かせません。長期的な視野に立ち、本市の未来を担う子どもたちに対して、英語力や読解力等の確かな基礎学力の向上を図るとともに、豊かな心や人間性、社会性を育てていくことが重要です。

また、多様な郷土教育や職場体験学習等のキャリア教育の充実を図ることにより、幼いころから生まれ育ったまちに対する誇りや愛着を醸成していく必要があります。

さらに市民意識調査の結果、「生涯学習、芸術文化活動」に対する重要度が低くなっていることから、市民の意識を高めながら子どもたちからこれらに触れる環境づくりが必要になります。

(5) 安全・安心な都市環境の整備

市民の安全・安心に対する関心・ニーズの高まりを受け、さまざまな災害に迅速に対応する危機管理体制の強化を進めるとともに、高度成長期に整備された都市基盤の老朽化への対策を進めていく必要があります。

また、医療分野では、県央地域において長年の懸案となっている県央基幹病院の整備を核とした高度・救急医療の充実を図る必要があります。

⁵ 産業観光：歴史的・文化的に価値のある産業遺構やものづくりの現場、そこで生産された物などを通して、ものづくりの心や歴史にふれる観光活動。工場見学はもちろん、鋳起銅器や彫金、研磨の産業体験などが例として挙げられる。

1. 本市の将来像

人と自然と産業が調和しながら進化する燕市

～「日本一輝いているまち」を目指して～

平成20年に策定した最初の総合計画では、「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」を目指す将来像として掲げました。

この将来像には、越後平野、信濃川、国上山といった豊かな自然、人と自然を愛した良寛や有能な人材を数多く輩出した長善館などの歴史・文化、そして、時代の変遷に淘汰されながらもその技術力を活かして不屈の精神で新たな活路を見出してきた伝統あるものづくり産業といった地域固有の資源を活かして新たなまちづくりを推進するという意味が込められており、これまでこの将来像の実現に向けてまちづくりに努めてきました。

また、今後の人口減少の局面においても本市の地域特性を活かすことは非常に重要であり、定住人口の減少に歯止めをかけ、市民の自発的な活動を喚起し、市外からも魅力あるまちとして認知度を上げて訪れる人を増やす取り組みが必要です。

よって、本計画においてもその方向を継承し、市民憲章にも謳われている「人と自然と産業が調和しながら進化する燕市」を目指す将来像とします。

併せて、人口減少に歯止めをかけ、持続的発展を進めていくためには、まちの魅力を最大限に発揮し、市民から誇りを持っていただき、未来に希望を持つことができるようなまちにしていくことが重要です。

そのため、「幾度もの経済危機を乗り越え、伝統技術と先端技術が融合する産業都市・燕」、「子どもたちがスポーツや文化活動の全国レベルで活躍する燕」、「市民活動が活発で、一人ひとりの笑顔が輝いているまち・燕」、「各界でグローバルに活躍する人材を多数輩出する教育のまち・燕」、「地域主権の旗手として、独自のアイデアの施策をどんどん打ち出す燕」など、産業、教育、スポーツ、福祉、環境など、さまざまな分野において市民活動や企業活動が活発に行われ、全国から注目を浴び、そのことで子どもたちが夢と誇りを持つ、そんな日本一輝く燕市を築いていくことが必要です。

そうした思いを込めて、本計画においては全国のどこよりも素晴らしいまちづくりを目指すため、「日本一輝いているまち」を本市が目指す将来像に加えることとします。

2. 基本的方向（戦略体系）

前述の「本市を取り巻く社会潮流」および「人口減少から派生する本市の主要課題」などに対応しながら目指す将来像を実現するため、次の3つの人口増戦略を基本に「日本一輝いているまち・燕市」の実現に取り組みます。

（1）定住人口増戦略

「住みたい・働きたいと思う人を増やす」

定住人口の増加とは、燕に魅力と愛着を感じ、住みたい・働きたいと思う人を増やすことです。

そのために、産業の振興、教育環境の整備、医療福祉の充実を総合的に進め、本市を魅力あるまちにして移住・定住を促進していきます。

①雇用・就労を支える産業の振興

ものづくりのまちとして“技”を活かしたさらなるブランド力の向上と2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな販路の拡大、技術者の高齢化により失われつつある技術の継承・発展に取り組みます。また、新規創業者への支援や商店・商店街への効果的な支援を実施し、まちなかの賑わいを創出します。

農業分野においては、農業所得の向上と担い手の育成、農用地の集積・集約等による農業経営の効率化や安全で安心な農産物の安定供給等を図りつつ、消費者ニーズを捉えた高付加価値の農産物づくりに取り組むとともに、農商工連携による新たな商品開発や販路開拓を図ります。

②地域に根ざした教育の推進・子育て支援

ふるさと“燕”への愛着や誇りと、未来を切り拓きグローバル社会を生き抜く力を育むために地域の文化・伝統・産業などを活かした特色ある本市の教育を推進します。

また、妊娠から子育てまでのさまざまな不安を早期に把握し対応するための相談体制や安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備を推進します。

③健やかな暮らしを支える医療福祉の充実

いつでも安心な医療を提供するための救急医療体制を維持するとともに、救命救急センターを併設した県央基幹病院の早期開設に向けた取り組みを進めます。

また、団塊の世代の高齢化や平均寿命の伸びにより今後ますます需要が拡大する高齢者福祉サービスを充実するとともに、障がいのある人が生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整え、自立した生活や就労を支援します。

④移住・定住の促進

魅力あるまちづくりを一層進化させることに加えて、本市出身の若者等とのつながりを維持しながらUターンや移住を希望・検討する人が必要としている「しごと・住まい・暮らし」等に関する情報発信や相談を総合的に実施するとともに、移住・定住促進に向けて各種の支援を充実します。

(2) 活動人口増戦略

「キラキラ輝く人を増やす」

活動人口の増加とは、市民一人ひとりが主役となって行動し、光り輝く人を増やすことです。今後、一定程度人口減少が進むことはやむを得ない状況ですが、そうした中でも各個人が主体的に活動することがまちの元気を生み出します。

自ら病気予防や健康づくりに取り組む人、ボランティアや地域活動に取り組む人など、活動する人口をどんどん増やす取り組みを進めるとともに、若者や女性の活動を積極的に応援し、若者と女性のパワーをまちづくりに活かしていきます。

①市民が主役の健康づくり・生きがいづくり

各種健（検）診の実施により、疾病の早期発見・早期治療と保健指導の充実を図るとともに、市民自らが主体的に参加・参画する健康増進活動を展開し、総合的な健康づくりを推進します。

また、スポーツを通じた健康・体力づくりを推進し、生涯にわたって継続的にスポーツや運動を楽しむことができる環境の整備を進めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致を契機としたスポーツ人口の拡大を図ります。

さらに、市民が主体的に生涯学習に取り組むことができる環境整備を進め、生涯学習で学んだ成果をより良いまちづくりに活かすことができる生涯学習社会の実現を図るとともに、市民の主体的・創造的な芸術文化活動を振興するため、文化団体などへの支援を推進します。

②支え合い・助け合い活動の活発化

支援や手助けを必要とする誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支え合い・助け合いによる共助体制の構築を図ります。

また、市民と市とのパートナーシップによるまちづくりの実現を目指し、市民と地域の力を活かした協働のまちづくりを推進します。

③若者・女性の力を活かしたまちづくり

まちのために必要なこと、大切なことを創造し、主体的に動こうとする気持ちを持った若者がまちづくりに積極的に参加できるように支援を強化します。

また、市内外の若者が交流しながら多様な活動を展開することで相互の活動を活性化させ、組織間で連携ができるための環境整備を促進します。

さらに、男女がともに社会に参画できるようワーク・ライフ・バランスや雇用環境等の整備に引き続き取り組みます。

(3) 交流・応援（燕）人口増戦略

「訪れたい・応援したいと思う人を増やす」

交流・応援（燕）人口の増加とは、燕の魅力に惹かれ、訪れたい・応援したいと思う人を増やすことです。

人口減少問題への対策を考える時、その解決を本市の中だけで求めようとしても限界があります。

観光の振興を図り、燕を訪れる交流人口を増やすことで地域経済を活性化させるとともに、さまざまな分野での連携を進めながら燕の魅力を発信し、本市の応援団を増やしていきます。

①観光の振興

金属加工をはじめとするものづくりの技を地域の資源として活かし、ものづくりの現場を見て、体験できる産業観光の推進を図ります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、訪日客が増加している好機を捉えて、外国人観光客が本市に関する情報を得やすく、本市を訪れやすい環境の整備を図り、インバウンドへの対応を強化します。

さらに、新たな観光交流拠点の整備や一般の人がものづくりの現場（工場）を見学することができるオープンファクトリーへの取り組みの活発化などを推進します。

②都市間交流の推進

「定住自立圏構想⁶」等の都市間連携をさらに進め、都市相互の強みを活かし、弱みを補完し合いながら、連携・役割分担を通じて、地域全体の活性化を図ります。

また、災害時における避難・受入の体制の確立のほか、特色ある取り組みの強化や共通の課題解決等を目指して、県内外の自治体との交流・連携を推進します。

③燕市のファンづくり

さまざまな分野での連携交流やネットワークづくりを進めながら、本市の魅力を全国に発信し、イメージアップを図ることにより、本市のファンや応援団となってくれる人を増やします。

 ⁶ 定住自立圏構想：地方圏において「中心市」と「近隣市町村」が、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する国の政策。

(4) 人口増戦略を支える都市環境の整備

3つの人口増戦略の推進に当たっては、市民一人ひとりが安全・安心に暮らせる環境整備を進めることが基盤となります。

美しい自然と調和した適切な土地利用を推進し、道路や上下水道などの都市基盤を維持・整備し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、超高齢社会にも対応した快適で便利な生活環境の充実を図ります。

①安全・安心機能の向上

いつ発生するか分からない災害に備え、地域ぐるみでの防災体制の強化などに取り組むとともに、犯罪や消費者トラブルを未然に防止するため、意識啓発や関係機関等との連携強化に努め、市民一人ひとりに自助・共助の意識醸成を図ります。

また、きれいで環境負荷の少ないまちづくりを目指し、ごみの排出量削減に努めるとともに、環境美化活動や公害の発生防止にも取り組みます。

さらに、高齢ドライバーの増加などに伴う交通事故の発生を抑止する環境整備や意識啓発を図るとともに、循環バスやデマンド交通、鉄道等の公共交通の利便性向上や利用促進を図り、安全・安心な交通環境の構築に努めます。

②快適な都市機能の向上

近年、問題となっている空き家・空き地対策とともに、市街地やその周辺部における賑わいと活気のある環境づくりを推進するため、効率的で持続可能な都市機能の充実を図ります。

また、市民が安全で快適に利用することができる公園の整備・維持管理とともに、幹線道路の整備や歩行者等にやさしい生活道路への改修を推進します。

さらに、安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の早期改修や下水道などの汚水処理施設の適正な整備・維持管理に努めます。

3. 基本目標（重要指標）

基本目標（重要指標）は、前述の3つの人口増戦略を基本とする「基本的方向」を受けて、本計画が目指す目標を指標として示すものです。なお、個々の施策に対する達成指標については、後段の戦略別計画の中に掲げてあります。

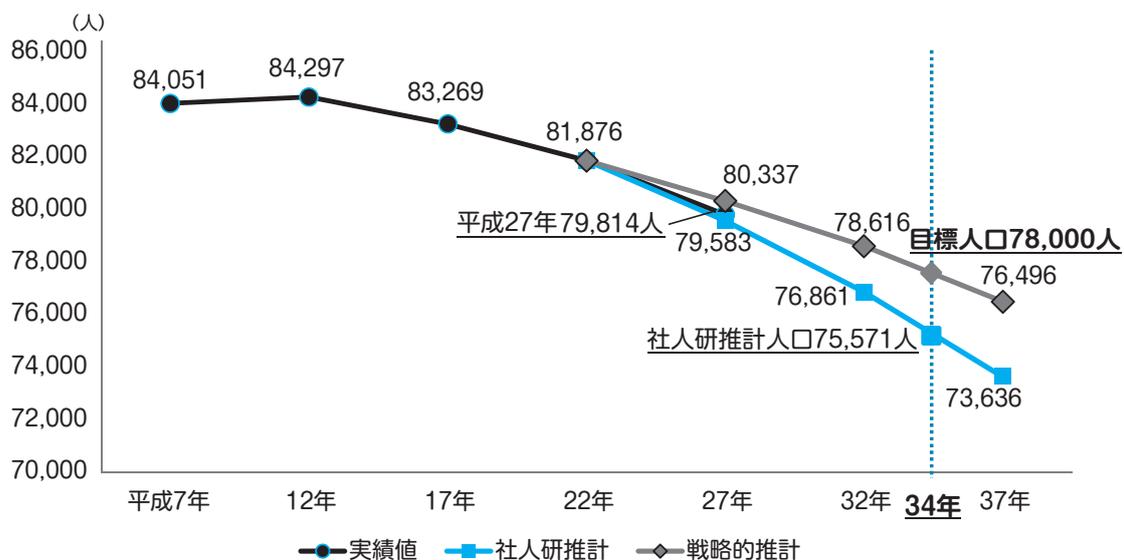
（1）目標人口

本市の人口は、平成12年の84,297人をピークに減少局面に突入し、人口の年齢構成バランスが高齢層にシフトしており、今後この傾向は加速度的に進むことが予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が国勢調査の結果をもとに行った推計によれば、本計画の目標年度である平成34年には、75,000人台の半ばまで減少すると予測されています。

これに対して、定住人口の増加を図るため、少子化対策や移住・定住対策を最重点として展開し、人口減少を最小限に留めることにより、本市が平成27年に策定した人口ビジョンに基づき平成34年における**目標人口を78,000人**と設定します。

目標人口と推計人口



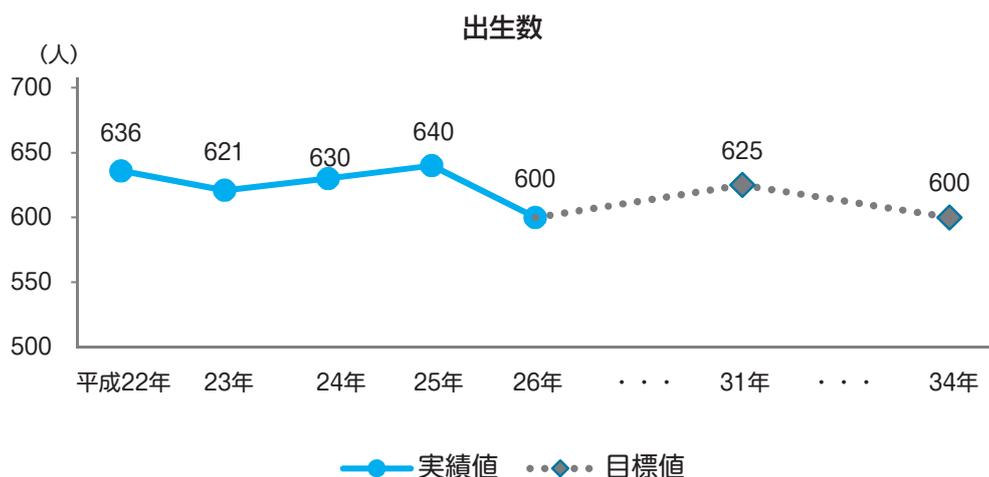
※27年の実績値は新潟県が集計した国勢調査の速報値

資料：企画財政課（燕市人口ビジョン）

（2）自然動態

自然動態については、平成16年以降死亡数が出生数を上回る状態が続いており、平成23年以降は毎年300人以上のマイナスとなっています。

高齢者層の人口が多くなっている年齢構成の関係上、死亡数の増加は避けられませんが、**出生数は、平成31年までは平成22～26年の平均出生数と同数の625人、それ以降も平成26年の出生数と同数の600人を維持**することを目指します。（平成26年の出生率1.51に対し、平成31年時点で出生数から逆算した出生率は1.59、平成34年時点では1.65）

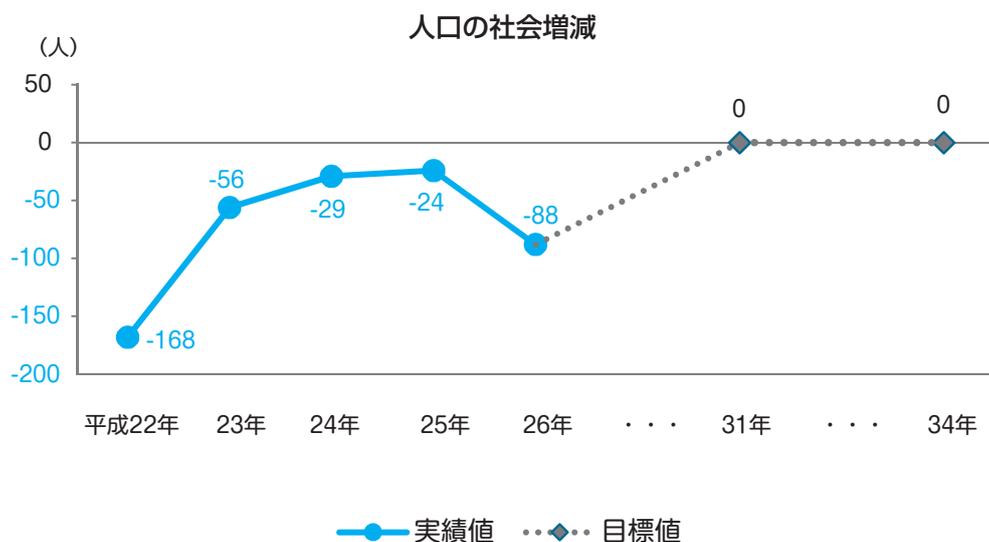


資料：新潟県人口移動調査

(3) 社会動態

社会動態については、転出が転入を上回る状況が続いていますが、近年、その差は縮小する兆しが見受けられます。

今後は、**平成 31 年までに転入転出を均衡水準に改善**させ、それ以降はその水準を維持することを目指します。



資料：新潟県人口移動調査

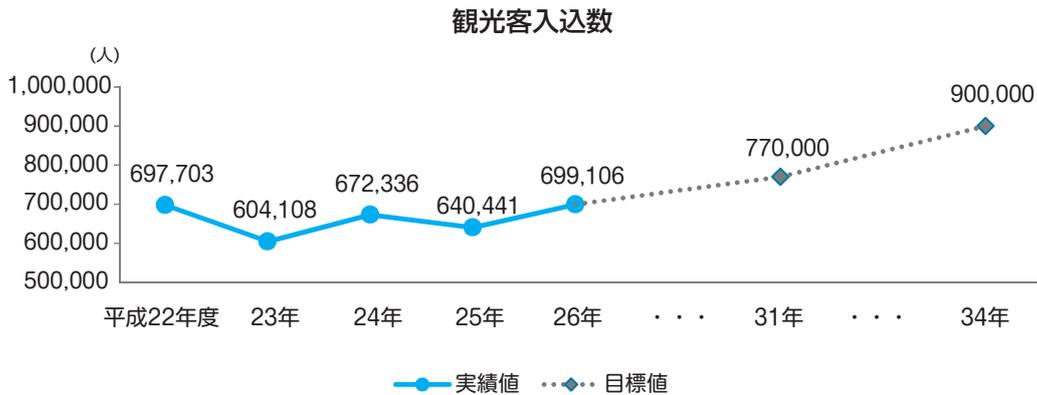
(4) 交流人口

近年の本市の観光客入込数は、全体で 60 万～70 万人程度で推移しています。

これまでは、良寛や国上山をはじめとする文化・自然観光⁷が中心となっていましたが、これに加えて交流・応援人口の増加を図るため、ものづくり産業を観光として磨き上げ、見て、体験できる産業観光、インバウンド観光の推進および 2020 年東京オリンピック・パラリンピック等のスポーツに絡んだ誘客促進により、**平成 31 年の観光客入込数を 26 年**

⁷ 自然観光：山や川など、自然が織りなす四季の彩りや景観を楽しみながら、その地の歴史や文化にふれる観光活動。国上山や大河津分水、八王寺の白藤などが例として挙げられる。

に比べて1割増の77万人に、さらに、観光交流拠点の開設等により、平成34年には90万人に増加させることを目指します。



※23年以降は国の共通基準に則り暦年で掲載しています。

資料：新潟県観光入込客統計調査

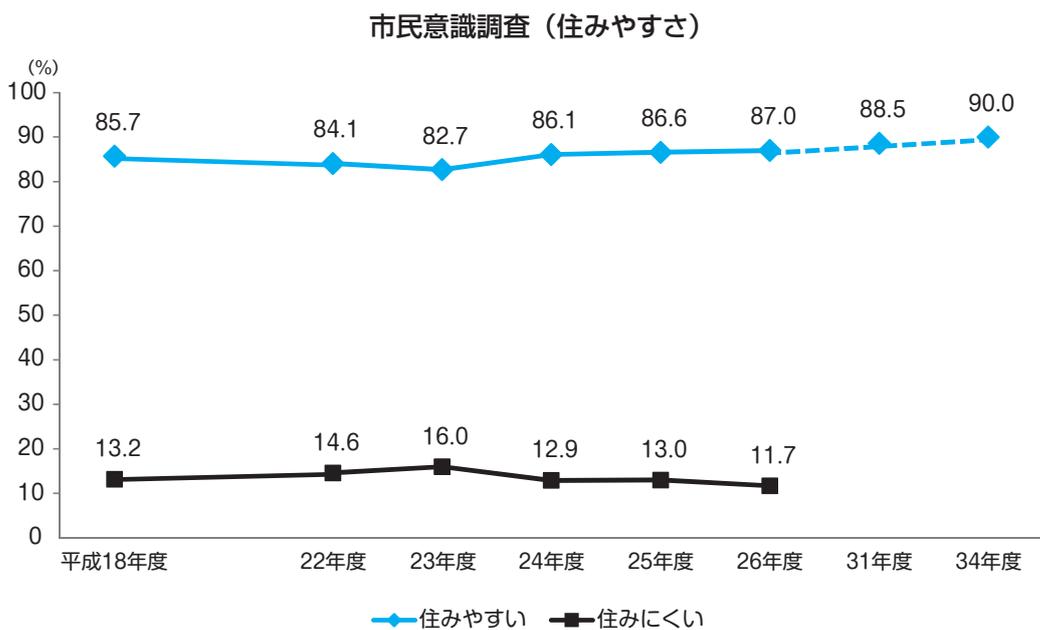
(5) 住みやすさ

前述のとおり、今後、本市の人口が一定程度減少していくことは避けられませんが、そんな中においても、市民が安全で安心して、一人ひとりが生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

市では、市民が日頃まちづくりや身近な生活環境についてどのように考えているのかを把握するとともに、市政に対する満足度、重要度を明らかにするため、毎年、無作為抽出した市民を対象に市民意識調査を実施しています。

その中で、「あなたにとって燕市は住みやすいまちですか」という質問に対して、平成23年度以降は「住みやすい」との回答が80%台後半で微増傾向となっています。

今後も市民の暮らしの質を高め、生き生きと活動できる環境を整えることで市民が住みやすいと思えるまちづくりに重点的に取り組み、この割合を平成31年度に88.5%、平成34年度には90%に上昇させることを目指します。



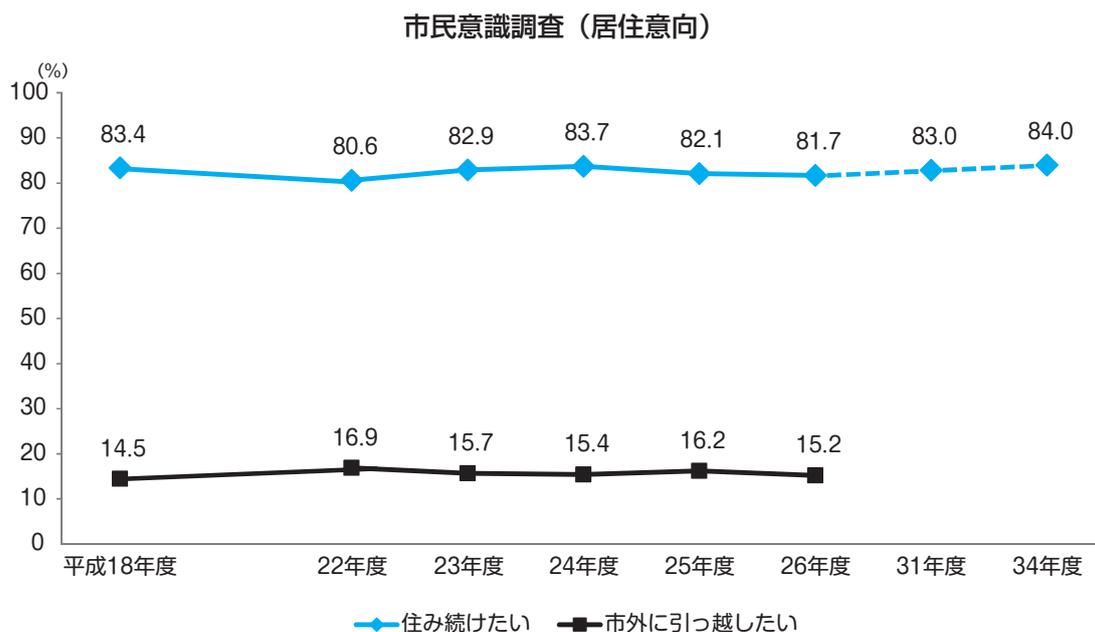
資料：企画財政課（市民意識調査）

(6) 居住意向

定住人口の減少を食い止め、増加を目指すためには、市外からの転入を増やすとともに、市民の満足度や利便性を高めて市外への転出を極力抑えていくことも重要です。

前項と同じく市民意識調査において、「あなたは今後も燕市に住み続けたいですか」という質問に対して「住み続けたい」との回答は80%台前半で横ばいから微減傾向にあります。

市外への転出を減らすために効果的な施策を実施し、市が持つ魅力を市内外にアピールすることで、この割合を平成31年度に83%、平成34年度には84%に上昇させることを目指します。



4. 中長期の財政見通し

将来にわたる安定的な財政運営を行うため、市税をはじめとする歳入や各政策分野における歳出の見通しを中長期的に示し、本計画に掲げた施策の着実な推進を財政面から裏付ける指針として、毎年度の当初予算編成に合わせて中長期の財政見通しを作成し、公表します。

この見通しは、毎年度の当初予算編成時点での将来推計に基づいて設定するものであり、その時々を経済動向や地方財政計画などにより修正を図っていきます。

5. 計画の進行管理

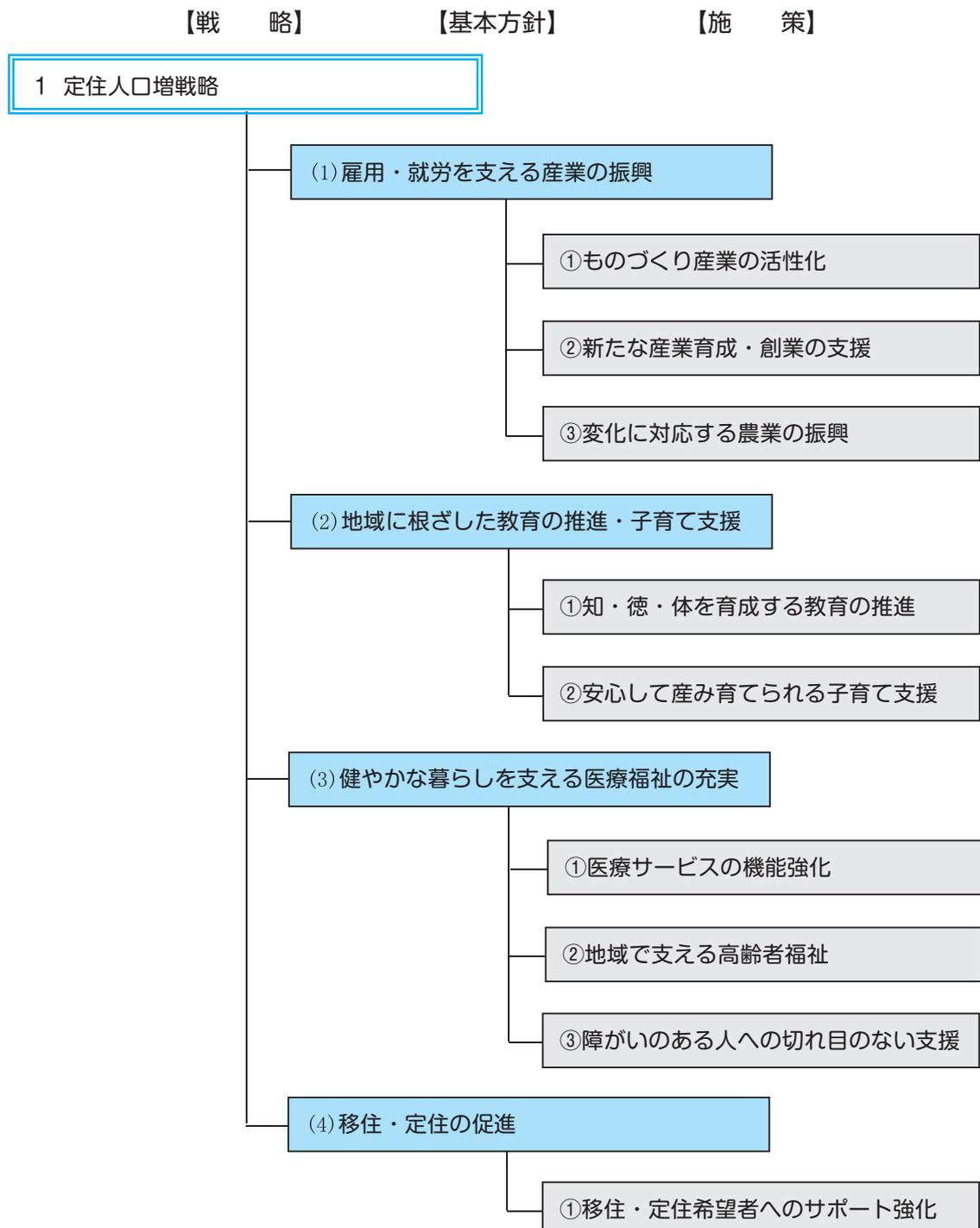
本計画で示す戦略・施策は、毎年度の予算編成およびこれを受けた個別事業の推進により実現を図ります。

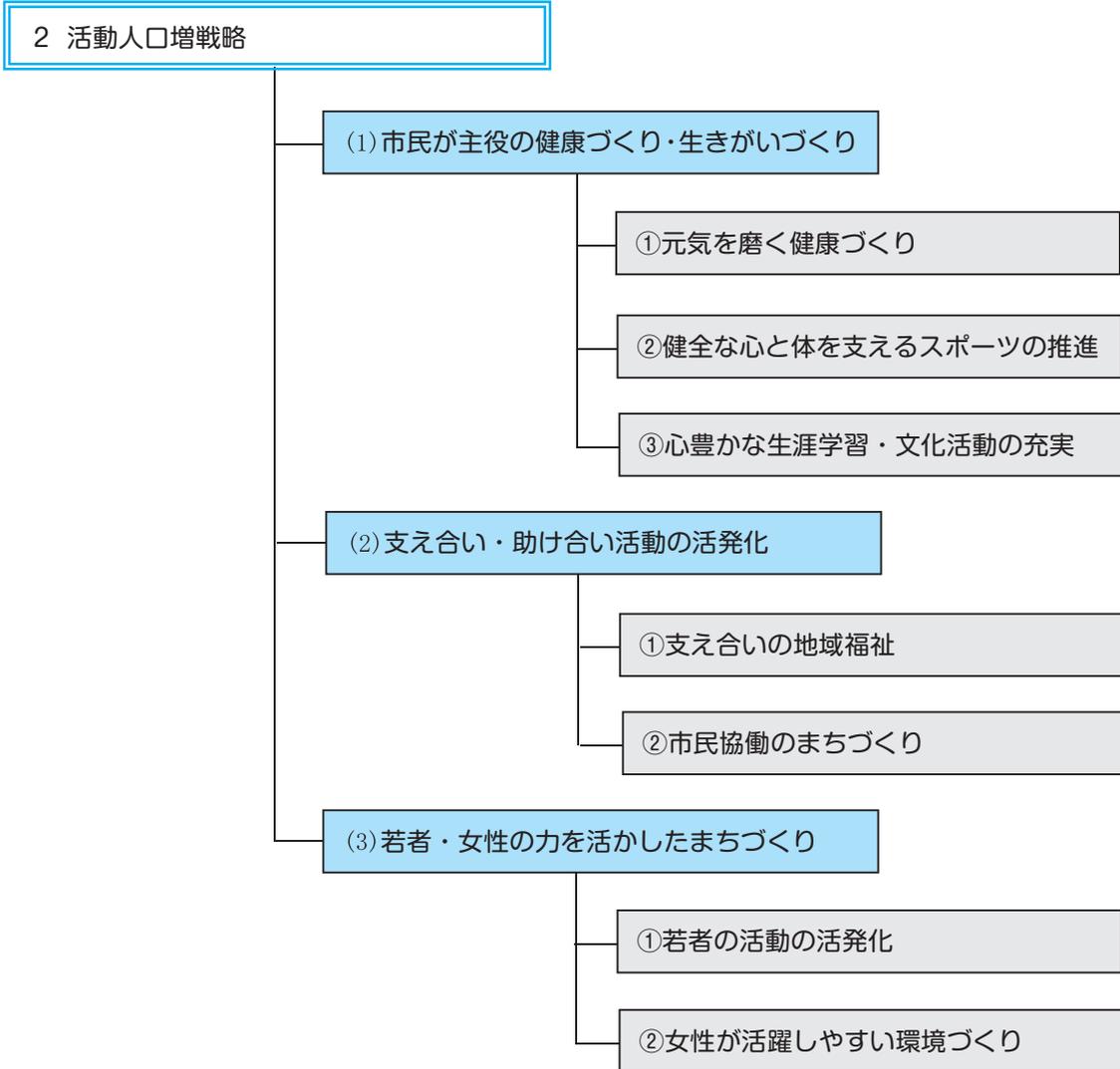
また、毎年度の進行管理における施策・事業の評価、施策ごとに掲げる達成目標の状況、市民意識調査等を踏まえ、本計画に基づく戦略・施策の成果を評価検証するものとします。

第3部 戦略別計画

○戦略別計画の体系図

本市の将来像「人と自然と産業が調和しながら進化する燕市 ～ 日本一輝いているまち～」を実現するために、3つの人口増戦略とそれを支える都市環境の整備に取り組みます。これらの戦略のもとに12の基本方針と29の施策を展開して戦略の具体化を図るとともに、毎年の予算編成・事業執行等を通じて実現に努めていきます。





3 交流・応援（燕）人口増戦略

(1) 観光の振興

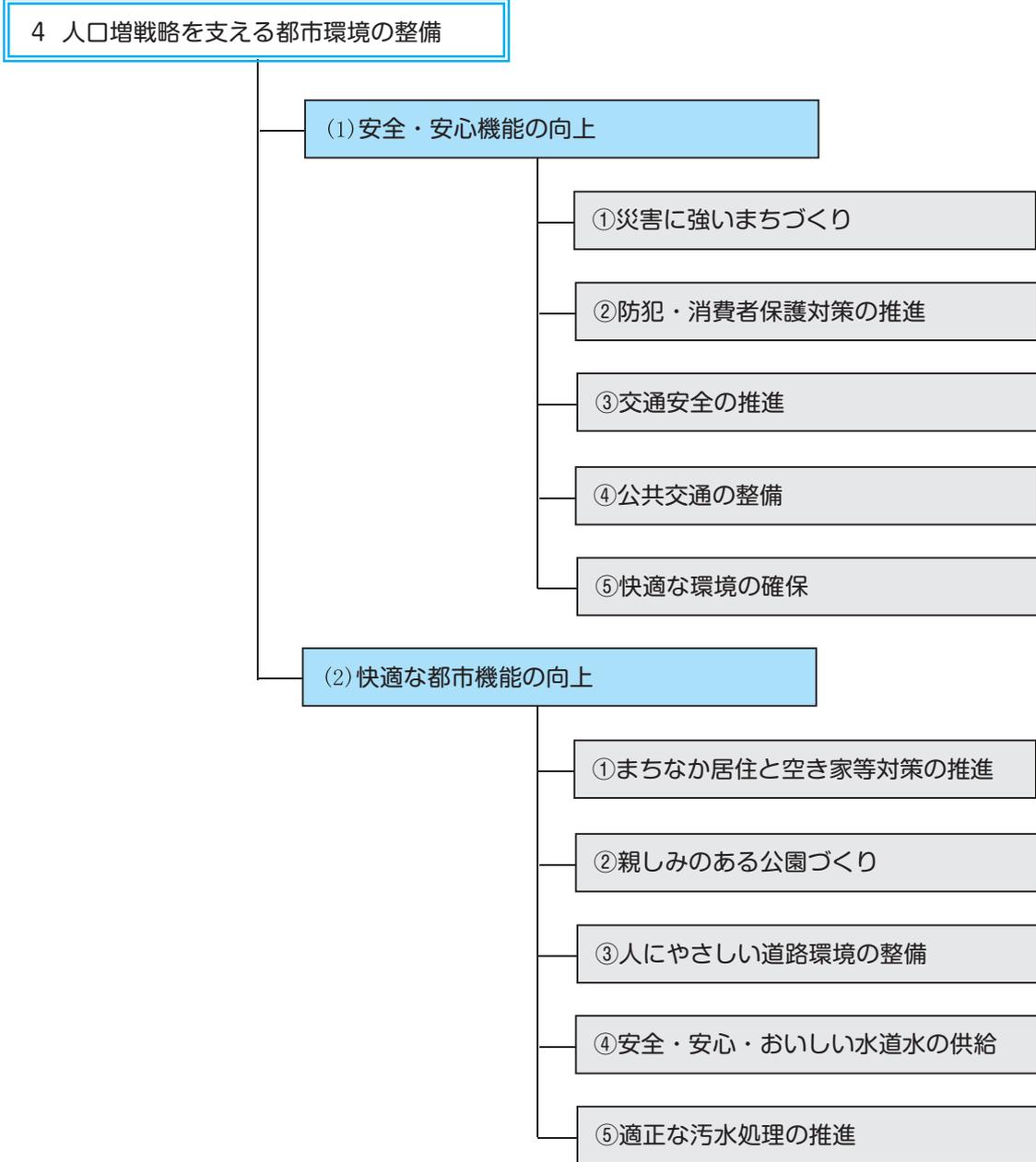
① 着地型観光の振興

(2) 都市間交流の推進

① 都市交流・広域連携の推進

(3) 燕市のファンづくり

① イメージアップ・ふるさと応援



戦略1 定住人口増戦略

基本方針1 雇用・就労を支える産業の振興

施策1 ものづくり産業の活性化

■ 現況と課題

近年、市内の中小企業を中心としたものづくりの現場では、技術者や職人の高齢化による離職や廃業から、技術継承が困難となっている状況が多く見受けられます。この背景には、経済のグローバル化に伴うサプライチェーン⁸の変遷や、従来にはないスピードでの市場の変化などから、これまでの地場企業の経営モデルでは立ち行かなくなっていることが大きく影響しています。

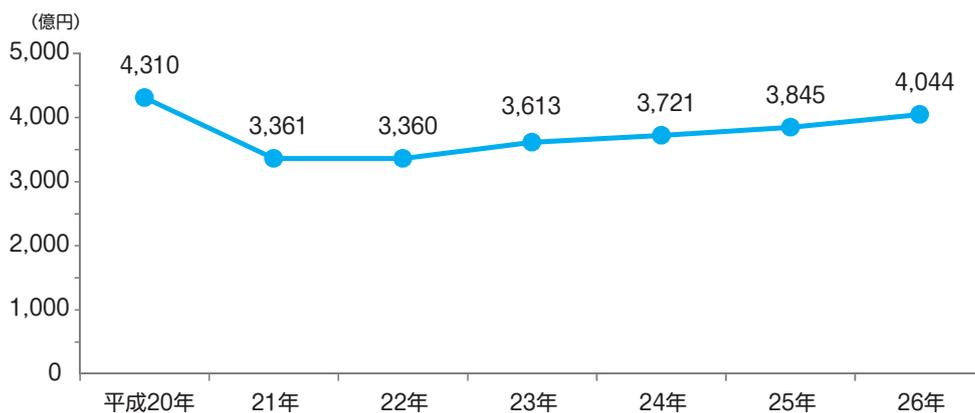
このことは、後継者対策や技術継承の問題だけに留まらず、これまで燕産地の強みであった多種多様な金属加工におけるサプライチェーンの崩壊につながりかねない深刻な課題でもあります。

そのため、本市ではこれまで新たな市場獲得に向けて、市内企業とさまざまな展示会への共同出展や国内外の見本市へ出展する際の補助などの販路開拓を支援するとともに、新しい産業分野への進出を目的としたセミナー・研究会の開催や新たな製品・技術の開発を促進するための開発補助などを行ってきました。

しかし、今後、人口減少による国内市場の縮小や労働力不足など、ものづくり産業を取り巻く状況はさらに厳しさを増すことが予想される中で、産地産業を維持し、地域の雇用創出を図っていくためには、従来の施策に加え、さらに産業基盤の高度化、高付加価値化が重要となっています。

また、広域連携によるスケールメリットを活かし、対外的な情報発信を強化するとともに、地場で生み出される卓越した製品群を地域の卸売企業と連携して国内外の新たな市場へ積極的にアピールしていくことなどが必要となっています。

製造品出荷額等の推移



※26年は速報値

資料：工業統計調査

⁸ サプライチェーン：製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでの工程や過程。

■施策の方向性

- ものづくり産業の活性化を図るため、新たな市場に向けた販路開拓を支援します。
- 産業の高付加価値化を目指して新産業を育成し、競争力強化を図ります。
- 後継者・技術者の育成を行い、経営力や競争力向上のための取り組みを支援します。

■主要施策

1. 産地産業ブランド化の推進

「ものづくりのまち・燕」としてさらなるブランド力の向上を図るため、本市の金属洋食器や厨房用品等を2020年東京オリンピック・パラリンピックの選手村などで採用してもらう取り組みや、金属酒器による乾杯の普及などを通じて、燕製品の高い技術力を発信します。また、海外への新たな販路の拡大に取り組みます。

2. 新産業育成支援

本市が保有する金属加工技術をベースにさらなる高度化を図りながら、より付加価値の高い医療機器産業等の新しい産業分野への参入や、それによる新たな企業群の創出に向けて、産・学・官・民・金が有機的に連携し支援を行います。

3. ものづくり現場力改善強化

「ものづくりのまち・燕」としてのブランド力を維持するため、国際的な品質管理規格を参考に地域独自で構築した品質管理規格（TSO）を積極的に広げていくなど、ものづくり現場の強化、効率化を推進します。

4. 産地技術基盤の伝承

本市が培ってきた金属加工における代表的な加工技術の中で、現在失われる可能性の高い技術を次代へ確実につなげていくため、その技術保有者の確保・育成支援を行うことで、産地として保有している技術基盤の維持・強化を図ります。

5. 広域連携による産業情報発信

燕三条地場産業振興センターをプラットフォーム⁹に三条市と連携し、見本市等を中心に本市のものづくりを国内外に向け積極的にPRすることで、産地産業における販路拡大を進めます。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年)	中間目標値 (H31年)	目標値 (H34年)
製造品出荷額等	3,844億6千万円 (H25年)	4,310億円	4,375億円
金属製品製造品出荷額	826億6千万円 (H25年)	910億円	924億円
従業員一人当たり製造業付加価値額	818万円 (H25年)	950万円	964万円

⁹ プラットフォーム：関係者の相互作用を誘発する場を提供するビジネス形態。

施策 2 新たな産業育成・創業の支援

■現況と課題

我が国では、地方における開業率が低迷しており、中小企業数やそこで働く従業員数も年々減少傾向にあります。

こうした状況の中、民間活力を高めていくには、開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要です。

本市においても、産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業計画を核とし、さまざまな創業支援策を実施しているところですが、全体的にみると、事業所数は減少傾向にあります。平成26年に燕商工会議所が実施した「小規模事業者アンケート」によれば、「後継者が不要」と回答した事業者が全体の44.7%となっており、うち92.8%は「自分の代で廃業予定」と回答しています。

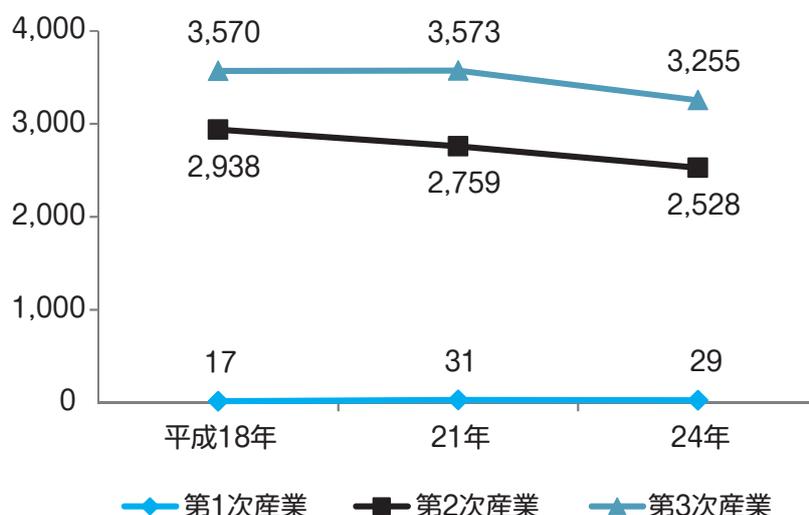
そこで、時代に合った企業や商店などを育成していくため、産・学・官・民・金が連携して継続的な経営支援体制を構築するとともに、本市での創業気運を醸成していくことが求められています。

これまで本市では創業支援を展開してきましたが、小売業やサービス業を目指す方が多かったため、今後はそれらの分野はもちろんのこと、燕の基幹産業である製造業においても新規創業を誘発していく取り組みを展開していく必要があります。また、商業や物流の分野においては、卸売企業がものづくり関連企業と連携しながら、地場で生み出される卓越した製品群を国内外へ送り出すとともに、多くの雇用を生み出すことで、地域経済の活性化の一端を担っています。

一方、かつては地域住民にとって、最も身近な商業集積地であり、生活に欠かすことのできない存在であった商店街には、人通りや活気・賑わいがなくなってきている状況にあります。

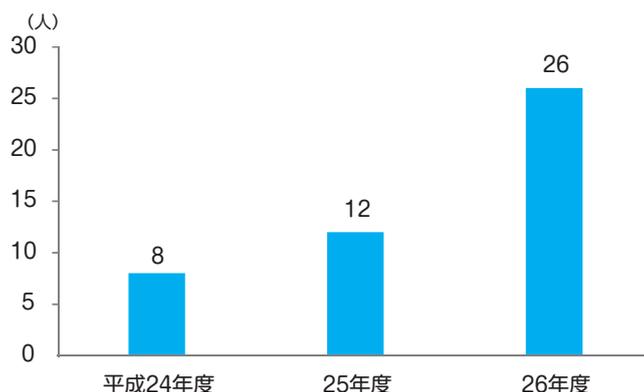
著しく変化する小売商業環境に対応するため、本市では、商店街活性化を目的とした助成事業や、中心市街地の賑わいを創出するためのイベントを開催しており、今後も引き続き、新規出店の促進や賑わいの創出、個店の魅力づくりなど、商店・商店街への効果的な支援を実施し、小売商業の活性化とまちなかの賑わいを創出していく必要があります。

事業所数の推移



資料：事業所・企業統計調査（平成18年）経済センサス（平成21、24年）

個人開業届出数（第二創業¹⁰を含み事業継承を除く）



資料：税務課

■施策の方向性

- 「ものづくりのまち・燕」の特徴を活かしながら、熱意と意欲のある人が創業しやすいよう、時代の変化に合わせて支援策を充実していきます。
- 地域製品のPRを通じた卸売業等の活性化を図ります。
- 個店の魅力や、まちなか・商店街の持つ可能性を引き出すため、商工会議所・商工会などと連携して、商店・商店街への効果的な支援を行います。

■主要施策

1. 創業等に対する支援

小売業やサービス業をはじめ、本市の特徴であるものづくり関連などの各分野において創業を誘発するため、経営ノウハウ、資金調達、技術向上などをパッケージで支援していきます。また、市民や地元企業をはじめ、首都圏などのエンジニア、クリエイター、学生などを巻き込んだ「共創の場」づくりに取り組みます。

2. 卸売業等の活性化促進

「つばめ金属製品応援宣言¹¹」や「ふるさと納税¹²制度」、「青空即売会」等を通じ、金属製品や農産品などのPRを積極的に行い、地域製品のモノの流れを活性化させ、卸売業や物流業の活性化を促進します。

3. 商店・商店街への効果的な支援

まちなか・商店街の持つ可能性を引き出すため、商工会議所や商工会、商店街などとの連携により、経営強化のための支援を行います。また、地元商店などが出店する誘客イベントを開催することで、個店の魅力や商品・サービスなどを広くPRし、市内商業の振興を図ります。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
新規創業者数〔年間〕	26人 (H26年度)	50人	50人

10 第二創業：既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。
 11 つばめ金属製品応援宣言：国が、地方創生の取り組みの一環として推進している市町村による「ふるさと名物応援宣言」に基づき、燕市を代表する名物である金属洋食器、金属ハウスウェア、燕鎚起銅器、金属製品を「ふるさと名物」として、「つばめ金属製品応援宣言」を行っている。
 12 ふるさと納税：地方税法上の寄附金税制であり、自治体に寄附することで税の控除が受けられる制度。

施策3 変化に対応する農業の振興

■現況と課題

信濃川や中ノ口川などがもたらす肥沃な大地に恵まれた本市は「米どころ新潟」を支える田園地帯が広がっており、稲作を中心に野菜や果樹などの生産も盛んに行われています。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足などが進行し、離農する経営体も増加傾向にあり、米消費量の減少、米価の下落などによる農業所得の減少も続いています。

さらに、国では、長年続いてきた行政による主食用米の生産数量目標の配分（生産調整・減反）を平成30年を目途に見直し、生産者や集荷業者・団体が自ら決められるようにすることを目指しており、「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」の行方など、農業経営の先行きがますます不安定・不透明な状況となっています。

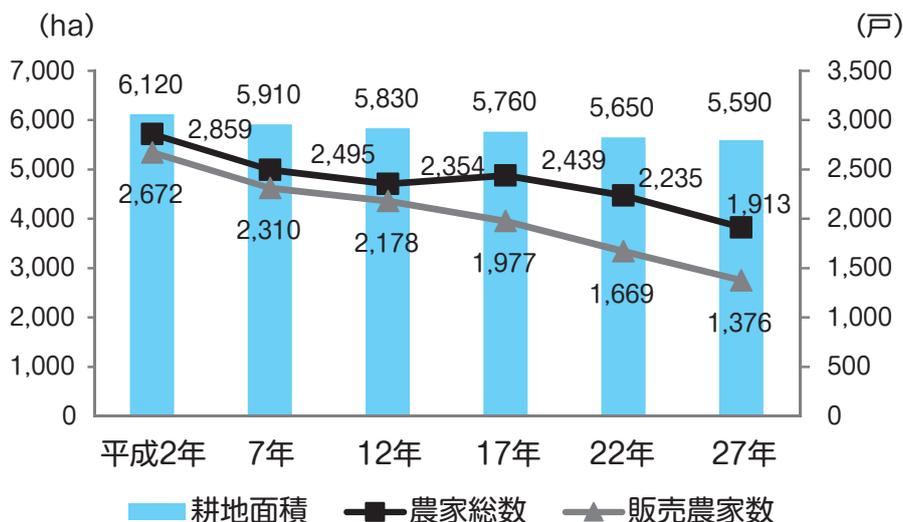
そのような状況において、水稻を基幹作物とする本市では経営体の体質強化を図るべく、水稻直播栽培によるコストの低減や担い手への農地集積を推進する農地中間管理機構制度に取り組むとともに、減農薬・減化学肥料のコシヒカリを使った「飛燕舞¹³」、「つば九郎米¹⁴」のブランド化戦略を推進し、独自の販路開拓を進めてきました。

今後は、担い手の育成に積極的に取り組みながら、農用地の集積・集約等による農業経営の効率化、安全で安心な農産物の安定供給等を図ることに加え、消費者のニーズを捉えたブランド化・高付加価値の農産物づくりや、本市ならではのものづくり産業との連携による販売促進等を進めていくことが求められています。

こうした状況の中、「職業としての農業」をより魅力あるものとするためには、農業所得の向上は重要な課題であり、水田等を活用した新たな需要の拡大に向けた「複合営農」や地域産品への理解を深める施策等により、安定した農業経営を目指す必要があります。

また、土地利用型農業の生産基盤を確保・保全し生産性が向上するよう、大区画ほ場整備等を進めるとともに、農業・農村が有する多面的機能¹⁵の維持・発揮を図る取り組みが重要です。

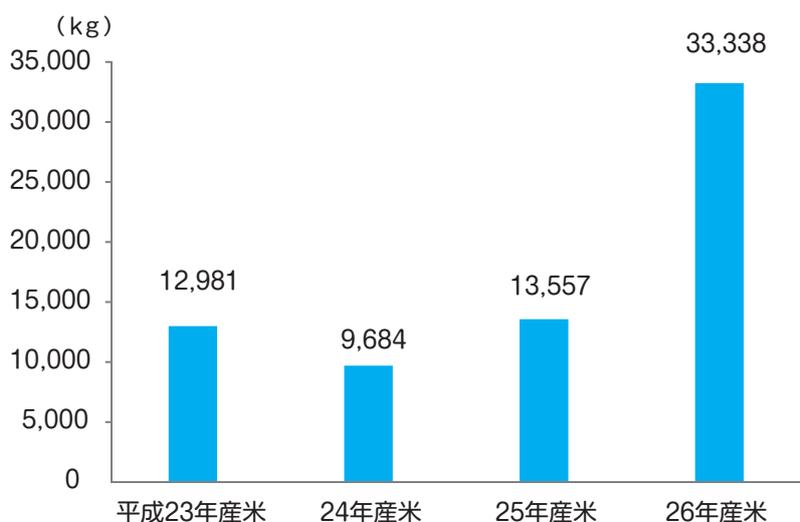
耕地面積、農家総数および販売農家数



※27年は概数値 資料：農林業センサス

13 飛燕舞：燕市内で生産された特別栽培農産物（農薬や化学肥料の使用量が5割以下で栽培された農作物）の品質を有する1等米厳選コシヒカリ。
 14 つば九郎米：農薬や化学肥料を3割以上削減して栽培されたお米を厳選し、東京ヤクルトスワローズとのコラボレーションで販売するコシヒカリ。
 15 農業・農村が有する多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

ブランド米販売実績



資料：農政課

■施策の方向性

- 主食用米のほか、加工用米・備蓄用米・新規需要米（飼料用・米粉用・輸出用）など、需要に応じた米生産を推進しながら、農業所得の向上を目指す新たな取り組みを支援します。
- 明日の農業を担う意欲ある農業経営者（担い手・生産組織等）の育成に努めます。
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境保全の取り組みを支援します。
- 農業の生産性の向上と農作業の効率化に向け、生産基盤の整備を推進します。

■主要施策

1. 農業所得の向上に向けた魅力ある農産物の生産拡大

需要に応じた米生産を推進しながら、複合営農や魅力ある農産物の生産拡大・高付加価値化（ブランド化）、特色ある農産加工品開発、他産業との連携（農商工連携）を図るなど農業所得向上を目指す新たな取り組みを支援します。

また、首都圏との交流を通じ、燕市産農産物のPR、販路拡大などを推進するとともに、農産加工品などの販路開拓に意欲ある生産者を支援します。

2. 農業の担い手の育成・確保

担い手の育成・確保に向け、認定農業者制度¹⁶、人・農地プラン制度¹⁷を活用した地域ごとの営農体系の確立を目指し、経営体の基盤強化を推進します。

また、意欲ある担い手が持続可能で安定的な経営基盤を築き、効率的な農業経営を促進するため、農地の集積・集約化による規模拡大やコスト低減を目指す新たな取り組みなどを支援します。

! 16 認定農業者制度：市町村が、農業者（または農業を営もうとする者）が作成した農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の認定を行い、計画の実現のために支援を行う制度。

17 人・農地プラン制度：持続可能な力強い農業の実現に向け、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくために、中心となる経営体への農地集積や地域農業の在り方等を話し合い、地域が抱える人と農地の問題を解決するための制度。

3. 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向け、地域資源（水路、農道等）の維持管理、施設の長寿命化などの質的向上を図る活動や環境保全効果の高い営農活動（減農薬・減化学肥料栽培と併せて、自然循環機能を活かした持続的で自然豊かな生物多様性に寄与する冬期湛水管理や江の設置、カバークロップ（緑肥）などを行うこと）を支援します。

4. 農地の保全と基盤整備の推進

「農業振興地域整備計画」に基づき優良農地などの確保を図り、地域の農業振興に努めます。

また、ほ場などの基盤整備を推進し、農業の生産性の向上や農作業の効率化を図ります。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
ブランド米販売実績	33.3トン (H26年度)	36.0トン	38.0トン
直播栽培面積（コスト低減）	5.4% (H26年度)	10.0%	13.0%
担い手の集積率・面積	59.5% 3,386ha (H26年度)	75.7% 4,310ha	85.5% 4,868ha
主食用水稻に占める化学肥料・ 化学合成農薬の5割以上の低減に よる作付割合	27.6% (H26年度)	30.7%	32.7%
30アール区画以上のほ場整備率	64.5% (H26年度)	65.8%	66.5%

基本方針2 地域に根ざした教育の推進・子育て支援

施策1 知・徳・体を育成する教育の推進

■現況と課題

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化、ICT¹⁸化の進展、地域社会のつながりや支え合いの機能の低下など、現在、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。このことは本市においても例外ではありません。

本市では、第1次総合計画のもと「学力向上」、「燕らしい特色ある教育」を推進してきました。小中学校における日々の授業で「分かる・できる喜び」を大切にするとともに、小学校では集中力などの向上、中学校では授業の振り返りと家庭学習への接続を目指した「燕長善タイム」や「中学校学力向上対策プロジェクト（国語・数学・英語）」を行ってきました。

幼稚園・保育園・認定こども園では、各園共通の歌「みんなつばめのこども¹⁹」を歌ったり、「つばめっ子かるた²⁰」で遊んだりしながらふるさと燕への愛着を育み、小学生には「燕ジュニア検定²¹」を開催し、郷土を理解し、誇りに思う心を育ててきました。また、リーダーとしての資質を養い、未来の本市を担う子どもたちを育成するため、小学生には「長善館学習塾」、中学生には「燕キャプテンミーティング」を実施してきました。さらに、世界共通語である英語を操り、世界に通用する人材を育成する「Jack & Betty プロジェクト」、小中高校生から20歳までを対象に夢の実現を応援する「羽ばたけつばくろ応援事業」も実施してきました。これらの事業を通して、本市の教育で目指す「生きる力がみなぎる燕の子ども」の育成は着実に進んだものと考えます。

社会の変化が加速する中、「生きる力がみなぎる燕の子ども」の育成をさらに進め、より確かなものとするためには、これまでの取り組みを継続・発展させ、家庭・地域と連携しながら、知・徳・体のバランスを大切にして「生きる力」を育成していく必要があります。

今後も学校の伝統や地域の環境を活かしながら各種教育施策を進めることで、学力向上や生徒指導上の諸問題など、学校を取り巻く課題を解決して、燕らしい特色のある教育を推進し、未来を担う子どもたちを育み、魅力あるまちづくりへと繋げていくことが重要です。



¹⁸ ICT：情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology)。

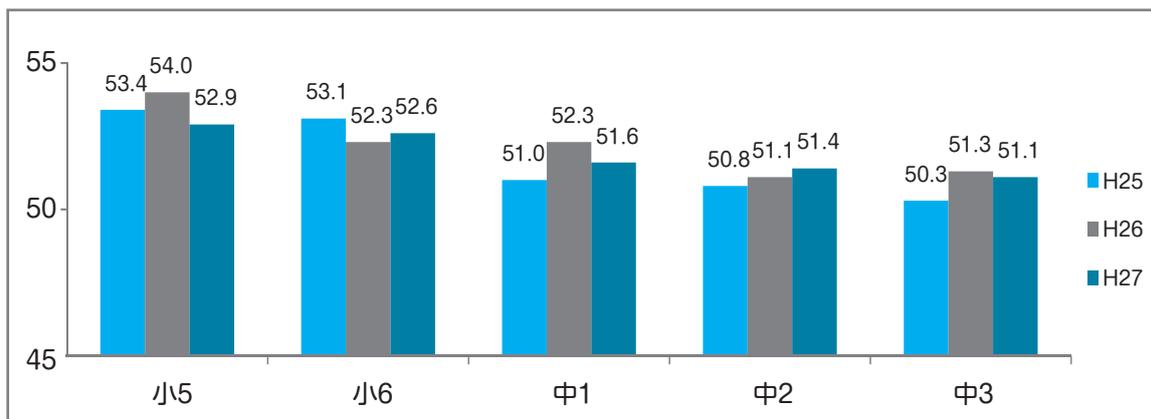
¹⁹ みんなつばめのこども：燕市の幼稚園、保育園、認定こども園の子どもたちが一緒に歌える歌をつくりたいという思いから、平成25年4月の「燕南こども園」の開園を契機に作られた、燕市のこどもの歌。

²⁰ つばめっ子かるた：平成24年度に作成された燕市のご当地かるた。平成25年度からは小学生を対象に「つばめっ子かるた大会」を開催している。

²¹ 燕ジュニア検定：子どもたちに燕の歴史や文化などを楽しく勉強し、ふるさと燕への誇りと愛着を育んでもらうため、平成24年度に作成した「燕ジュニア検定問題集」を基に実施する検定。

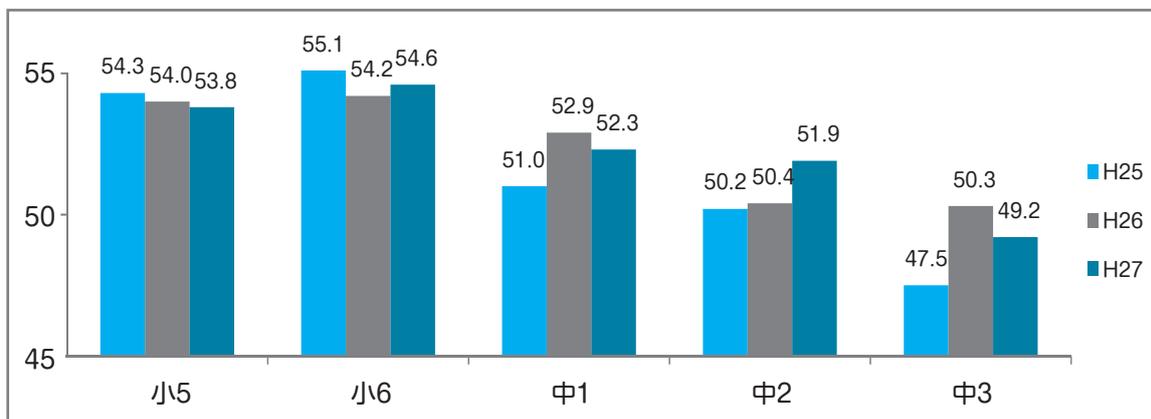
全国標準学力検査（NRT）の結果（偏差値）

国語



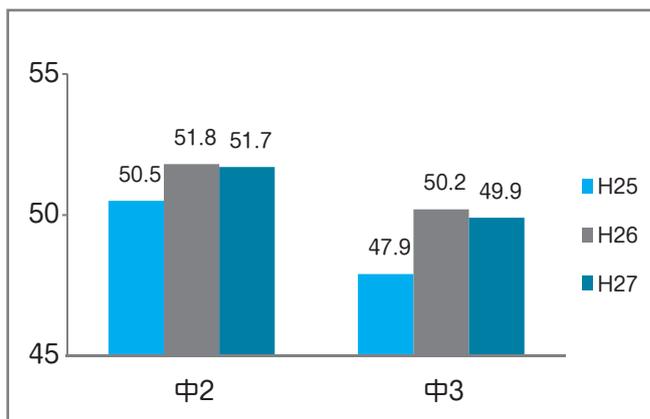
資料：学校教育課

算数・数学



資料：学校教育課

英語



資料：学校教育課

■施策の方向性

- ふるさと燕への愛着や誇りと、未来を切り拓きグローバル社会を生き抜く力を育むため、文化・伝統・産業などを活かした特色ある本市の教育を推進します。
- 発達と学びの連続性を重視し、確かな学力の向上、豊かな心や社会性の育成、健康でたくましい心身の育成などを通して、子どもたちの「生きる力」を育みます。
- 学校・家庭・地域など関係者が一体になった連携協力を強化し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりや社会全体の教育力向上に努めます。
- 安全・安心な環境で学べるよう、教育環境の整備、充実を図ります。
- 目標や夢を持った若者の活動を支援し、次代を担う人材を育成する取り組みを推進します。

■主要施策

1. 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

本市の未来を担うすべての子どもたちに「生きる力」を育むため、基礎的な知識および技能の確実な習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を図り、確かな学力を培います。

県立教育センター、新潟大学、長岡技術科学大学等との連携をより強化し、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）を重視し、「分かる授業」「楽しい授業」づくりを行いながら、変化の激しい社会を生き抜くための思考力・判断力・表現力などをより一層育んでいきます。

2. 国際理解教育・外国語教育の推進

小中学校の国際理解教育、英語教育を一層推進し、世界で活躍できるグローバル人材の育成を目指します。

小学校では、児童が英語の基本的な表現に慣れ親しみながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指します。中学校では、「読む」「書く」「話す」「聞く」という4技能をバランス良く身に付けるとともに、特にコミュニケーション能力を高めることを目指します。

3. 未来を切り拓く力を育むキャリア教育の推進

自分の持てる力を活かそうとする意欲や郷土を愛する心を培い、燕市の未来を担う子どもたち一人ひとりが自立して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を育みます。

キャリア教育推進会議を開催し、産官学が一体となった地域参画型のキャリア教育を推進します。

4. 豊かな人間性や社会性、たくましい体を育む教育の推進

地域と一体となった「心の教育」の充実を図るため、保護者や地域住民が道徳の授業に参加したり、児童生徒が地域の体験活動に参加したりするなど、学校、家庭、地域の連携した取り組みを進めます。

また、すべての学校が、教育活動全体を通じて社会性を育むため、児童生徒が主体的に関わり合って学ぶ授業や協力しながら取り組む活動を展開します。

さらに、県と連携しながら、各校の実態に即した体力向上のための「1学校1取組」を推進するとともに、子どもたち一人ひとりが食の正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。

5. 家庭や地域と連携した魅力と活力ある教育の推進

学校、地域および保護者が一体となって子どもたちを育む体制づくりをより一層推進します。

また、地域住民の協力による放課後などの学習支援活動を全小中学校に普及します。

6. 安全・安心な教育環境の整備

必要な大規模改修工事等を実施し、安全・安心な教育環境づくりを推進します。

また、大規模改修に併せたトイレ改修などを含む教育施設・設備の整備を進めます。

7. 若者の自主的・主体的な活動への応援

本市の将来を担う人材育成を目的に、目標や夢の実現のために行う活動や社会参画事業の実現に向け、一歩踏み出すきっかけづくりとして、その活動を応援します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
全国標準学力検査（NRT）偏差値平均50以上の中学1年生から3年生の教科の数（国語・数学・英語） ※中学1年生の英語を除く全8教科	2教科（中1） 3教科（中2） 1教科（中3） 計6教科 (H27年度)	8教科 (全教科)	8教科 (全教科)
「学校に行くのは楽しい」と回答した小学6年生と中学3年生の割合	小学校89.0% 中学校84.4% (H27年度)	小学校90.0% 中学校85.0%	小学校92.0% 中学校87.0%
「将来の夢や目標を持っている」と回答した小学6年生と中学3年生の割合	小学校86.2% 中学校71.5% (H27年度)	小学校90.0% 中学校75.0%	小学校90.0% 中学校80.0%

施策 2 | 安心して産み育てられる子育て支援

■ 現況と課題

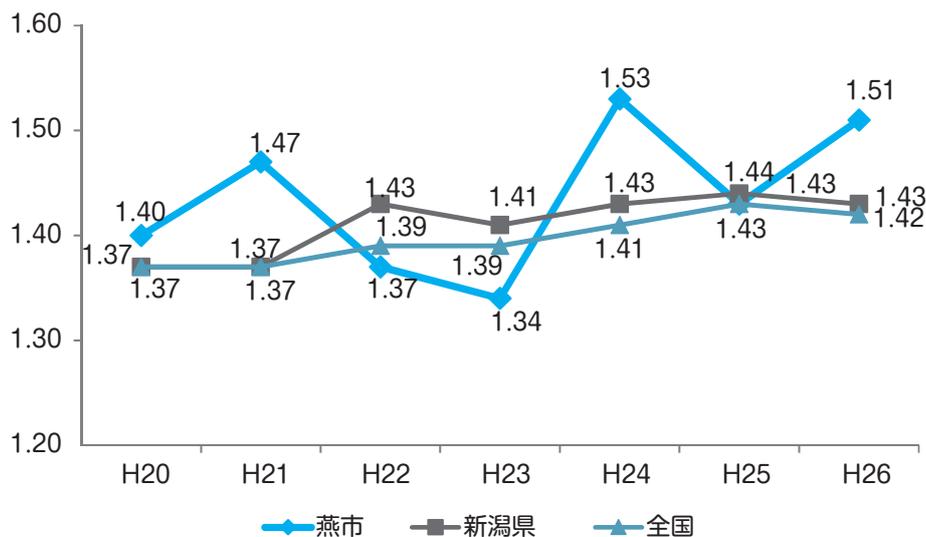
子育て世帯の核家族化や共働きの増加などにより子育て環境は大きく変化しており、育児に対する不安や負担を感じる人が多くなっています。さらに不妊の増加や未婚化・晩婚化により本市の出生数は減少傾向にあります。

平成 22 年国勢調査に基づく本市の 15～49 歳の婚姻率は、男性が 44.4%、女性が 53.4% となっており、男女ともにすべての年代において下降傾向にあり、10 年前と比較すると、男性は約 4 ポイント、女性は約 5 ポイント低下しています。このまま未婚化・晩婚化が進むと、次の世代を担う子どもたちの数も減少していき、少子化に拍車がかかっていきます。

市内在住の若年者（18～39 歳）を対象に行った市民意識調査によれば、未婚の男女が結婚しない、あるいは結婚できない主な理由の一つとして、異性との出会うきっかけがないことを挙げていることから、行政をはじめ企業や民間団体など多方面に出会いを支援するさまざまな取り組みが求められています。

また、全国的な少子化傾向が続く中、本市においても次世代を担う年少人口の割合が、平成 26 年には 12.6% となり、年々減少が続いていますが、合計特殊出生率²² は下げ止まりの傾向が見られます。

合計特殊出生率の推移



資料：新潟県福祉保健年報

本市では、不妊治療に係る費用の一部助成などの経済的負担の軽減や妊娠届出時からの早期の支援体制づくりに努めるとともに、育児支援の充実に取り組んできました。

その一環として、妊娠から子育てまでのさまざまな不安を早期に把握し対応するために、平成 27 年度に妊娠から子育てまでの「育み相談コーナー」を開設し、総合相談窓口としての役割を担っています。この総合窓口を継続し、安心して相談が受けられる体制整備を進めながら、課題の明確化とその対策を推進していく必要があります。

²² 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

特に虐待予防に関する家庭への支援については、現在取り組んでいる関係部署の連携を強化し、妊娠・出産から就園・就学に至るまでの切れ目のない支援を推進していくことが重要です。

また、共働き世帯の増加や晩婚化により、不妊治療を受ける年齢も高齢化していることから、不妊・不育症治療に関する一層の普及啓発に加え、将来の妊娠に向けて女性の総合的な健康管理を進めることも重要になってきており、子宮がんなどの不妊リスクの早期発見・早期治療に取り組める環境の整備が必要となっています。

さらに、仕事と子育ての両立を支援するため、乳児・未満児保育の拡充や病児・病後児保育室の開設など、安心して子どもを産み健やかに育てられる子育て環境の整備を進めてきましたが、平成27年3月に実施した市民意識調査では、「仕事と子育てを両立するための支援」が不十分だと感じている人の割合が高くなっています。そのため、これまで以上に乳幼児保育・幼児教育の充実、多様な保育ニーズへの対応、幼稚園・保育園の施設の充実などを継続して発展させていくことが必要です。

■ 施策の方向性

- 未婚化・晩婚化を解消するための一助として、関係団体と連携しながら男女の出会いを総合的にサポートします。
- 健やかに子どもを産み、育てることができるよう、母子保健の充実を図ります。
- 子どもを育てることと働くことの両立を支援します。
- 地域ぐるみで安心して子育てするための環境を整備するとともに、健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長を支援します。

■ 主要施策

1. 出会いの場の提供

独身の男女が集うパーティーやイベントを企画し、男女の出会いの場を提供します。

また、市民主体の結婚応援組織の活動および関係団体や民間企業等が実施する出会いサポートイベントなどの情報収集・発信を支援します。

2. 妊娠を望む夫婦への支援強化

不妊・不育症治療に関する普及啓発と不妊治療の支援に努め、早期に不妊治療に取り組める環境を整備します。

3. 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない総合相談体制の構築

妊娠・出産・育児についてのワンストップ総合相談体制を継続し、関係部署とのネットワーク構築を推進するとともに、相談内容から課題を明確化し、対策を強化していきます。

また、産後の母体の回復やケア、授乳指導や育児支援の充実を図るとともに、子宮がん等の不妊リスクの早期発見、早期治療に努めます。

4. 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

仕事と子育ての両立を支えるため、病児・病後児保育、障がい児保育等の多様な保育需要に対応した保育サービスの充実を図り、利用者の生活実態に合った支援体制づくりに努めます。

5. 子育て支援サービスの充実

身近な地域で子育て支援サービスを受けることができるように環境を整備するとともに、さまざまな地域の人材や団体等をネットワーク化し、地域ぐるみで支え合いを推進します。

6. 特色ある事業や交流活動による子どもの健全育成のための支援

子どもの健全育成を図るため、地域の特性や各児童館の特色などを活かした事業プログラムや交流活動の充実に努めます。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
子育て支援に対して満足と答えた人の割合（市民意識調査）	31.9% (H26年度)	40%	60%
特定不妊治療助成事業利用者の出生数〔累計〕	39人 (H23年度~26年度の累計)	98人	134人
育児相談会・育児教室参加者〔年間延べ数〕	2,301人 (H26年度)	2,479人	2,596人
育児が楽しいと感じる人の割合（乳幼児健診時のアンケート調査）	71.7% (H26年度)	73.0%	75.0%
病児・病後児保育の利用者数	462人 (H26年度)	1,000人	1,200人
地域子育て支援センター利用者〔年間延べ数〕	37,286人 (H25年度)	38,000人	39,000人

基本方針3 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実

施策1 医療サービスの機能強化

■現況と課題

安全・安心な医療を提供するため、現在、休日在宅当番医等の初期救急医療²³および土日祝日の二次救急医療²⁴体制等を整備していますが、本市を含む県央医療圏においては、未だに救急搬送の受入体制が必ずしも整っておらず、域外搬送率は県内で最も高く、患者搬送の遅延につながっています。

また、全国的にも医師不足、看護師不足が問題となっている中、県央医療圏では人口10万人に対する医師数や看護師数が全国平均を下回る状況にあります。本市の人口当たりの診療所の医師数は県内トップクラスですが、勤務医の人数は、他の医療圏では増加傾向にあるのに対し、県央医療圏では減少が続いています。他圏域と比べ医療施設・設備の整った魅力的な病院が少ないことが、医師や看護師不足の一因として想定されます。

限られた医療資源をより効率的に活用することはもとより、重篤な患者に対応できる医療体制を整備して域外への救急搬送を減らし、医師や看護師を確保するためにも、懸案となっている救命救急センターを併設した県央基幹病院の早期開設に向けた取り組みが必要です。

さらに、少子化対策や子育て支援の観点から、妊産婦や子どもに対する医療費助成を継続し、子育てにおける経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

医療圏別の救急搬送の状況（平成26年）

	下越	新潟	県央	中越	魚沼	上越	佐渡	合計
救急搬送件数	7,918	36,301	8,168	15,776	7,121	10,446	2,798	88,528
うち域外搬送件数	342	1,859	1,503	174	710	128	33	4,749
域外搬送率	4.3%	5.1%	18.4%	1.1%	10.0%	1.2%	1.2%	5.4%

資料：救急患者搬送先医療機関調査

23 初期救急医療：入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者へ対応する救急医療。
24 二次救急医療：入院治療を必要とする患者に対応する救急医療。

県央医療圏（救急告示病院）における勤務医数の推移

医療圏	医師数												増加率 (B/A)	基幹的病院の整備状況
	平成10年(A)		平成15年		平成20年		平成25年(B)							
下越	126.5	常勤 112.0 非常勤 14.5	133.4	常勤 116.0 非常勤 17.4	155.0	常勤 134.0 非常勤 21.0	172.6	常勤 147.0 非常勤 25.6	1.36	県立新発田病院				
	新潟	958.4		常勤 887.0 非常勤 71.4		885.2		常勤 797.0 非常勤 88.2			983.5	常勤 857.0 非常勤 126.5	1192.6	常勤 1042.0 非常勤 150.6
県央		169.6	常勤 143.0 非常勤 26.6	159.2	常勤 131.0 非常勤 28.2	140.1	常勤 112.0 非常勤 28.1	145.0	常勤 115.0 非常勤 30.0	0.85				
	中越	321.9	常勤 300.0 非常勤 21.9		336.3		常勤 292.0 非常勤 44.3		382.7			常勤 318.0 非常勤 64.7	443.0	常勤 362.0 非常勤 81.0
魚沼		195.6	常勤 170.0 非常勤 25.6	198.3	常勤 158.0 非常勤 40.3	184.9	常勤 134.0 非常勤 50.9	139.9	常勤 100.0 非常勤 39.9	0.72	魚沼基幹病院			
	上越	215.3	常勤 200.0 非常勤 15.3		226.3		常勤 193.0 非常勤 33.3		256.5			常勤 224.0 非常勤 32.5	269.0	常勤 244.0 非常勤 25.0
佐渡		46.3	常勤 35.0 非常勤 11.3	53.8	常勤 39.0 非常勤 14.8	54.4	常勤 35.0 非常勤 19.4	60.7	常勤 39.0 非常勤 21.7	1.31				
	計	2033.6	常勤 1847.0 非常勤 186.6		1992.5		常勤 1726.0 非常勤 266.5		2157.1			常勤 1814.0 非常勤 343.1	2422.9	常勤 2049.0 非常勤 373.9

資料：県央基幹病院整備基本計画策定委員会資料

■ 施策の方向性

- 救急医療体制の充実を図ります。
- 地域密着型の医療体制の提供と高度・専門的診療機能の確保を要望します。
- 出産・子育てに係る医療費の経済的な負担を軽減します。

■ 主要施策

1. 初期救急医療体制および二次救急医療体制の充実

休日在宅当番医、休日夜間急患センター、県央医師会応急診療所による初期救急医療体制および土曜、日曜、祝日の二次救急医療体制整備の運営支援と体制周知を推進します。

2. 県立吉田病院の機能充実と県央基幹病院の早期整備

小児科領域において特色ある医療を提供している県立吉田病院の診療機能の充実と診療体制の整備および県央基幹病院の早期整備による救命救急医療の充実を県に要望します。

3. 妊産婦や子どもに対する医療費助成の継続

妊産婦や子どもに対する医療費助成を継続し、経済的な負担を軽減します。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
病気になった時の医療体制に対して不満と答えた人の割合（市民意識調査）	46.6% (H26年度)	37%	30%
休日在宅当番医の実施率	100% (H26年度)	100%	100%
土日祝日の二次救急病院開院率	100% (H26年度)	100%	100%

施策 2 地域で支える高齢者福祉

■ 現況と課題

団塊の世代が65歳以上となり、ますます高齢化が進行していますが、最近では、「アクティブシニア」と呼ばれる元気な高齢者が増えてきています。一般的に、65歳以上が高齢者と定義されていますが、最近では高齢者と呼ばれるには違和感を持つような、身体能力が高く元気ではつらつとした方が増えていることから、この定義を見直したほうがよいのではないかとの声もあり、介護や支援を必要としないアクティブシニアが活躍する場として就労の場やボランティア活動の機会をこれまで以上に充実させるなど、健康寿命を延ばしていく取り組みが求められています。

一方で、団塊の世代の高齢化や平均寿命の伸びにより、要介護者の割合は速いテンポで増加しています。平成26年度末の65歳以上の介護認定率は17.7%となっており、全国の17.9%や新潟県の18.7%よりは低いものの、今後も増加していくことが見込まれます。

また、本市が、平成25年度に40歳以上の市民を対象に行った「高齢者保健福祉と介護保険に関する調査」結果によれば、回答者の5割近くの市民が「将来の寝たきりや認知症²⁵が心配」、「介護が必要になった時、自宅でサービスを利用しながら生活したい」と回答しています。

今後、高齢者が増加する中、団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向けて、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステム²⁶の構築が求められています。

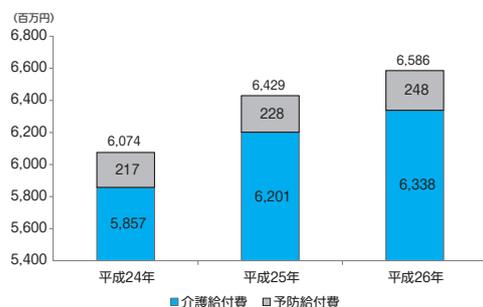
そのため、在宅で医療や介護を受けるための体制づくりや認知症になっても自宅で安心して暮らし続けることのできる地域づくり、そのほか虚弱高齢者や要支援者への介護予防や生活支援体制の整備が必要です。

また、介護施設等については、高齢者が在宅で安心して介護を受けることのできる環境や必要に応じて施設で介護を受けることのできる体制の整備を進めてきましたが、充足している状況にはなく、今後も整備を進めていくことが必要と考えています。

その一方で、介護人材不足が介護サービスを提供する上で問題となっており、その対応が求められています。

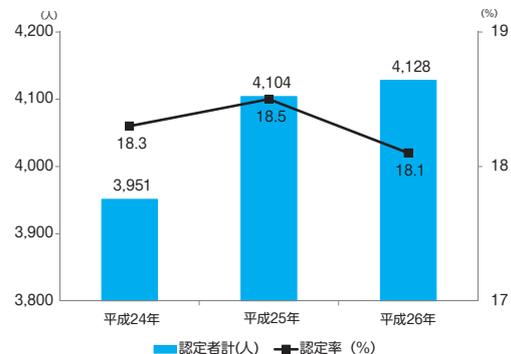
そのほか、高齢化の進行による要介護者の増加は、介護給付費や介護保険料を押し上げる要因となるため、介護給付費の適正化により介護保険財政の健全化に引き続き取り組む必要があります。

介護給付費の推移



資料：長寿福祉課

要介護認定者数と認定率



資料：長寿福祉課

25 認知症：一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態。

26 地域包括ケアシステム：高齢者が介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で生活することができるようにするため医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される体制。

■施策の方向性

- 元気な高齢者がいつまでも活躍することのできる環境の充実を図ります。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の人が住み慣れた自宅で安心して生活するため、支援の充実を図ります。
- 介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で介護を受けながら生活するため、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 介護保険制度の円滑な運営と適切な介護サービスを提供する体制の整備を進めます。

■主要施策

1. アクティブシニアの活躍の場の充実

高齢者の就労やボランティア活動などが介護予防につながるよう、多くの元気な高齢者が生きがいを持って活躍することのできる機会の提供と支援の充実を図ります。

2. 高齢福祉サービスの充実

介護サービスに対する給付とは別に、自立した生活を支えるため、一人暮らしや高齢者のみの世帯に対する緊急通報システム²⁷や軽度生活支援²⁸などのサービスの充実を図り、高齢者が安心・快適に生活できるよう支援します。

3. 在宅医療・介護連携体制の整備

医療と介護を必要とする要介護者が、退院後安心して在宅で医療や介護サービスを受け、最期まで住み慣れた地域で生活できる体制を整備します。

4. 認知症高齢者を地域で支える体制の整備

認知症高齢者が家族とともに住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や地域住民などが協力しながら、見守り支える体制の整備と市民の意識啓発を進めます。

5. 介護予防や生活支援サービスの充実

虚弱な高齢者や要支援の認定を受けた方などに介護が必要とならないよう、介護予防事業を進めるとともに、生活支援サービスの充実を図ります。

6. 介護サービスの充実と給付費適正化の推進

介護が必要になった時に、必要なサービスが受けられるよう施設整備や在宅サービスの充実を図るとともに、介護人材の確保や介護給付費の適正化に努めます。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
高齢者の生きがいづくりや介護制度の充実に対して満足と答えた人の割合（市民意識調査）	35.2% (H26年度)	38%	40%
介護予防体操を行う自主グループの登録者数	414人 (H26年度)	600人	700人
要介護認定率	18.1% (H26年度)	介護保険事業計画で推計した認定率を下回る	

27 緊急通報システム：急病や災害時に迅速な対応をするため、65歳以上の一人暮らし等の方に緊急通報装置を貸与する制度。
28 軽度生活支援：おおむね65歳以上の一人暮らし等で、日常生活上の援助が必要な方に援助員を派遣する事業。

施策3 障がいのある人への切れ目のない支援

■現況と課題

平成25年度から「障害者総合支援法」が施行され、障がい福祉サービスの対象に難病等が追加されるなど、地域社会における共生の実現に向けて法制度の整備が行われました。

本市では、平成26年度に「燕市障がい者基本計画・第4期燕市障がい福祉計画」を策定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めてきました。

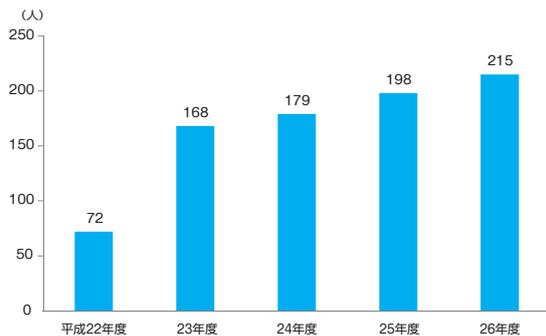
中でも、障がい福祉サービスの基盤整備を促進するため、社会福祉法人等が行う障がい者福祉施設等の新設、増築および改築に要する経費の一部補助を行うことで、障がい福祉サービス施設の環境整備を図っています。

また、福祉的就労²⁹の充実、障がいのある人が住みなれた地域で暮らすうえで大切な支援となっています。就労支援事業所の増加により、平成26年度までの5年間で利用者は約3倍となり、平均作業工賃³⁰も県内トップクラスを維持しており、就労系障がい福祉サービスの「質」と「量」の充実に結びついています。

国は、一般就労への移行を重視しているものの、本市が従来重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人にとって日常生活の自立と生きがいとして、かけがいのない支援となっているため、引き続き充実を図ることに加えて、一般就労への移行促進については、各機関の連携の仕組みづくりや、障がいの理解促進につながる啓発が必要です。

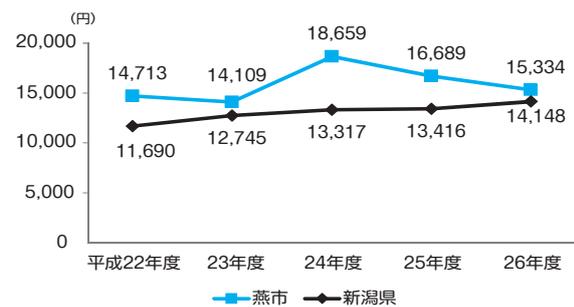
一方、障がい児に対する支援は、「早期発見」から「早期支援」につなぐべく、ライフステージ³¹ごとに各関係機関で行われています。しかし、関係機関の連携や次のライフステージにつなげていくことが難しい現状にあり、課題となっています。今後は、障がい児の支援に関わる関係機関が連携を密にし、ライフステージごとに行われている支援を途切れることなくつなげていく支援体制の構築が必要となっています。

福祉的就労施設利用者数



資料：社会福祉課

障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型³²）
月額平均作業工賃の推移



資料：新潟県障害福祉課

29 福祉的就労：障がいなどの理由で一般就労が難しい場合に働く場を提供する福祉サービス。
30 作業工賃：訓練等のための軽作業などで収益が発生した場合に利用者に支払われる賃金。
31 ライフステージ：人の一生のうち、年代にともなって変化する生活環境に着目した段階のことをいい、おもに乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期などに分けられる。
32 就労継続支援B型事業所：雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して就労の場を提供し必要な訓練を行う事業所。A型事業所との主な違いは事業者と利用者との雇用契約の有無。

■施策の方向性

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ノーマライゼーション³³の普及に努め、相談支援や日常生活に必要なサービスが提供できるよう障がい福祉サービスの質的・量的な充実を図ります。
- 障がいのある人の自立した生活や社会活動への参加を支援するとともに、関係機関との連携を図りながら就労支援に努め、誰もがその人らしく暮らせるまちづくりを目指します。
- 障がい児に対する保育・保健・教育・福祉の連携を強化して、切れ目ない支援体制の構築を目指します。

■主要施策

1. 地域で暮らせる福祉サービス等の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくことを支援し、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、個人の多様なニーズに対応するサービス提供体制の整備や質的・量的なサービスの充実を図ります。

2. 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行推進

障がいのある人の日中の活動場所の確保と社会参加のきっかけづくりとして、福祉的就労の充実を引き続き重点的に推進します。

また、本市の障害者雇用率を改善するための啓発など、雇用率改善に向けた取り組みを推進します。

3. 障がい児支援体制の整備

障がい児に対して、「早期発見」から「早期支援」につなぐため、障がい者自立支援協議会で療育支援専門部会を立ち上げ、関係機関の連携を強化するとともに、ライフステージに応じた支援に必要な連携の在り方について検討し、「途切れることのない」一貫したつなぐ支援体制の構築に努めます。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
障がいのある人への支援に対して不満と答えた人の割合(市民意識調査)	20.7% (H26年度)	18.0%	16.5%
福祉的就労施設利用者 (就労移行支援、就労継続支援A・B)	215人 (H26年度)	251人	273人
つながりのある療育支援体制の形成	無 (H26年度)	有	有

³³ ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ通常の社会であるとの考え方。

基本方針4 移住・定住の促進

施策1 移住・定住希望者へのサポート強化

■現況と課題

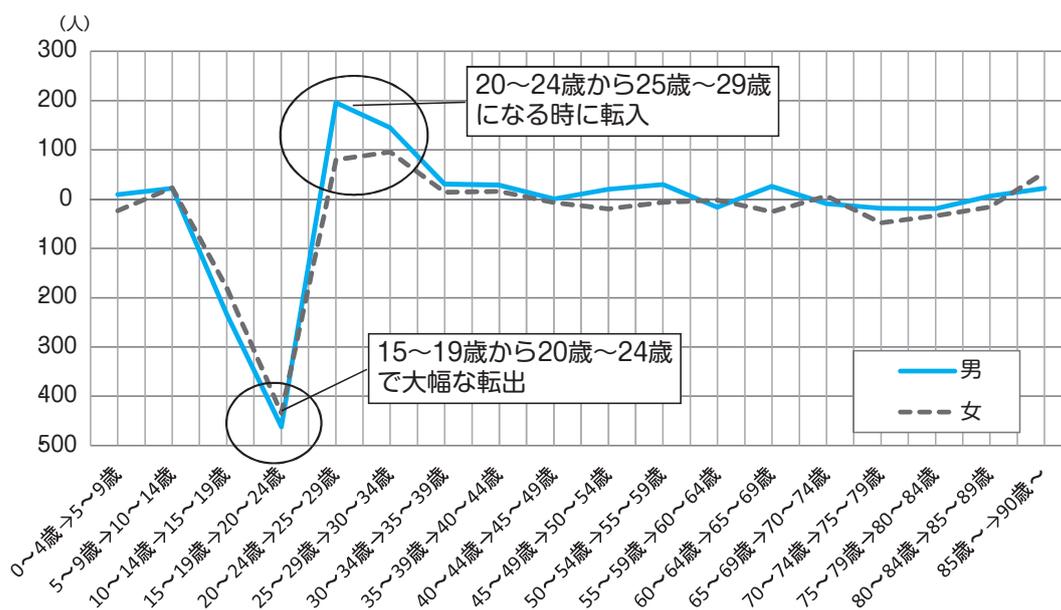
本市の人口は、平成12年の84,297人をピークに減少し、年齢別人口が一番多い第一次ベビーブーム世代が65歳を迎えたことから、人口の年齢構成バランスが大きく変化し、今後もこの傾向は加速度的に進むことが予想され、若い世代の減少が続いています。

本市の転入転出による社会増減の要因を分析した結果、他の多くの地方都市と同様に若年層の首都圏への転出超過が人口減少に大きな影響を及ぼしており、まちの働き手・担い手である若者が減少し、地域の賑わいが失われつつあります。

本市では、移住・定住総合相談窓口を設置するとともに、転出した後も故郷「燕」の情報を発信し、故郷とのつながりを継続させるため、首都圏在住大学生等交流事業「東京つばめいと」を発足させました。

若者が減少する主な要因は、進学や就職による転出が考えられるため、今後は、東京つばめいとで築いたつながりやノウハウを活かしながら、U I J ターン希望者等へ本市の「しごと・暮らし」に関する情報を適時・的確に提供するとともに、雇用の受け皿となる市内企業とのマッチングや住宅確保への支援等を充実し、移住・定住環境を強化する取り組みが必要です。

年齢階級別人口移動数（平成17年→22年）
転入者数と転出者数の差



資料：燕市人口ビジョン

■施策の方向性

- 若者や中堅層のU I J ターン希望者のニーズに沿った情報提供、就職や住まいに関する支援を拡充し、移住・定住を促進します。

■主要施策

1. 移住・定住の促進

移住・定住総合相談窓口を活用して、本市に居住を希望する人からの相談に総合的に対応するとともに、地元就職に向けた首都圏の大学訪問や県内大学との連携、移住相談会等への参加を通じて、移住・定住の促進を図ります。

また、進学や就職を機に首都圏等に転出した人たちとの交流を促進し、仕事や暮らしの情報発信・共有を充実するとともに、市内企業等とのマッチングを支援します。

2. 住まい等に対する支援の強化

子育て世代や若者等の転入者に対し、市内での住宅取得を支援することにより、定住化を促進します。

また、空き家・空き地の活用に向けた対策の強化や、お試し暮らしや体験居住に対する住宅確保支援制度の整備などについて検討します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
移住相談者に係る本市定住者数 〔年間〕	—	10人	10人
社会動態（純移動数） 〔年間〕	△88人 (H26年)	±0人	±0人

基本方針1 市民が主役の健康づくり・生きがいづくり

施策1 元気を磨く健康づくり

■現況と課題

本市では、国・県の傾向と同様ながん・心臓病・脳卒中が3大死因となっており、がんについては、国・県に比べて男性は胃がん、女性は大腸がんによる死亡割合が高く、また、脳血管疾患や急性心筋梗塞は男女ともに高い状況にあります。

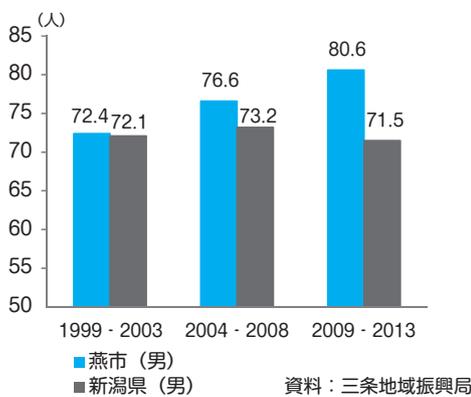
健康診査や各種がん検診では、早朝・休日実施や施設検診の導入により、受診しやすい検診体制の整備や未受診者検診等も実施していることから、市民意識調査の結果では、重要度、満足度ともに高い評価を得ており、これからも健康寿命の延伸に向けた取り組みの充実が求められています。

平成26年度からは、市民が気軽に健康づくりに取り組むきっかけとして健康づくりマイストーリー運動³⁴を開始し、参加者は目標値を超える結果となっています。自殺対策においても普及啓発、人材育成、相談体制の充実等に取り組んだ結果、自殺者数は減少傾向にあります。

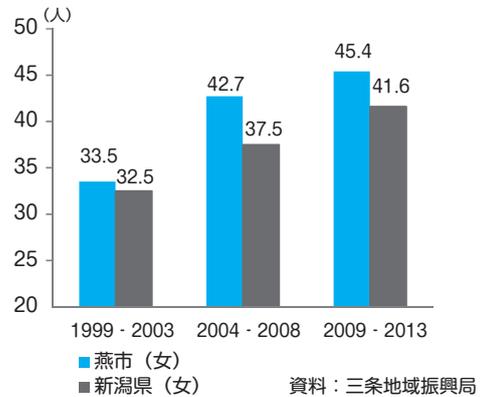
また、健全な食生活の実践に向けた食育の重要性が増しているほか、生涯を通じて歯や口腔の健康づくりを推進していくことも必要です。

今後は、さらに市民参加・参画による事業展開を進めるとともに、地域の交流やつながりがこころの健康に結びつくことから、地域づくりを視野に入れた総合的な健康づくりと自殺予防対策の推進が求められています。

胃がん男性死亡率（人口10万対）



大腸がん女性死亡率（人口10万対）



■施策の方向性

- 生活習慣病³⁵の早期発見および重症化予防のため、各種健（検）診、健康教育、健康相談の充実に努めます。
- 健康寿命の延伸を目指し、一人ひとりにあった健康行動の習慣化と市民協働の健康づくりを推進します。
- 妊娠・新生児期から高齢期に至る生涯を通じた歯科保健を推進します。
- 食を通して、こころと身体が豊かになるよう、食育活動を推進します。
- こころの健康を保ち健やかな生活ができるよう、自殺対策を推進します。

³⁴ 健康づくりマイストーリー運動：一人ひとりが主役となり、楽しみながら自分に合った健康づくりに取り組むことで、自分らしい健康の物語（マイストーリー）をつくっていくことを目指した市独自事業。

³⁵ 生活習慣病：不健全な生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気で、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などがある。

■主要施策

1. 各種健（検）診、健康教育、健康相談の充実

各種健（検）診での疾病の早期発見・早期治療とともに、保健指導の充実を図ります。がん検診において休日検診や未受診者検診、節目検診、施設検診等の実施により、引き続き受診しやすい体制づくりに努めます。

また、死亡割合の高い胃がん対策として、胃がんリスク検診や内視鏡検査など検査方法の拡充に取り組むとともに、大腸がん予防のための食生活の啓発強化に努めます。

2. 市民協働の健康づくり活動の充実

健康づくりマイストーリー運動を各世代へ拡充し、自分に合った健康づくりを展開するために、食生活、運動、こころの健康など、総合的な健康づくりに取り組むとともに、市民主体の健康づくりを目指し、地区組織活動や健康増進計画実践プロジェクト活動を支援します。

3. 生涯を通じた歯科保健の推進

むし歯予防・歯周病予防・口腔機能向上のための歯科健診の拡充や、健康教育の充実に努めます。特に受診率が低い妊婦や節目年齢を対象とした成人歯科健診および高齢者を対象とした歯科健診の拡充を図ります。

4. 食育活動の推進

食への関心を高め、病気予防のための食習慣や望ましい食生活の実践等、食育の普及啓発を図ります。

5. こころの健康づくりの推進

こころの健康を含む自殺予防の普及啓発や相談体制の充実、ゲートキーパー³⁶による地域での気づき・見守り体制の構築に努めます。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
各種がん検診受診率 (地域保健・健康増進事業報告)	胃がん検診 18.9%	胃がん検診 36.7%	胃がん検診 50%以上
	大腸がん検診 33.7%	大腸がん検診 43.0%	大腸がん検診 50%以上
	肺がん検診 44.8%	肺がん検診 47.8%	肺がん検診 50%以上
	子宮がん検診 60.1%	子宮がん検診 61.0%	子宮がん検診 62%以上
	乳がん検診 35.8% (H26年度)	乳がん検診 43.9%	乳がん検診 50%以上
胃がん男性死亡者数 (直近5カ年の対10万人当たり平均)	80.6人 (H21～H25年の平均)	74.2人	69.3人
大腸がん女性死亡者数 (直近5カ年の対10万人当たり平均)	45.4人 (H21～H25年の平均)	41.8人	39.0人
特定保健指導率	36.2% (H26年度)	50%	60%

³⁶ ゲートキーパー：「門番」という意味で、地域の中で自殺を考えている人に出会った時、サインに気づき、自殺を防ぎ、初期介入する大切な役割を果たす人。

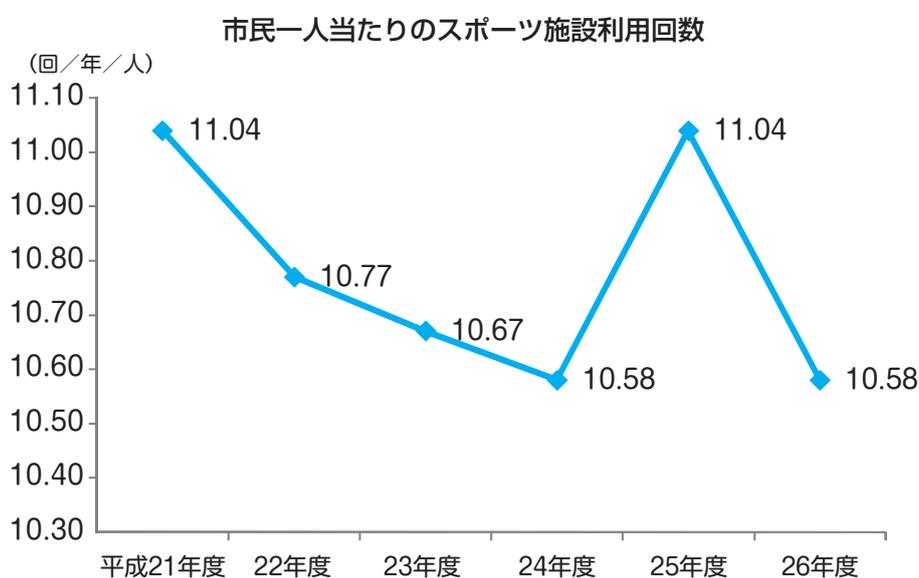
施策2 健全な心と体を支えるスポーツの推進

■現況と課題

本市では、平成19年3月に「健康・スポーツ都市」を宣言し、スポーツを通じた健康・体力づくりを推進していますが、日常的にスポーツや運動に携わっている市民はまだ少数に留まっており、いかに大勢の市民からスポーツや運動に取り組んでいただくかが課題となっています。

そのような中、平成26年度からは25の体育施設に指定管理者制度を導入するとともに、同年度に統合した地域総合型スポーツクラブを活用し、スポーツ推進体制の整備を進めています。

また、将来を担う子どもたちの体力向上については、スポーツや運動および保健事業と連携を図りながらスポーツ活動体制の一元化を図るとともに、全国大会や世界規模の競技会に出場し活躍するトップアスリートを養成する環境づくりも推進する必要があります。



※平成25年度は、吉田中学校の耐震工事に伴い、すべての授業やクラブで吉田体育館を利用（約34,000人弱＝約0.4回/年）したこと、および「分水おいらん道中」が雨天により分水体育館を利用（約10,000人弱＝約0.1回/年）したことにより増加しました。この件の利用増加分を引くと10.54回/年相当となります。

資料：社会教育課

■施策の方向性

- 市民一人ひとりが、生涯にわたって継続的にスポーツや運動に楽しむことができる生涯スポーツ社会の構築を推進します。
- 市民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツや運動に親しむことのできる環境の整備に努めます。

■主要施策

1. スポーツに親しむ環境の充実

スポーツの日常化へ向けて啓発活動や情報発信を図るとともに、気軽に運動が楽しめる場所や教室・イベントの開催など、スポーツに親しむ機会を提供してスポーツを楽しめる環境整備に努めます。

また、健康づくりマイストーリー運動と連携して、運動に親しむ環境づくりを目指します。

2. 競技スポーツの推進

関係団体等と連携してスポーツ団体や指導者の育成、資質の向上を図り、トップアスリートを育成する体制やジュニアからの一貫指導体制の整備に努め、さらなる競技力向上を目指します。

3. 子どもの体力向上を目指す取り組みの推進

関係団体等とタイアップし、体育授業に運動遊びメニューと運動能力測定を組み合わせたプログラムを導入し、遊び的要素の中で基本的な運動姿勢を養いながら子どもたちの運動能力と体力の向上を目指します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	10.58回/年 (H26年度)	10.76回/年	10.82回/年
地域総合型スポーツクラブ会員数	1,150人 (H26年度)	1,400人	1,500人
小学生の体力テストで県の平均得点を上回る割合	50% (H26年度)	70%	100%

施策3 心豊かな生涯学習・文化活動の充実

■現況と課題

生涯学習に関する市民意識調査において、何らかの学習や活動をした人の割合は50.1%で、平成18年度に行った前回調査より若干増加し、半数を超えました。

これまでライフステージに応じた生涯学習活動の推進と学習環境の充実に努めてきましたが、多様化する市民ニーズに対応するため、課題に応じたきめ細やかな学習機会の提供・充実と学習情報の収集・提供に努める必要があります。

特に、本市の未来を担う人づくりを進めるため、燕らしい特色のある教育を推進し、豊かな人間性と想像力を兼ね備えた郷土に愛着を持ったつばめを担う子どもの育成に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子どもを育む気運の醸成を図る必要があります。

また、生涯学習の推進においては、各個人の学習成果を協働によるまちづくりへと活用する仕組みが求められています。

市民意識調査では、学習成果の今後の活用方法について、自己や家族などへの活用意識は高いものの、他者や地域などに対する活用の関心が薄いことがうかがえるため、学習成果を地域へ還元する仕組みを整備するための支援を行う必要があります。

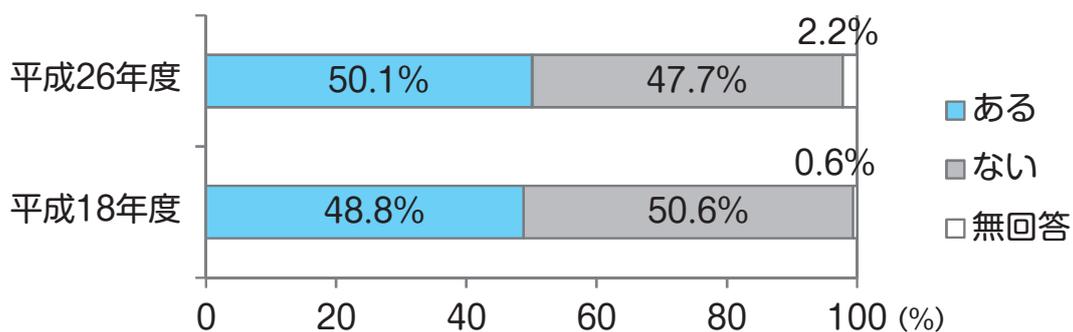
一方、本市における文化活動の推進や郷土資源の保全と活用に係る施策の目標達成度が低調なことから、今後もさらにさまざまな芸術文化活動の機会の提供に努めるとともに、市民が郷土学習に利用できるよう文化財の活用と適切な保護が求められています。

文化会館では、引き続きコンサート、各種講演会等の自主事業および市民音楽祭や文化協会との共催事業を実施し、市民芸能活動の発表の場を創出していくことが必要です。

さらに、長善館史料館、分水良寛史料館、産業史料館では、常設展示、特別展を開催して入館者の拡大を図る必要があります。

なお、市内には、多くの有形・無形の文化財、記念物、埋蔵文化財等があり、それらを将来の世代に伝えるための保存と継承が求められています。

何らかの学習や活動をした人の割合



資料 生涯学習に関する市民意識調査

■施策の方向性

- 多様な学習ニーズに応える学習機会の充実を図り、生涯学習社会を支える環境づくりを進めるとともに、人間性豊かな教育や郷土学習等を通じて子どもたちの健全育成を推進します。
- ふるさと燕の芸術文化活動の振興を図ります。

■主要施策

1. 生涯学習活動の推進

乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の各ライフステージにおいて、多様な学習機会を提供するとともに、現代的課題に対応する学習機会の提供・充実や「知の拠点」である図書館を中心とした読書普及活動等の充実を図ります。

さらに、体験型学習などを通じて、豊かな人間性と想像力を備え、郷土に愛着を持った本市の未来を担う子どもを育成するため、学校・家庭・地域の連携をさらに強化し、社会全体で子どもを育む気運の醸成を図ります。

2. 芸術文化活動等の活性化

芸術文化活動を活性化し普及していくため、優れた芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の主体的・創造的な芸術文化活動を振興するため、文化団体などへの支援を行い、さまざまな文化芸術活動の機会の提供・充実に努めます。

特に、若者主体の団体が文化会館を有効に活用できるよう発表機会の充実を図るとともに文化協会への加入促進を図ります。

また、市民にとって文化財が郷土の宝として身近な存在になるように、歴史資料の整理・分類に努めるとともに、文化財保護事業の紹介、文化財情報、体験活動の情報提供、郷土資料の展示・公開を通し、市民のふるさとに対する愛着と誇りを持てる意識の醸成を図ります。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
市民一人当たりの講座・講演会等の参加回数	0.63回/年 (H26年度)	0.66回/年	0.67回/年
文化協会加盟団体数	129団体 (H26年度)	130団体	130団体

基本方針2 支え合い・助け合い活動の活発化

施策1 支え合いの地域福祉

■現況と課題

本市の地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化、核家族化の急速な進展、個人の価値観や生活習慣の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、かつての地域社会では当たり前前に共有していた支え合い・助け合いの相互扶助機能が弱まってきています。

こうした中、今後は支援や手助けを必要とする誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支え合い・助け合いによる共助体制の再構築を図る必要があります。

本市では、平成25年に高齢者・障がいのある人・子育て中の人などを「地域」がともに支え合い、助け合いながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現していくため、「第2次燕市地域福祉計画・第2次燕市地域福祉活動計画」を社会福祉協議会とともに策定し、連携しながら地域福祉の推進に取り組んできています。

地域の見守りに関する連携・協力体制づくりは、平成24年7月以降に民間事業者（乳飲料宅配業、市内新聞販売店9店）、燕市、燕市民生委員児童委員協議会の三者で協定を締結しましたが、今後、協力体制の輪をさらに広げるための取り組みを推進していく必要があります。

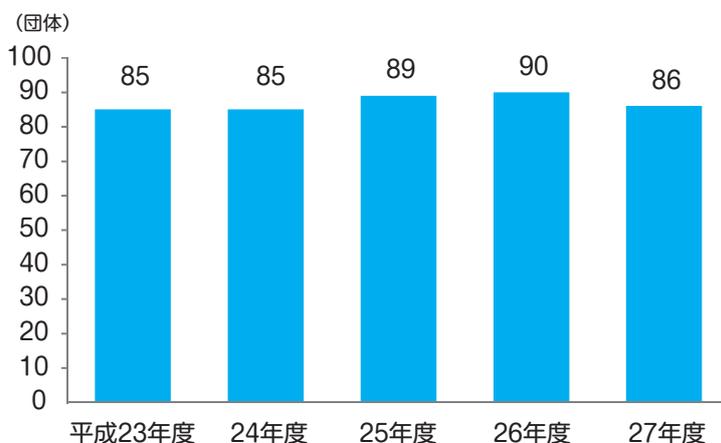
平成26年に4つのモデル地区で地域支え合い体制づくりを地域とともに実践し、地域全体で支援する支え合い活動を展開していますが、今後、実践地区を全市的に拡充していく必要があります。

また、平成27年に開設した燕市民交流センターに社会福祉協議会が入るに当たり、ボランティア・市民活動団体の活動拠点として交流ホールなどを開放し、活動の活発化を支援しています。

一方、全国的に生活保護受給者が増加している中で、本市においては、緩やかな減少傾向にあり、高齢者・母子世帯の受給者も横ばい状況で推移しています。

これを増加させないためにも、失業など生活上の困りごとを抱える「生活困窮者」に対して、生活保護に至る段階での自立支援策の強化を図ることが必要となっています。

ボランティア・市民活動登録団体数



※平成26年度まではボランティア連絡協議会加入団体数
(平成26年度末にボランティア連絡協議会が解散)

※平成27年度からはボランティア・市民活動登録団体数

資料：燕市社会福祉協議会

■施策の方向性

- 地域で支え合い・助け合いの「共助」の精神を育むため、市民意識の醸成を図るとともに、地域住民が、ボランティア・市民活動に関する必要な情報を必要な時に得られる環境を整備します。
- 生活困窮者に対する就労支援や住宅の確保などの自立に向けた支援を推進します。

■主要施策

1. 地域支え合い活動の推進

地域の課題を住民それぞれが共有し、地域自らが考え解決していけるよう意識啓発を図るとともに、地域住民が支え合い助け合う仕組みと地域住民の多くが参画・協力できる地域づくりを推進します。

また、子どもと高齢者とのふれあいや各世代間の交流、学校教育などさまざまな機会を捉えた福祉教育を推進します。

さらに、地域で福祉活動を行うボランティアなどへは、社会福祉協議会や各種団体と連携し、人材の発掘講座や育成講座、研修会などの開催を支援します。

2. 生活困窮者への自立支援

生活困窮者からの相談に対しては、支援プランを作成し、自立に向けた支援を推進します。

また、離職者等に対する安定した住居の確保と就労自立を図るための支援を推進するとともに、就労困難者については、就労体験等の就労に向けた支援を行います。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
地域支え合い体制づくり実践地区数 (まちづくり協議会数)	4地区 (平成27年7月)	10地区	全13地区
地域見守り協定締結数	2箇所 (平成27年7月)	4箇所	5箇所
ボランティア・市民活動登録団体数	86団体 (平成27年7月)	105団体	120団体
地域の交流場所数	79箇所 (平成27年7月)	84箇所	87箇所

施策 2 市民協働のまちづくり

■ 現況と課題

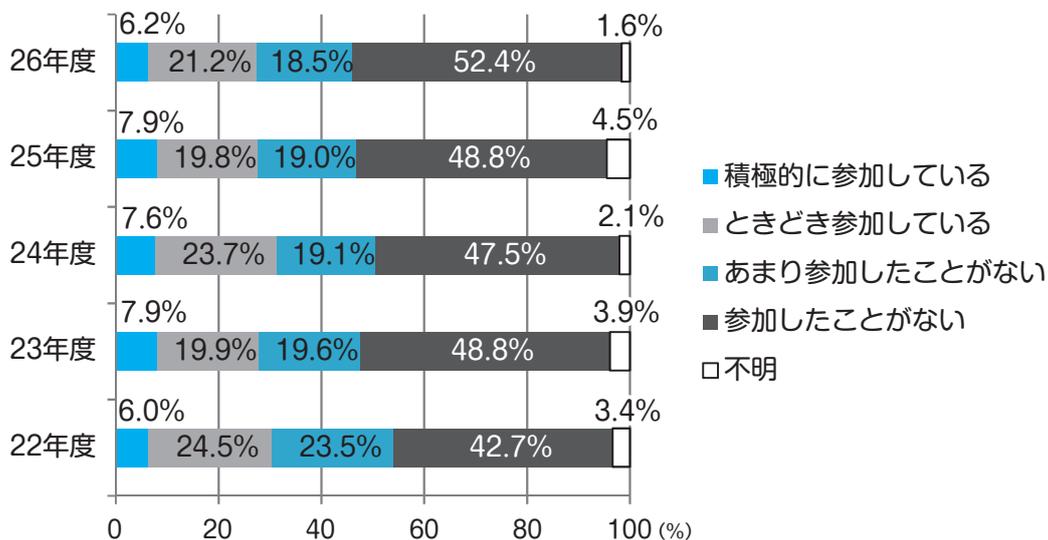
市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの実現を目指し、市民や地域の力を活かした協働のまちづくりを進めていくためには、市民意識の醸成が何よりも重要です。

本市では、平成 23 年に「燕市まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりに関わるすべての人たちがお互いに力を合わせて、より良いまちづくりを進めるための役割と「市民参画」「協働」などのまちづくりの基本となる考え方やルールを定めています。これまで、「条例」や「協働のまちづくり」に関するシンポジウムなどを開催し、意識啓発に努めてきましたが、平成 26 年度に実施した条例の見直しの検討過程において、条例の認知度が低いことが明らかになったため、条例の周知啓発や内容の見直し、セミナーの開催などを行っていくことで、「市民参画」や「協働」に対する意識を一層高めていく必要があります。

また、本市には、NPO³⁷ やまちづくり協議会、イキイキまちづくり団体³⁸ などの市民活動団体があり、さまざまな社会貢献活動を行っていますが、それらの団体が抱える課題に対し、連携をとりながら解決していくとともに、SNS³⁹「つばめ市民活動のひろば」を活用するなど、各団体の社会貢献活動情報の周知・拡散を行い、市民の積極的な活動への参加を促すことで市民協働の実現を目指していくことも必要となっています。

今後は、市民協働の推進体制や研修環境の整備、市民活動の支援、市民参画の拡大を進め、一層の市民活動の活性化を図りながら、条例の基本理念である「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、市民の力をより良いまちづくりに活かしていくことが必要です。

自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動などへの参加割合



資料：市民意識調査

³⁷ NPO：非営利団体（Non Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称。

³⁸ イキイキまちづくり団体：不特定多数の人たちの利益の増進に寄与することを目的として規約等を定め、市内に活動拠点や主たる活動区域を有し、継続的に活動している団体を対象として、市が独自に認定する団体。

³⁹ SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイト。

■施策の方向性

- 市民と行政がともにお互いを尊重し合いながら、協働でまちづくりを推進するため、市民の意識啓発や環境改善に取り組みます。
- 地域コミュニティや各種団体が自ら課題を解決し、活動を活性化するための支援を行います。

■主要施策

1. 協働への意識醸成

「燕市まちづくり基本条例」の周知啓発やセミナーの開催、まちづくり活動への参画機会の提供などの市民と行政との交流を継続的に実施するとともに、企業に対し市民活動情報を提供し、市民との協働による社会貢献活動（CSR）の取り組みについて働きかけるなどしながら、「市民参画」「協働」の意識醸成を図ります。

2. 協働環境の改善

「燕市まちづくり基本条例」の規定に沿って「市民参画」「協働」を進めるため、現状・課題の把握や取組方法の改善を進め、今後のまちづくりに対する良きパートナーとして、市民と行政の両者が協働しやすい環境づくりを推進します。

3. 市民活動の活性化

市内の市民活動団体の活動状況や課題、企業の市内における社会貢献活動（CSR）の実施状況を把握し、各種の情報提供や事業に対する必要な支援、企業や各団体、市民との交流の機会づくり等を行うことで、市民活動の活性化を促進します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
市民活動団体の登録数	69団体 (H26年度末)	86団体	100団体
自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動などへの参加割合 (市民意識調査)	27.4% (H26年度)	28.7%	30%

基本方針3 若者・女性の力を活かしたまちづくり

施策1 若者の活動の活発化

■現況と課題

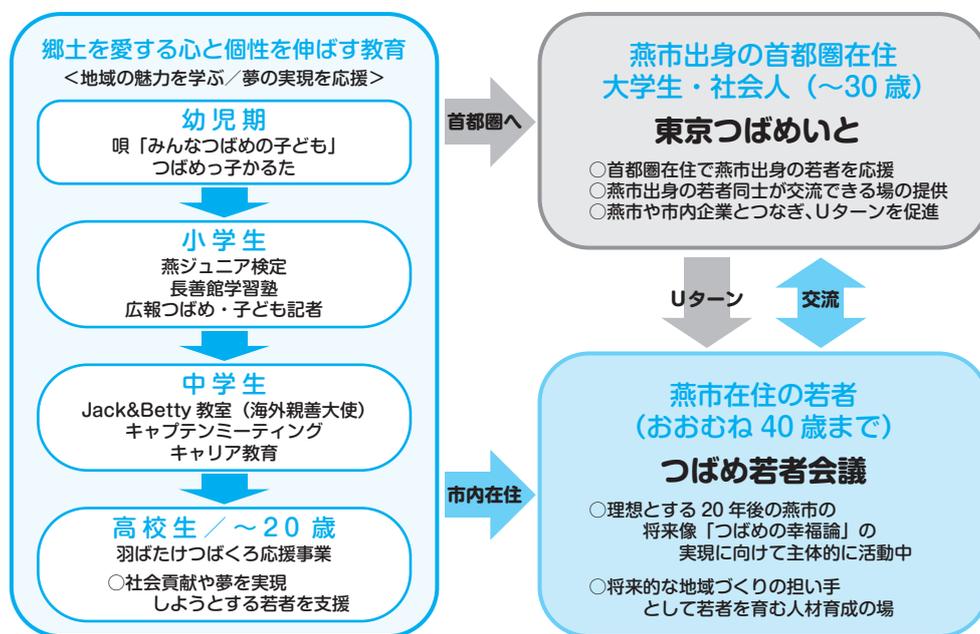
本市のまちづくりのために必要なこと、大切なことを考え、主体的に動こうという気持ちを持った若者が集まり発足した「つばめ若者会議」は、平成26年に「つばめの幸福論⁴⁰」と、それを実現するためのアクションプランを作成しました。

その後、つばめ若者会議はメンバーによる自主運営に移行し、さまざまな地域活性化の活動に取り組んでいますが、会議や行事への参加メンバーが固定化しつつあります。特に20代のメンバーが減少傾向にあるため、主に20代を中心とした若者が参加したくなる仕組みをつくり、つばめ若者会議内におけるメンバーのスムーズな循環が行われる環境づくりが必要です。

そして、つばめ若者会議と首都圏在住の大学生等の交流組織として平成27年に立ち上げた「東京つばめいと」等の他団体とが連携する仕組みを構築し、市内外の若者同士が交流しながら多様な活動を展開することで相互の活動の活性化を促進していく必要があります。

また、酒吞童子行列など市内の各種イベントにボランティアとして参画する高校生や「羽ばたけつばくろ応援事業」を活用し社会貢献や夢の実現に向けて努力する10代の活動的な若者を増やしていく環境づくりが必要です。

子どもたちの教育から若者の活動支援への連携イメージ



⁴⁰ つばめの幸福論：つばめ若者会議が描いた理想とする20年後の燕市の将来像（未来ビジョン）。

■施策の方向性

- 若者同士のつながりや交流のきっかけづくりを支援することを通じて若者たちのまちづくりに対する意識向上を図り、若者たちが主体的に行うまちづくり活動を支援します。

■主要施策

1. 組織のまちづくり活動支援

「つばめの幸福論」を実現するため、自ら掲げたプロジェクトを実行する若者のまちづくり活動を支援し、協働の担い手として、また次世代のリーダーとして育成を図ります。

2. 内外の交流促進

若い力とアイデアを継続的にまちづくりに活かすため、高校生や大学生をはじめとした20歳前後の若者の交流を支援するとともに、若者組織の活性化に向けて、市内外で同様な活動をしている団体との交流を促進します。

3. 若者の活動支援

郷土に対する誇りや愛着を育む本市のふるさと教育と連携して、夢の実現に向けての挑戦や地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを行うことで、若者が自発的に取り組む社会的活動等を支援します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
つばめ若者会議プロジェクト実行数 〔累計〕	8事業 (H26年度)	53事業	80事業

施策2 女性が活躍しやすい環境づくり

■現況と課題

我が国では、男女共同参画社会の実現に向けて国や地方公共団体が一体となって取り組みを推進してきましたが、さまざまな社会制度・慣行、固定的性別役割分担の意識が未だに存在しているため、本市では平成26年に「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、この問題の解決に向けて取り組みを強化しています。これにより、市の審議会などの政策・方針決定の場への女性の登用割合が増加傾向にあり、女性も積極的に社会づくりに関わってきています。

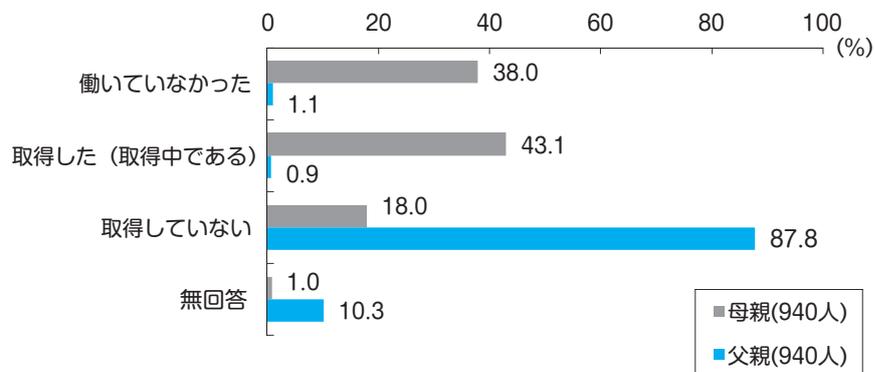
また、平成27年には、女性が職業生活において、希望に応じて能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が成立し、事業主に対して働き方に対する意識改革や職場環境の整備が求められています。

これと連動する形で、本市では「女性が輝くつばめプロジェクト」を展開し、働く女性のキャリアアップ講座や「女子会トーク」などを通じた女性の意識啓発、創業を目指す女性や子育て中の女性の再就職支援に取り組んでいます。また、事業主に対しては、働き方に対する意識改革や女性の雇用促進に向けた事業所の職場環境整備を支援しています。

一方、平成27年に策定した「燕市子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査では、育児休業を取得した母親の割合は43.1%だったのに対し、男性で育児休業を取得した割合はわずか0.9%で、子育てに関してはまだ負担が女性に偏っている現状がうかがえます。

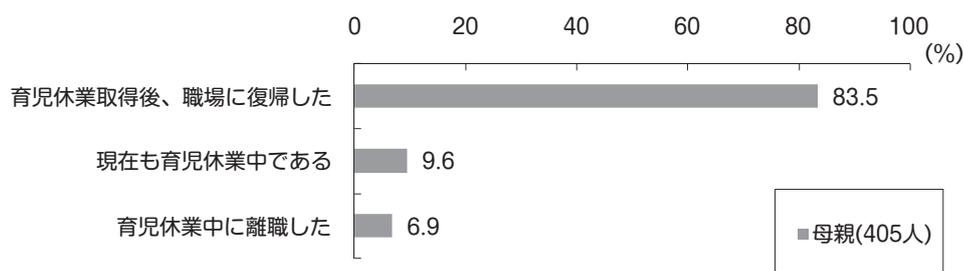
本市としても、事業主と協力して仕事と家庭生活を両立できる働きやすい環境の整備や、男女ともに働き方を見直すなどワーク・ライフ・バランスの実現にさらに取り組む必要があります。

男女別の育児休業を取得した割合



資料：燕市子ども子育て支援事業計画ニーズ調査

育児休業取得後の職場復帰に関する母親の動向



資料：燕市子ども子育て支援事業計画二一ズ調査

■施策の方向性

- 男女ともに意識啓発を図り、互いを尊重した男女共同参画社会を推進します。
- 女性の労働環境や待遇の改善によって女性の活躍を支援するとともに、男女ともに働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を図ります。
- 女性の意見を市政に反映させるため、各種審議会等への女性の登用を図ります。

■主要施策

1. ワーク・ライフ・バランスの実現

職場や家庭において、従来の男女の固定的な役割を見直すとともに、女性の家事や育児の負担を軽減し、男性の家事や育児への積極的な参画を促進するため、事業者や男性に対して意識啓発や講座等を開催し、女性の社会進出を推進します。

2. 女性が活躍できる職場環境の整備

事業者と協力して女性の労働環境の改善に取り組み、女性の雇用および管理職への登用の促進を図るとともに、ハッピー・パートナー企業⁴¹の登録促進に努めます。

3. 各種審議会等への女性の登用

男女が対等なパートナーとして、ともに政策・方針決定に参画するため、女性の登用について働きかけを促進します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
ハッピー・パートナー企業の登録数	30社 (H27年8月)	60社	66社
各種審議会等における女性委員の割合	31.9% (H27年4月1日)	34%	36%

⁴¹ ハッピー・パートナー企業：男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取り組みを支援する新潟県の制度。

基本方針1 観光の振興

施策1 着地型観光の振興

■現況と課題

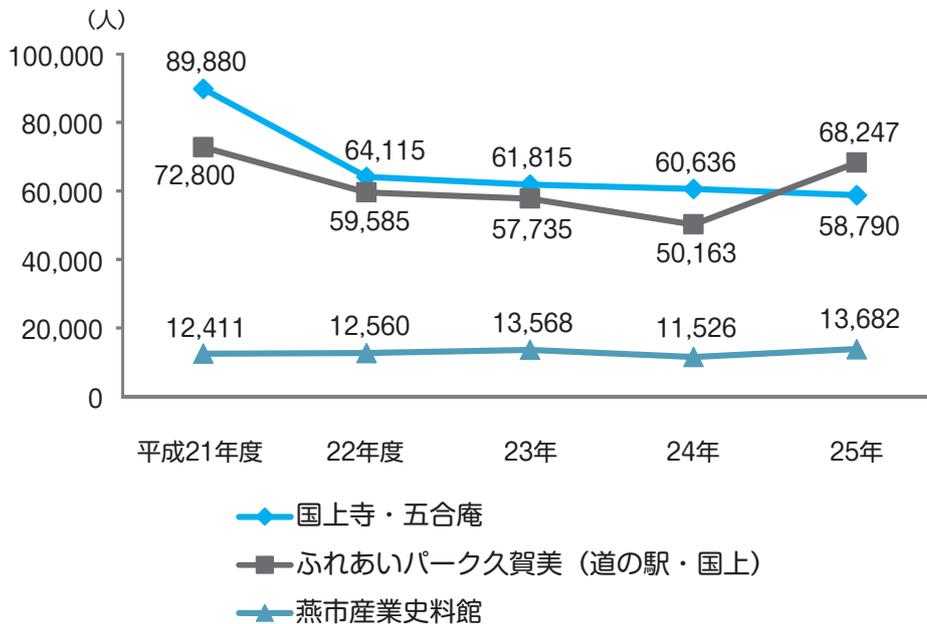
本市には、佐渡弥彦米山国定公園に指定される国上山と大河津分水があり、周辺には「道の駅国上」や良寛ゆかりの史跡、里山の自然、「日本さくら名所100選」に選ばれた「大河津分水桜並木」などが整備されています。

それらを観光資源として、毎年4月の「分水おいらん道中」、9月の「越後くがみ山酒呑童子行列」、10月の「燕青空即売会」など、本市の自然や伝説、地場産業などを素材とした観光イベントを開催するほか、春と秋には「燕三条まちあるき」を開催するなどして、これまでも交流人口の増加に努めてきました。

また、従来の自然観光やイベント観光⁴²に加え、ここ数年、全国から注目を浴びているのが、本市のものづくりを資源とした産業観光です。高度な職人の技を目で見て体験できる産業観光は、インバウンド向けのコンテンツとしても重要な素材であり、受入体制の整備はもちろん、集客力が高く情報発信できる観光交流拠点の整備も必要となっています。

自然観光、産業観光、イベント観光など、それぞれの魅力を磨き上げた上で効果的に連携させ、県内屈指の誘客を誇る弥彦村などとの広域観光をさらに推進することで、さまざまなニーズに対応した魅力ある観光メニューを提供することが重要となっています。

本市の観光地点別観光客入込数



※23年以降は国の共通基準に則り暦年で掲載しています。

資料：商工振興課

42 イベント観光：イベントの開催を主とした観光活動。分水おいらん道中や酒呑童子行列などが例として挙げられる。

■施策の方向性

- 自然観光やイベント観光に加え、ものづくりの技を地域の資源として活かした魅力的な着地型観光の推進と積極的な情報発信を行います。また、インバウンド向けのコンテンツを整備します。
- さらなる交流人口の拡大を図るため、観光交流拠点の整備など受入体制を整備します。

■主要施策

1. 産業観光およびインバウンド観光の推進

本市の「おもてなし力」をより一層アップするため、観光ナビゲーター⁴³の育成やボランティアガイド⁴⁴の活動を支援します。

また、海外からの誘客を推進するため、観光施設の案内看板等の多言語化に取り組みます。

2. 自然観光等の推進

良寛が愛した国上山や大河津分水桜並木などの自然観光や、「分水おいらん道中」「酒呑童子行列」などのイベントを充実させるための支援を継続するとともに、本市の魅力アップやPR強化のため、各種パブリシティ⁴⁵を活用した積極的な情報発信を行います。

3. 受入体制の整備

観光施設としての利便性や情報発信機能を高めるため、道の駅国上を拡充します。また、本市の表玄関である県央大橋西詰周辺地域を観光交流拠点として新たな整備を図ります。

さらに、本市の産業特性であるものづくりの現場工程等を見せることで観光資源としての活用を図るため、観光タクシーの運行等による二次交通⁴⁶の確保も含んだ産業観光の受入体制を整備します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
観光客入込数	699,100人 (H26年)	770,000人	900,000人
外国人観光客入込数 (燕三条地場産センター)	300人 (H26年)	1,200人	2,400人



⁴³ 観光ナビゲーター：観光客を案内し、観光地について説明する人。

⁴⁴ ボランティアガイド：観光客を案内し、観光地について説明するボランティア活動をしている人たち。

⁴⁵ パブリシティ：企業、団体、官庁等が製品、事業等に関する情報をマスコミに提供し、マスメディアで発信される広報活動。

⁴⁶ 二次交通：空港や鉄道の駅から観光目的地までの交通手段のことを言い、観光タクシー、シャトルバスやレンタル自転車などがある。

基本方針2 都市間交流の推進

施策1 都市交流・広域連携の推進

■現況と課題

全国の市町村では、時代の変化や要請に応じて、業務の量的な増大や質的な高度化が進み、効率化やスケールメリット等の観点から市町村の枠組みを超えた広域行政が行われてきました。

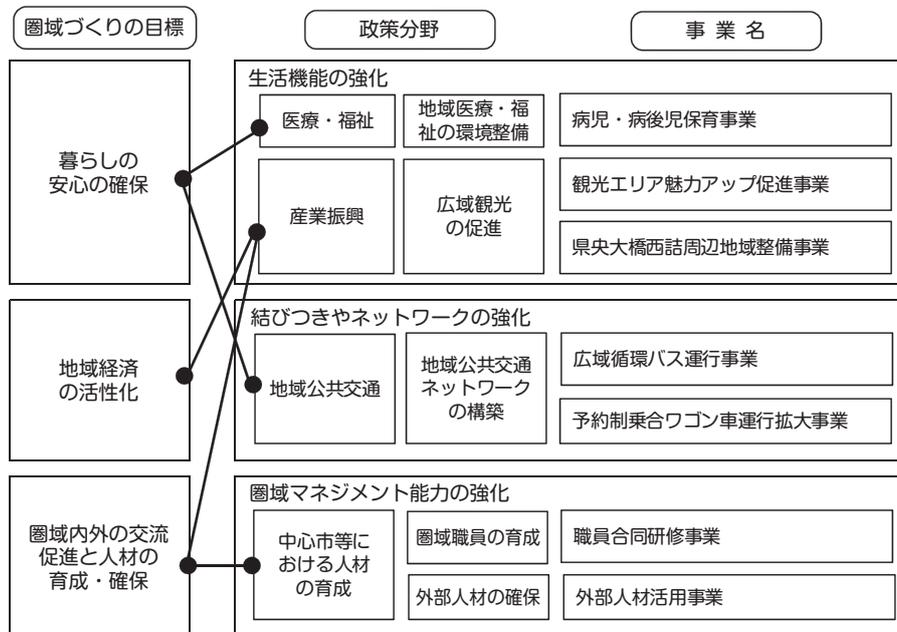
本市は、三条市とは金属加工を中心とした産業の面で類似性が高く、燕三条地場産業振興センター等の事業を通じて連携を図ってきました。今後ともさらに技術を研鑽し、他の技術との複合による金属加工基地として、産業構造の高度化、地域経済の活性化を図っていくことが望まれています。

また、今後、地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれる中、国では、急速な人口減少に歯止めをかけるため、「定住自立圏構想」や「連携中枢都市圏構想⁴⁷」等の都市間連携に着目した対策を講じています。本市においても、平成26年に弥彦村と定住自立圏形成協定を締結し、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合いながら地域全体の活性化を図っており、今後も同一の生活圏域にある自治体として、さまざまな行政分野で連携を強化していく必要があります。

一方、本市では、南魚沼市、山形県南陽市、福島県南相馬市との間で災害時応援協定の締結や、観光物産等を通じた平時の交流も行っているほか、東京ヤクルトスワローズを介した愛媛県松山市、沖縄県浦添市、宮崎県西都市との交流も始まっています。

今後も、災害時における避難・受入体制の確立をはじめ特色ある取り組みや共通の課題解決等を目指して、県内外の自治体との交流・連携を推進する必要があります。

弥彦村との定住自立圏構想の具体的取組項目



資料：企画財政課（燕・弥彦地域定住自立圏共生ビジョン（平成27年3月））

47 連携中枢都市圏構想：圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより、圏域の活性化を図ろうとする国の政策。

■施策の方向性

- 燕三条地場産業振興センターをプラットフォームとした三条市との産業連携を進めます。
- 本市と弥彦村が持つそれぞれの強みを活かし、弱みを補完し合いながら、広域的な取り組みや行政と民間の連携・役割分担を通じて、地域全体の活性化を図ります。
- 防災に関する連携や特産品・農産物を通じた交流等の事業展開により、連携都市相互の成長と発展を目指します。

■主要施策

1. 三条市との産業連携

金属加工を中心とする地場産業において、人・技術・情報発信の高度化を図り、新商品・新技術の開発を促進するため、燕三条地場産業振興センターをプラットフォームにした三条市との連携を推進します。

2. 燕・弥彦地域定住自立圏構想等を通じた連携強化

生活圏や経済圏をともにする弥彦村と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、圏域全体の暮らしに必要な都市機能の整備・充実を図り、魅力ある地域づくりを推進します。

3. 都市交流・連携の推進

県内外の自治体と防災分野、産業分野および教育分野等の交流・連携を推進し、相互の地域活性化や補完機能の強化に努めます。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
燕・弥彦地域定住自立圏連携事業数	5事業 (H27年度)	7事業	7事業
相互の地域住民が交流する都市数	3都市 (H26年度)	5都市	6都市

基本方針3 燕市のファンづくり

施策1 イメージアップ・ふるさと応援

■現況と課題

交流・応援（燕）人口の拡大を図るためには、多くの人から本市を知ってもらい、本市に興味を持ってもらうことが必要です。

本市では、全国的な知名度の向上を図るため、「燕」という名称を縁として平成23年から東京ヤクルトスワローズとの交流を行っており、本市の主要産品である米や金属洋食器等のコラボ商品の発売やスワローズファンをターゲットとしたイベントを開催しています。

また、産業分野においては、本市と首都圏の企業との交流を目的とした「東京つばめ交流会」を平成24年から継続的に開催しています。このほか、ふるさと燕の魅力为全国各地に伝えるため、平成25年からは本市に縁のある著名人を任命した「燕市PR大使」の活動や、新たな取り組みとして市民とともに作成したPR動画などの媒体を使った情報発信を行ったことによる販路開拓、イメージアップに効果が見られつつありますが、さらなる本市のPRや燕産品の販路拡大を図っていく必要があります。

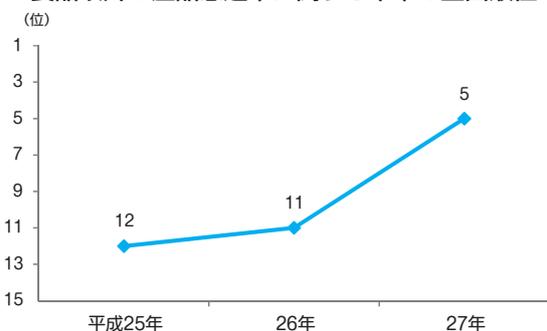
そして、2020年に開催される東京オリンピックやパラリンピックに、金属洋食器や金属ハウスウェアなどの一大産地として貢献するための取り組みについて検討を進めるとともに、市民に夢や感動を与え、明るく活力あるまちづくりを目指すため、事前キャンプ地の誘致に向けた、活動を強化していくことが必要です。

一方、ふるさと納税制度は、地域の魅力発信や地域の特産品の販路拡大など、地域活性化の手段の一つとなっており、各自治体の地域間競争が本格化しています。

本市では、平成26年5月からふるさと納税の寄附者に特産品をプレゼントする取り組みを開始し、お礼の品を通して本市の魅力を発信してきた結果、全国からたくさんの応援をいただいております、本市の認知度の向上につながっています。

今後さらに、ふるさと納税をきっかけとした寄附者とのつながりを交流促進に発展させるため、さまざまな分野での連携を進めながら本市の魅力発信を展開していく取り組みが必要となっています。

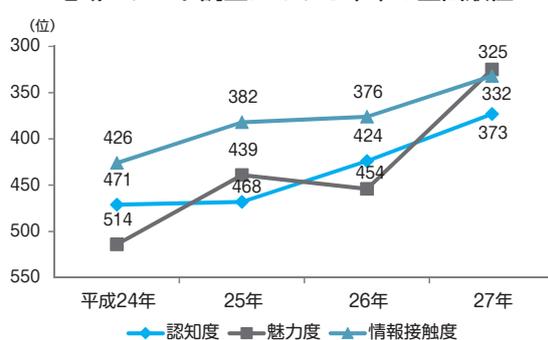
食品以外の産品想起率に関する本市の全国順位



※全国1,000市区町村（全790市+東京23区+187町村）を対象とした順位

資料：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」

地域ブランド調査における本市の全国順位



※全国1,000市区町村（全790市+東京23区+187町村）を対象とした順位

資料：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」

■施策の方向性

- 情報発信力の高い人材やメディア等との連携や活用を通じて、独創的・先駆的な魅力発信を行うことにより、本市の知名度を高め、産業・教育等の各種分野の発展を目指します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、燕製品の一層の市場開拓を推進し、燕ブランドを広く発信するとともに、事前キャンプ地の誘致活動を通じて地域の活性化を図ります。
- ふるさと納税制度をはじめとする本市の魅力在全国に発信する取り組みを展開し、応援（燕）人口の拡大を推進するとともに、本市を訪れる交流人口の増加に努めます。

■主要施策

1. シティプロモーション⁴⁸の推進

東京ヤクルトスワローズ、燕市PR大使との交流連携やホームページ、燕市PR動画による情報発信および各種イベント、パブリシティの活用を通じて、本市の「自然」「食」「産業」などの魅力を広く全国に向けて発信し、観光・教育等の活性化を推進します。

2. 東京オリンピック・パラリンピックを通じた燕ブランドの発信と地域活性化

選手村や関係施設等への金属洋食器・金属ハウスウェアの採用に向け、関係団体などに対して効果的な働き掛けを行うことで、燕ブランドを広く発信します。

また、オリンピック・パラリンピック開催に伴うホテルやレストランの増加等も見据え、それらの食堂や厨房向けの新たな市場の獲得に取り組みます。

さらに、事前キャンプ地の誘致に向けて、市民ボランティアの育成等により市民参加型の誘致活動を展開します。

3. ふるさと納税（ふるさと燕応援寄附金の取り組み）の推進

市外からの寄附者に対し、お礼の品として特産品を贈呈することで、本市の魅力発信を展開し、応援（燕）人口の拡大を推進します。

また、ふるさと納税をきっかけとしたつながりを交流促進に発展させるため、各分野と連携した、「燕市に行ってみよう」「体験してみよう」と感じられるような取り組みを進め、交流人口の増加を推進し、合わせて燕産品の需要拡大や地域活性化を目指します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
ふるさと燕応援寄附金の寄附者数 〔年間〕	6,012人 (H26年度)	23,000人	26,000人
全国調査において本市を「魅力的」と答えた人の割合（ブランド総合研究所「地域ブランド調査」）	10.1% (H27年)	12.0%	13.5%

⁴⁸ シティプロモーション：観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

基本方針1 安全・安心機能の向上

施策1 災害に強いまちづくり

■現況と課題

〈防災〉

災害時の被害の発生を未然に防ぎ、被害が発生した場合でも最小限に抑えるためには、日頃から市民や地域が「自助」「共助」の精神で備えることが重要です。平成23年に発生した東日本大震災により、市民の防災意識は以前に比べ格段に向上しましたが、発生からの時間経過に伴って自治会間で防災に対する意識に温度差が広がってきており、各地区別の自主防災組織の結成率に格差が生じています。

また、自主防災組織結成率は年々上がっているものの、組織の結成がゴールとなり、その後の時間の経過により防災意識の低下や活動の不活性化が起こらないよう、実践的・効果的かつ気軽に取り組める防災訓練の実施等に対する継続した支援が必要となります。

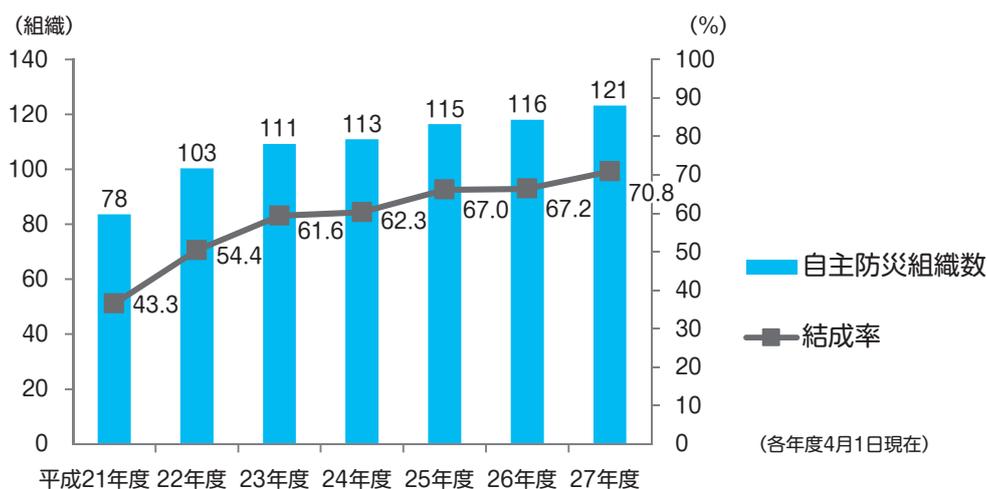
本市では、均衡ある地域防災力の向上を図るため、各組織の防災リーダーの育成と具体的な活動計画の策定支援を目的とした「防災リーダー養成講座」や「全市一斉の燕市総合防災訓練」を実施するとともに、職員に対し、図上訓練や講習会等を実施してきました。

今後も地域に根ざした防災活動を拡大していくためには、幼少期からの防災意識の植え付けが重要になることから、各小中学校で地域の実情に合わせ、地域が一体となった防災教育の実施が求められています。

さらに、耐震化についてはこれまでは特定建築物⁴⁹と避難所の耐震化を中心に実施してきました。小中学校、幼稚園、保育園では耐震化率100%を達成し、避難所指定施設でも97%に達しています。今後は、避難所以外の一般利用者のいる市有施設および民間木造住宅においても引き続き耐震化促進が必要となっているほか、近年の局地的な豪雨対策として、住宅などへの浸水を防ぐため、市街地の排水機能を強化することも必要です。

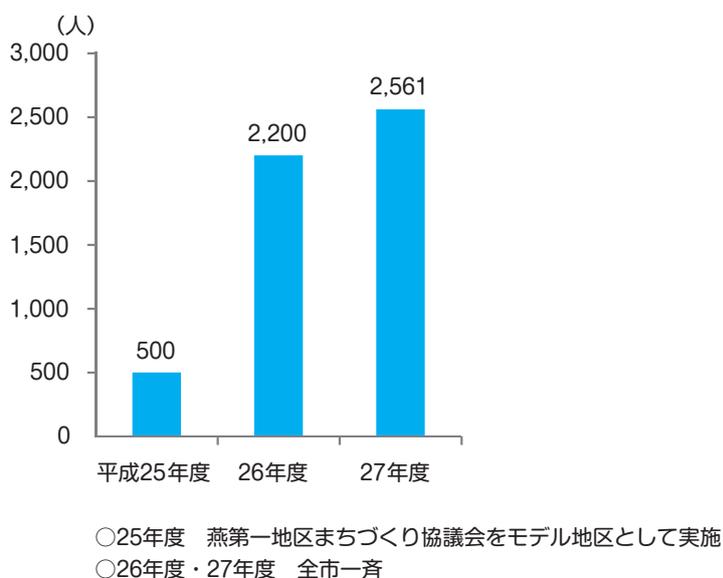
49 特定建築物：燕市耐震改修促進計画（平成20年3月）に規定する住宅、倉庫等を除く3階以上（小中学校、福祉施設等は2階以上）かつ1,000㎡以上の建物。

自主防災組織数、自主防災組織結成率の推移



資料：防災課

防災訓練参加者数の推移



資料：防災課

《消防》

若年層の人口減少、サラリーマン世帯の増加等により、消防団員の確保が困難になっており、今後もその傾向が強まることが予想されることから、団員確保に継続的に取り組むとともに、火災および救命に迅速かつ的確に対応するため、消防職員の資質向上や車両・資機材等の整備充実も必要となっています。

火災発生を1件でも減らすためには、市民への防火に対する意識啓発や日頃の防火活動の推進が重要になっています。

また、設置が義務化されている住宅用火災警報器については、住宅リフォーム助成事業においてその設置を要件とするなどの対策を講じてきていますが、依然として設置率が低く、火災時の逃げ遅れによる死傷者を無くすためにも、住宅用火災警報器の設置について普及促進を図る必要があります。

■施策の方向性

- 変化する社会状況や地域の状況を的確に反映した地域防災計画の見直しを行うとともに、市の災害対策本部機能の強化および関係機関との連携強化を図ります。
- 自主防災組織の結成を促進するとともに、地域の防災活動が活発化するように、市民の防災に関する知識習得と意識向上を推進します。
- 防災教育を充実することにより、世代を超えて継続する防災意識を醸成します。
- 市有施設および民間木造住宅の耐震化を促進します。
- 市街地の冠水対策として、排水機能の向上を図ります。
- 市民の生命・財産を災害から守り、安全で安心して暮らせるように、防災・消防・救急体制の充実強化を図るとともに、市民への防火意識の向上を図ります。

■主要施策

1. 災害対策本部機能の向上

図上訓練等を通じて、職員の災害対応力を向上させるとともに、地域防災計画（震災・風水害・原子力災害編）や防災対応マニュアルを随時見直し、非常時の対処能力を高めます。

2. 地域ぐるみの防災体制の強化

防災訓練や防災講習会等を通じて、防災に対する自助・共助の意識を高めるとともに、自主防災組織の結成支援や、参加しやすい効果的な防災訓練を実施します。また、地域の実情や特性に合わせた防災対策を強化するため、地区防災計画⁵⁰の策定を支援します。

3. 防災教育の推進

自治会・家庭・学校・行政が連携して、地域に根ざした防災教育の推進を図ります。

4. 市有施設の耐震化および設備改修の推進

耐震性能が基準に満たない市有施設の耐震改修等を計画的に推進するとともに、平時からの利用者の利便性、快適性に配慮したトイレ等設備の改修を図ります。

5. 民間木造住宅の耐震化の促進

民間の木造住宅の耐震診断・耐震改修・建替耐震に対する支援を実施し、耐震化率の向上に努めます。

6. 市街地排水対策の強化

市街地の排水機能を向上させるため、排水施設の整備を推進するとともに、国・県との連携を強化し、国の事業などを活用した市街地冠水防止対策の推進に努めます。

7. 消防組織体制の強化

消防団員の確保および資質・技術の向上を図るとともに、消防職員の資質の向上に取り組みます。

また、消防車両・資機材等の計画的な整備充実を図ります。

 ⁵⁰ 地区防災計画：地域住民により自発的に行われる防災活動に関する計画。

8. 住宅防火対策の推進

地域住民への防火対策の啓発と不審火等の警戒巡回を行います。
また、住宅用火災警報器の普及促進を図ります。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
自主防災組織の組織率	70.8% (H27.4.1)	79.0%	85.0%
総合防災訓練参加者数	2,561人 (H27)	3,500人	4,250人
地区防災計画策定地区数〔累計〕	—	5団体	8団体
住宅用火災警報器の設置率	67% (H27.6.1)	75%	80%

施策 2 防犯・消費者保護対策の推進

■ 現況と課題

〈防犯〉

本市における近年の犯罪認知件数は、平成 22 年の 791 件をピークに減少傾向にあり、平成 26 年には 500 件まで減少しました。

犯罪の内訳では窃盗犯が 7 割以上を占めている一方で、振り込め詐欺などの特殊詐欺による高額な被害が市内でも発生している状況です。

こうした中、本市では、平成 26 年度から防犯組合への防犯カメラの設置費用の補助を行うなど、地域の防犯活動への支援を行ってきました。

今後とも、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、地域ぐるみで犯罪の起きにくい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

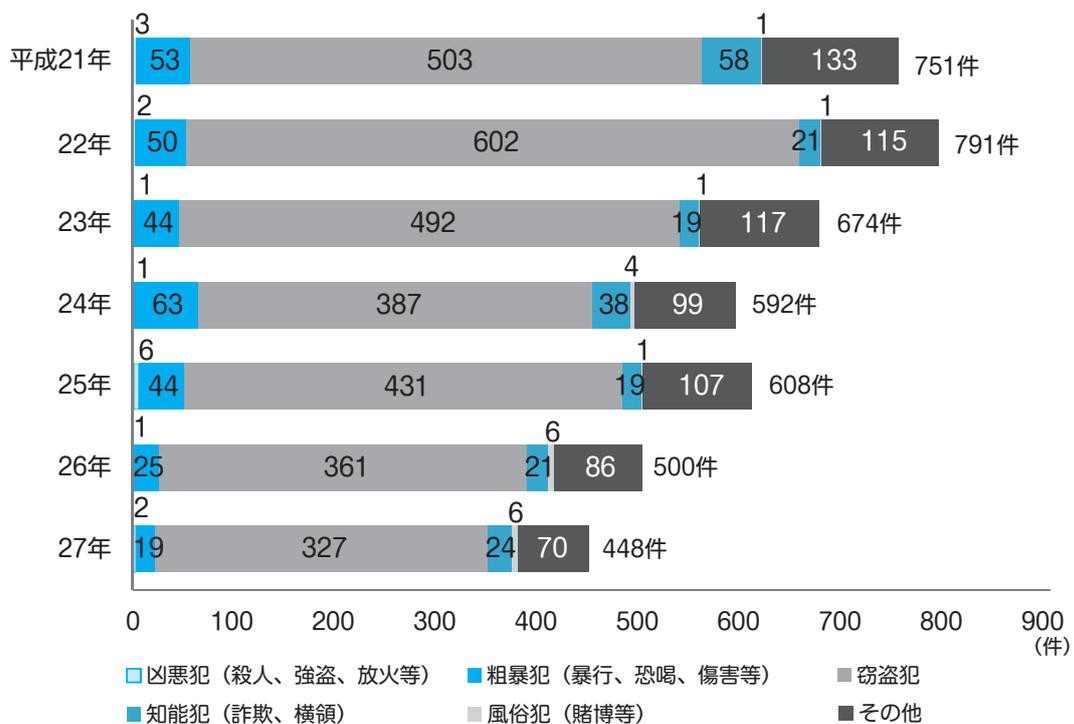
〈消費者保護〉

消費生活を取り巻く環境は、高齢化、経済のグローバル化、インターネットに代表される情報化・商品サービスの急速な発展により劇的に変化しています。これに伴い、高齢者を狙った架空請求やインターネット通販などの複雑多様なトラブルに遭う危険性が増大しています。

このような消費者トラブルに対応するため、本市では平成 27 年度から消費生活相談員による消費生活相談窓口を設置し、体制の充実を図りました。

今後とも被害防止等に向けて県消費生活センター等関係機関との連携のもと、一層の消費生活相談や啓発活動の充実に取り組む必要があります。

犯罪認知件数の推移



資料：燕警察署生活安全課

■施策の方向性

- 警察や防犯関係団体等との連携を強化し、市民の防犯意識を高めるとともに、自主的な防犯活動を促進します。
- 消費生活相談窓口体制や情報発信の充実を図り、消費者被害の未然防止と損害軽減を推進するとともに、消費者意識の向上を目指します。

■主要施策

1. 市民の防犯意識の向上

広報等を活用した防犯啓発などにより、市民の防犯意識の向上を図ります。特に、悪質・巧妙化する特殊詐欺被害の防止に重点的に取り組んでいきます。

2. 防犯活動の推進

警察や防犯関係団体などと連携して、防犯カメラの設置補助をはじめ、地域での自主的な防犯活動を促進します。

3. 消費生活相談窓口の充実

複雑多様化する消費生活相談に対応するため、県消費生活センター等関係機関との連携を図りながら、市民にとってより身近な本市の消費生活相談窓口での対応の充実を図ります。

4. 消費者意識の向上

消費者トラブルの対処方法や最新の問題事例などをパンフレット、チラシ、広報等で周知し、被害の未然防止と消費者意識の向上を推進します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
防犯対策に対して満足と答えた人の割合（市民意識調査）	31.5% (H26年度)	33.5%	35.0%
犯罪認知件数	448件 (H27年)	毎年減らす	毎年減らす
県消費者生活センターと燕市の消費者相談の合計件数に対する市への直接相談の割合	—	29%	37%

施策3 交通安全の推進

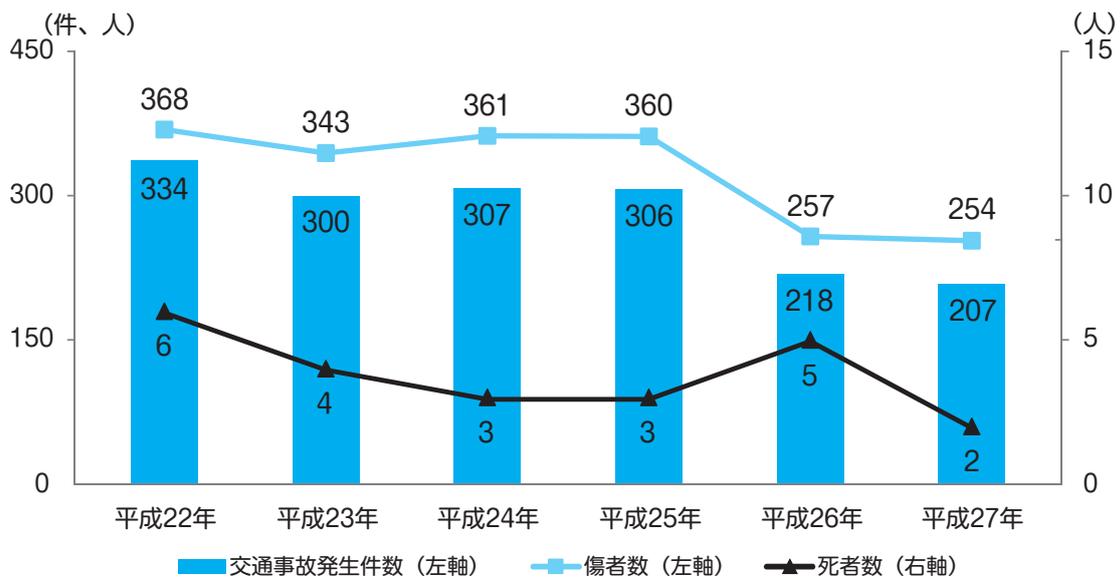
■現況と課題

車道と分離した歩道の整備などの道路環境の改善や、自動車の安全装置の発達・普及などにより、道路交通の安全性は大幅に向上し、本市における交通事故発生件数は漸減傾向にありますが、悲惨な交通死亡事故は、依然として毎年発生している状況にあります。

本市ではこれまで、交通安全に関する施設の整備などを継続して進めてきましたが、今後も自動車と歩行者の分離をはじめとする安全な歩行空間の整備を推進し、高齢者が安心して外出できる環境や、子どもが安全に通学できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、本市の交通事故は、高齢者数の増加とも相まって高齢者が関与する事故の件数・割合が高くなっているのが特徴です。特に近年は、高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が加害者となる交通事故が少なくありません。このため、高齢者が交通事故を起こさないための一人ひとりの意識向上と対策強化が重要になっています。

交通事故発生件数、死傷者数の推移



資料：新潟県の交通事故（年報）

■施策の方向性

- 歩道の整備をはじめとする交通事故を防ぐための施設整備を推進します。
- 交通安全に対する市民の意識を高めるための各種啓発活動を推進します。
- 高齢者の関与する事故を未然に防ぐための実効性のある対策を重点的に実施します。

■主要施策

1. 交通事故防止施設の整備

交差点などでの事故を防ぐため、信号機や横断歩道の設置を関係機関に要望するとともに、車道と分離した歩道やカーブミラーなどの施設整備を推進します。

2. 交通安全対策の推進

燕警察署および燕市交通安全協会と協力・連携しながら、広く市民に交通ルールの指導やマナーの実践を呼びかけるとともに、飲酒・無謀運転の追放やシートベルト・チャイルドシートの着用を呼びかけ、交通安全対策を推進します。

3. 高齢者事故防止対策の強化

高齢者が関係する事故の割合が高いことから、高齢者事故の抑止に向けた対策として高齢者向け交通安全教室や高齢者交通安全フェアなど「つばめ高齢者事故ゼロ作戦」を実施します。

また、加害者事故対策として、高齢者の運転免許自主返納を推進し、高齢者事故防止対策を強化します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
交通事故発生件数	207件 (H27年)	毎年減らす	毎年減らす
高齢者交通事故発生件数	87件 (H27年)	毎年減らす	毎年減らす
交通事故死者数	2人 (H27年)	毎年減らす	毎年減らす

施策4 公共交通の整備

■ 現況と課題

《市営公共交通》

今後ますます進む超高齢社会を見据え、市民の足となる公共交通の重要性は高まっていますが、利便性の低下と相まって鉄道や民間バスの利用者数は漸減傾向にあります。

これに対して、本市では市営公共交通を抜本的に見直し、3地区を結ぶ循環バス「スワロー号」を平成25年5月の新庁舎開庁に合わせて路線の変更と延長を行った結果、利便性が高まって利用者数が増加に転じ、その後は好調に推移しています。

また、利用者が減少していた地区内巡回バスについては平成24年度で廃止し、平成25年度からはこれに代わる新たな交通手段として出発地から目的地までドアツードアで送迎する便利なデマンド交通「おでかけきららん号」の運行を開始したことにより、減少し続けていた利用者が大幅に増加しました。

さらに、弥彦村との定住自立圏形成協定に基づき、平成27年度には広域循環バス「やひこ号」の運行開始とデマンド交通のエリア拡大により、両市村の住民の生活交通手段の拡充を図っており、今後とも引き続き市民ニーズに応じた利便性の確保と利用者の増加を図っていくことが求められています。

《鉄道》

本市には上越新幹線の燕三条駅があるほか、JR越後線、弥彦線が市内各地を結んでいます。燕三条駅については利用者が増加傾向にあるものの、越後線、弥彦線は運行本数が少ないことに加え、沿線の高校生等の学生が減少していることも伴って利用者が減少傾向にあり、市民の足として十分に利用されていない状態となっています。

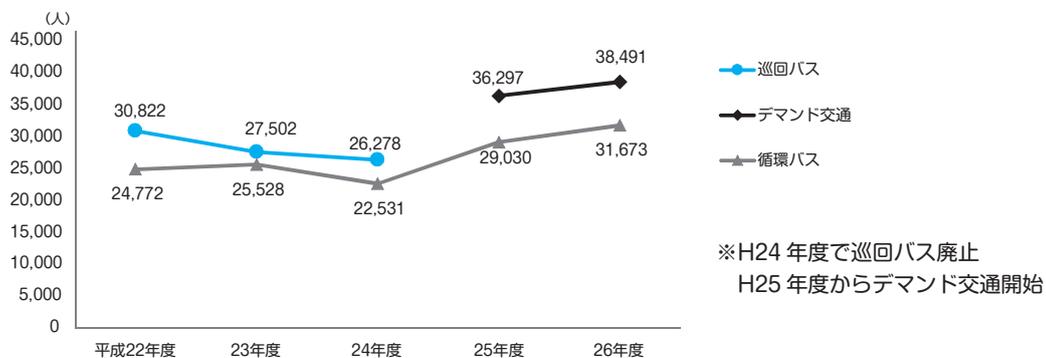
鉄道は、通学者や高齢者等にとって大切な交通手段となっていることから、運行改善や駅施設のユニバーサルデザイン⁵¹化など、誰もが利用しやすい交通環境の整備に向けて、引き続き要望していく必要があります。

《民間バス》

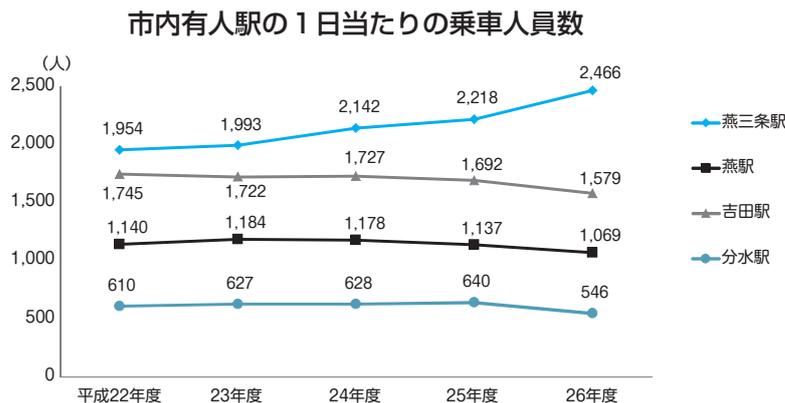
人口減少、マイカー利用の増大、少子化などの社会情勢の変化により、市内の民間バス路線の利用者は年々減少しており、本市ではバス事業者に対して多額の運行支援を行ってきていますが、利用者の減少に歯止めがかからない状況です。

このため、極端に利用者が減っている民間バス路線は運行支援の廃止も含めて見直しを図るなど、一層の利便性向上と経常経費の節減に努める必要があります。

市営バス、デマンド交通の年間利用者数の推移



⁵¹ ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がい・能力の如何、文化・言語の違いを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。



資料：JR 東日本ホームページ

■ 施策の方向性

- 高齢者などの移動困難者の交通手段として、効率的で利便性の高い公共交通環境を整備します。
- J R 東日本に対し、列車の運行改善、駅施設のユニバーサルデザイン化などを要望し、利用者の利便性向上に努めます。

■ 主要施策

1. 市営公共交通の継続的運行

循環バス、デマンド交通に対する利用状況や市民ニーズを把握し、利用者の利便性に配慮した効率的・効果的な運行形態への見直しを図りながら継続して運行します。

2. 鉄道や駅の利便性向上

公共交通相互の連携を強化し、交通結節点の整備など利便性向上の推進とともに、J R 越後線、弥彦線の列車の運行改善や増発、駅施設のユニバーサルデザイン化に向け、J R 東日本に強く要望していきます。

3. 輸送需要に合わせたバス路線等の改善

民間バス路線について、輸送需要に合わせた再編を促進し、公的支援の見直しを図ります。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
バスや鉄道などの公共交通の充実に対して不満と答えた人の割合 (市民意識調査)	48.3% (H26年度)	39%	33%
市が運行するバス等の乗車人員	70,164人 (H26年度)	95,000人	100,000人

施策5 快適な環境の確保

■現況と課題

大量生産、大量消費の時代は終焉し、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した循環型社会の構築を目指すことが求められています。

本市のごみの排出量は微減で推移していますが、事業所から持ち込まれるごみの割合が高くなっています。また、可燃ごみの種類別割合では、紙・布類が64%を占めており、これらの分別回収を進めることによりごみの排出抑制、再資源化、再利用化を着実に推進していく必要があります。

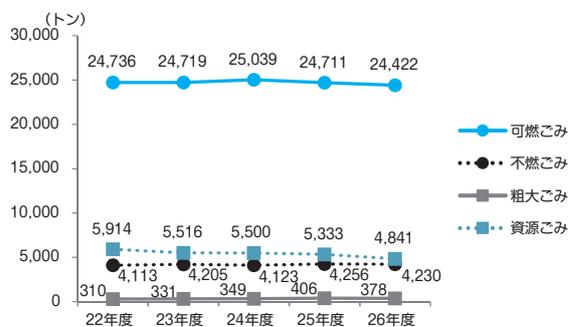
東日本大震災の発生後、再生可能エネルギーの普及拡大が重要性を増す中で、本市では、公有地でのメガソーラー発電所の稼働、公共施設や民間企業における太陽光発電屋根貸事業、防犯灯のLED化事業等を展開してきました。今後も環境負荷の低減のため、二酸化炭素(CO₂)の排出抑制、節電等への市民意識のさらなる高揚を図る必要があります。

環境美化活動では、「クリーンデー燕」に毎回多くの市民から参加していただいておりますが、参加者は年々減少傾向にあり、「クリーンデー燕」の他にも気軽に楽しみながら参加できる市民参加型の活動等を充実させる必要があります。

公害対策については、県と協力して事業所の立入検査、指導に取り組み、公害発生源を抑制していかなければなりません。また、近隣同士における騒音や排水などの生活型公害が問題となっており、市民一人ひとりの環境への意識を高め、快適な住環境を構築していくことが重要です。

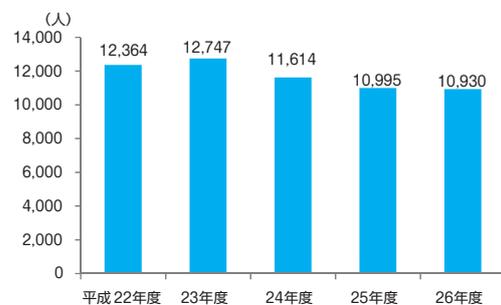
さらに、これまで問題となっていた光化学スモッグに加え、近年は微小粒子状物質(PM_{2.5})による大気汚染についても発生が懸念されており、県からの情報を市民に迅速に提供していくことが必要です。

ごみの排出量の推移



資料：燕・弥彦総合事務組合環境センター

クリーンデー燕 参加状況



資料：生活環境課

■施策の方向性

- 資源循環型社会の構築に向けた啓発活動を積極的に展開し、事業所・家庭への4R⁵²活動と適正処理の浸透に努めます。
- 市民、企業との連携を図り、地域の環境保全活動を推進します。
- 市民一人ひとりの環境保全への意識を高め、学び、体験する機会を創出し、環境美化活動への参加を促進します。
- 公害の発生源への監視・抑止策を講じるとともに、PM_{2.5}による大気汚染等新たな公害へも適切に対応し、市民への情報提供に努めます。

52 4R：リフューズ（Refuse：レジ袋等を断る）・リデュース（Reduce：発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）の4つの頭文字をとった廃棄物減量のキャッチフレーズ。

■主要施策

1. 4Rと適正処理の推進

4R活動と適正処理を推進するために、広報、イベント、出前講座などを活用した啓発活動を展開するとともに、ごみの排出抑制、減量化を図ります。

2. 再資源化の推進

家庭から排出される可燃ごみの中には、再資源化できる雑がみ（菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、古封筒、カレンダー、コピー用紙、ハガキ、包装紙など）が多く含まれていることから、新たな「ごみ・リサイクルガイドブック」の作成・配付や広報紙等を通じて分別について分かりやすく市民に周知します。また、使用済天ぷら油の回収およびバイオディーゼル燃料（BDF）として公用車への利用を継続して推進します。

市内の事業所から発生するアルミ缶やスチール缶を回収し、その売却益を活用して子どもたちの健全育成に役立てます。また、小型家電製品に含まれる有用金属の再資源化やペットボトルの異物除去作業を障がい者施設と連携して実施します。

3. 環境美化活動の推進

自治会を中心として活動しているクリーンデー燕に事業所からの参加を促進するとともに、クリーンアップ選手権などの楽しく参加できて、環境美化に貢献するイベントの開催を通じて環境美化活動を推進します。

4. 公害対策の推進

事業所に対して、定期的に騒音、振動測定を実施し、公害防止の意識啓発に努めるとともに、有害な水銀を含む廃蛍光管の処理適正化を推進します。

また、光化学スモッグやPM2.5等の大気汚染については、県からの情報を防災行政無線、防災メール、データ放送により速やかに市民へ情報提供し、注意喚起を行います。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
ごみの総排出量	33,871トン (H26年度)	32,400トン	31,500トン
アルミ缶・スチール缶の回収量	—	1,800kg	2,400kg
使用済小型家電の回収量	3,854kg (H26年度)	5,400kg	6,300kg
環境美化活動の参加人数	11,537人 (H26年度)	13,000人	13,900人

基本方針2 快適な都市機能の向上

施策1 まちなか居住と空き家等対策の推進

■現況と課題

人口減少が進展する中、特に市街地中心部においては空洞化や商店街の衰退が進み、まちなかの活力が低下しています。

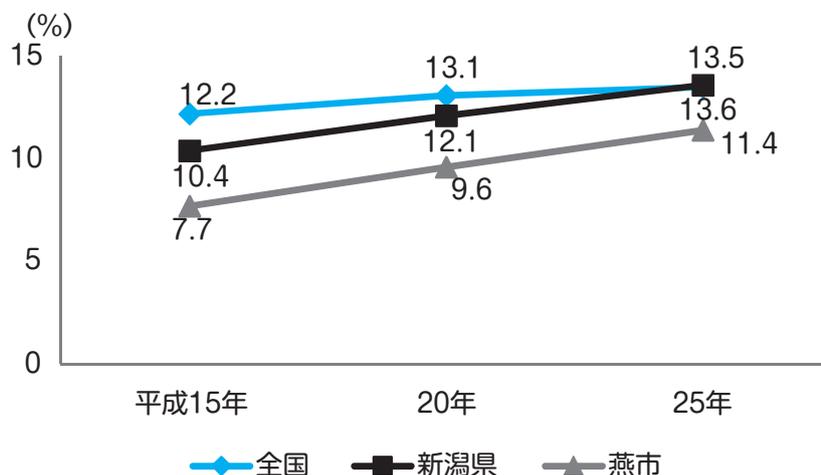
国が平成25年に行った住宅・土地統計調査によれば、本市における空き家は国や県の割合よりも低いものの住宅総数の11.4%を占め、その空き家のうち「腐朽・破損あり」に分類された住宅は41.2%に上っています。

これに対して国では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成27年に全面施行しましたが、本市においては、それに先駆け「燕市空き家の適正管理およびまちなか居住に関する条例」を平成25年に制定し、空き家対策を推進してきました。

今後も人口減少や高齢化等を背景として、空き家数は増加していくことが予想され、居住環境の悪化や防犯上の問題、地域コミュニティの衰退等の空き家もたらす諸問題は一層深刻化することが懸念されています。そのため、地域や事業者とも連携しながら空き家および空き家の跡地の有効な活用促進を図り、特定空き家等⁵³の対策を含めた総合的な取り組みを行うことが必要です。

また、本市においては今後人口の減少が見込まれるものの、世帯数は依然として増加傾向にあることから、市民の新たなニーズに対応した質の高い魅力的な住宅地の供給を促進し、定住人口の確保を図っていくことが必要です。

空き家率の推移



資料：住宅・土地統計調査

! ⁵³ 特定空き家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれや、衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等になっている空き家等。

■施策の方向性

- 各地域の市街地中心部（まちなか）においては、地域住民の理解と協力を得ながら、生活機能の維持・再生を図ります。
- 魅力的な住宅地の供給促進などにより定住人口の確保に努めます。
- 空き家等の適正な管理および利活用の促進を図ります。

■主要施策

1. まちなかにおける賑わいと活気の創出

市街地やその周辺部における効率的で持続可能な都市形成に向け、地域住民や商店・民間団体などとの協働により、活性化方策を検討します。

2. 良好な居住空間の整備や定住の促進

適地において良好な環境の整った住宅地を供給するため、民間活力を活用した住宅団地の整備や定住を促進するとともに、まちなか再生に向けた有効な取り組みや整備手法を検討します。

3. 空き家等の対策の推進

空き家の増加を抑止し、特定空き家等の発生を未然に防止するため、空き家等の実態把握を進めながら空き家の所有者等に対する適正管理の意識啓発や情報提供に努めるとともに、空き家の解体やリフォーム等に対する支援を行います。

また、空き家等の対策に関連する各分野に精通した関係諸団体と連携して空き家問題に総合的に取り組むとともに、空き家および空き家の跡地の有効な活用やまちなか居住に向けた取り組みを推進します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
移住・定住人口数〔年間〕	152人 (H26年度)	300人	300人
特定空き家等の件数	44件 (H27.4月)	36件	30件

施策2 親しみのある公園づくり

■現況と課題

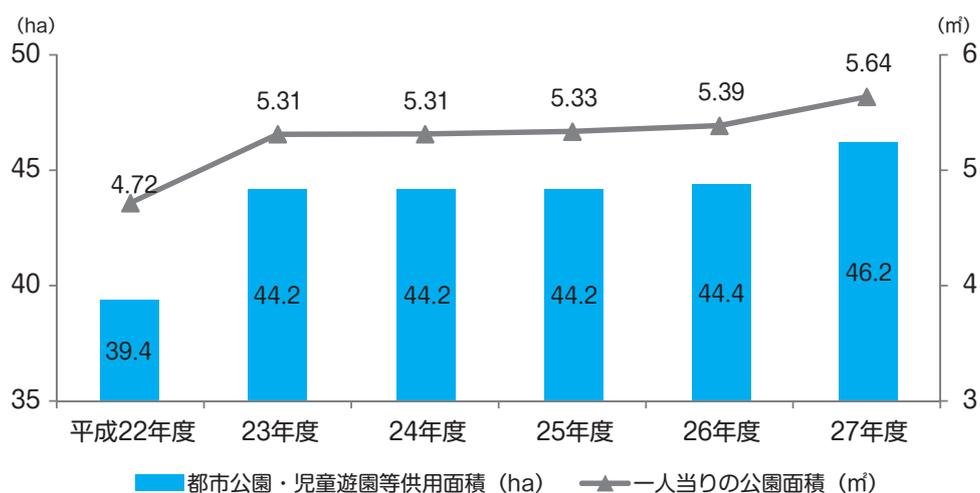
市内各地にある都市公園、児童遊園等は、子どもの遊び場、市民の憩いの場であるとともに、時には地域の集いの場となり、災害時には避難場所ともなる大切な公共空間です。

本市の都市公園・緑地、児童遊園等の計画を含む総面積は約 48.3ha で、うち約 46.2ha が開設済みとなっています。近年、着実に整備を図ってきた結果、人口一人当たりの都市公園・児童遊園等の面積は、合併した平成 18 年には 3.69 m²でしたが、平成 27 年には 5.64 m²に増加しています。

市内には平成 27 年度時点で、128 箇所の都市公園・児童遊園等がありますが、維持管理に係るコストの削減が課題となっているほか、幼児から高齢者まで幅広い利用者にとって安全・安心な管理体制の確立が必要です。

さらに、市民が安全で快適に利用することができる公園を維持していくため、遊具・施設などの改修においては、計画的な維持管理を行うとともに、大規模な公園については民間活力の導入を、身近な公園については地域住民自らが管理運営を担う仕組みづくりを推進させるなど、公園機能の維持に力をそそぐ必要があります。

都市公園・児童遊園等供用面積および一人当たりの公園面積の推移



資料：都市計画課（公園台帳）

■施策の方向性

- 老朽化した公園遊具・施設の改修を進め、機能向上を図ります。
- 公園の整備と維持管理について市民と民間の参画を促進し、市民にとって親しみのある公園づくりに努めます。

■主要施策

1. 遊具・施設等の改修推進

公園の遊具・施設などの計画的な改修を行うとともに、新たな賑わいの創出を目的として、大河津分水路右岸高水敷利活用の検討を進めます。

2. 市民・民間との協働による維持管理

公園施設の機能拡充および適切な維持管理を推進するため、総合・地区公園については、民間活力の導入を今後も進めるとともに、効率的な維持管理とサービスの向上を図ります。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
市民一人当たりの公園面積 (都市公園、児童遊園、分水路高水敷)	5.64㎡/人 (H27.4.1)	5.98㎡/人	8.78㎡/人
管理を自治会、NPO、民間企業などに委託する都市公園、児童遊園数	114箇所 (H27年度)	121箇所	124箇所

施策3 人にやさしい道路環境の整備

■現況と課題

本市は、北陸自動車道の三条・燕インターチェンジを高速交通体系の玄関口として、国道116号、国道289号および県道などの主要な幹線道路が道路網の骨格を形成しています。

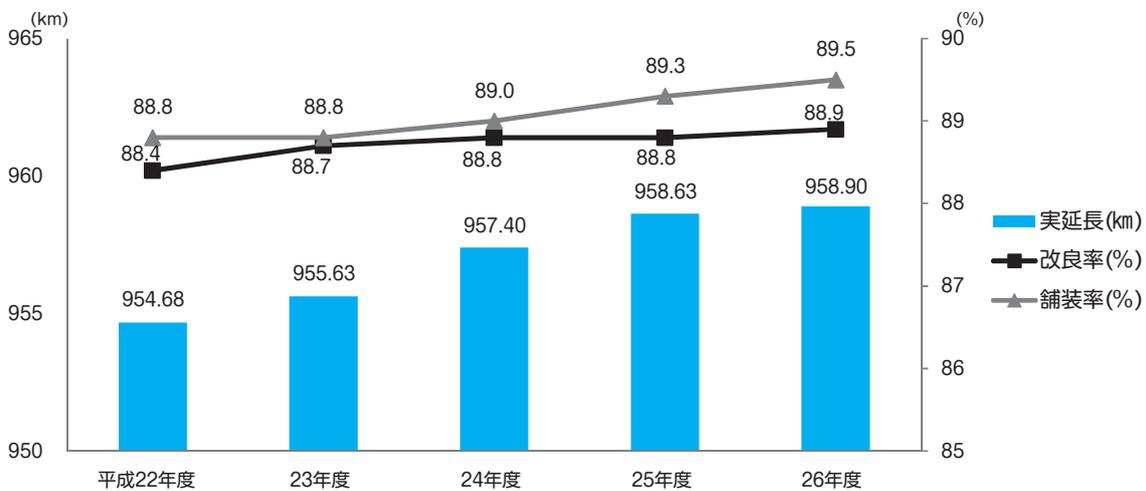
広域的な交流や連携の促進を図る広域幹線としては、国道116号（仮称）吉田バイパスが以前から計画されていますが、未だに事業着手の目途が立っていないほか、今後建設される予定の県央基幹病院へのアクセス向上も課題となっています。

身近な生活道路については、幅員が狭い箇所やアクセスが良好でない箇所の道路整備を計画的に進めてきました。今後は主に既存市街地において空き家が増えている地域が発生してきているため、そのような地域においては利便性向上のために道路拡幅を図るなどの対策が必要です。

また、通学路や歩行者・自転車の交通量が多い区間などで、歩道や自転車歩行者道の未整備箇所や途切れている箇所があることから、段差の解消などすべての人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した、歩行者や自転車が安全・安心で快適に通行できる歩道などの整備を年次的に進めることも重要です。

さらに、古くからの住宅団地などでは、道路側溝の蓋のガタツキや破損などがあり、歩行者にとって危険な状況であるとともに、勾配の不具合から排水が流れず悪臭が発生するなど環境面においても問題がある箇所があることから、道路側溝の整備も求められています。

道路改良の実延長および改良率、舗装率の推移



資料：土木課（道路台帳）

■施策の方向性

- 幹線道路である国・県道整備について、事業促進のため積極的な要望活動を行います。
- 緊急度・効果度を考慮しながら生活道路の維持管理を推進するとともに、安全・快適な歩行環境を整備します。

■主要施策

1. 幹線道路の整備促進

国道116号(仮称)吉田バイパスや国道289号燕北バイパス、主要地方道燕分水線などの広域幹線道路の整備・改良や県央基幹病院へのアクセス道路の整備について、国や県に積極的に働きかけ、早期の整備促進を要望していきます。

2. 歩行者等にやさしい生活道路の改修・維持管理

通学路などの危険箇所解消を図り、ユニバーサルデザインに配慮して市民が安全・安心で快適に利用できるよう、歩道や自転車歩行者道、道路側溝の整備を進めます。

また、冬期間の円滑な交通を確保するため、融雪施設の整備や除雪体制の充実を図ります。

さらに、傷みの激しい道路の計画的な改修と道路パトロールを実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の定期的な点検・修繕を行います。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
市道改良率	88.9% (H26年度末)	89.9%	91.5%
側溝改修率および整備延長	1.8% 1.2km (H27年度末)	15.2% 10.0km	30.3% 20.0km

施策4 安全・安心・おいしい水道水の供給

■現況と課題

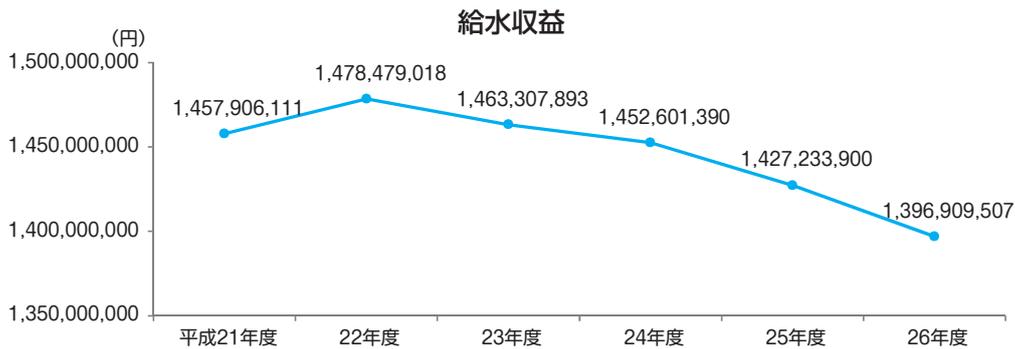
本市の上水道の給水人口は81,476人（平成26年度）で、普及率は100%に達しています。しかし、人口減少が進む中、給水人口、配水量、有収水量⁵⁴の減少に伴う給水収益⁵⁵の減少傾向は、今後も続く見通しであり、加えて、老朽化が著しく耐震面での脆弱性を抱える浄水場施設や配水管等の整備更新に多大な費用を要することから、水道事業の経営は一層厳しさを増すものと考えられます。

さらに、近年、全国各地で頻発した大規模災害において水道施設が甚大な損害を被った経緯から、危機管理対策の強化が一層求められています。

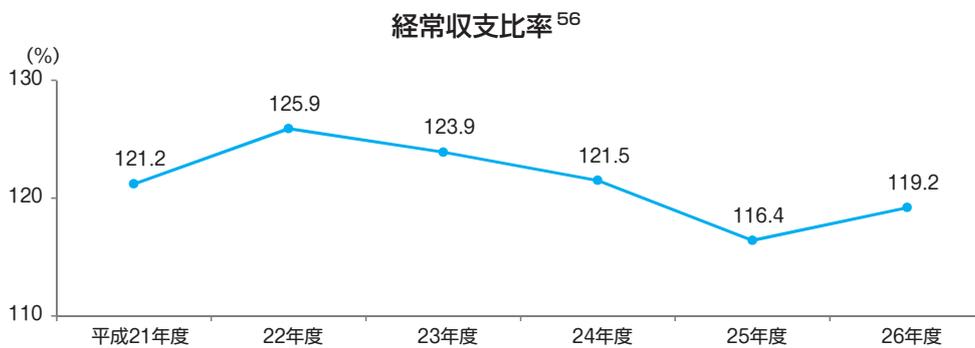
いかなる状況においても安全な水道水を安定供給するためには、耐震性を重視した水道施設の更新を計画的に進め、稼働および供用を持続することはもちろん、近隣水道事業者との広域連携を強化する必要があります。

また、将来に向けて健全な事業経営を持続していくためには、水道料金が原価に見合うものとなるよう見直しを継続するとともに、これまで以上にコスト管理の徹底や業務の効率化に努めなければなりません。

今後、これらの課題に対処していく上では、水道が重要なライフラインであること、そして、水道事業を取り巻く現況について広く理解を得るための積極的な情報提供も欠かせません。



資料：水道局



資料：水道局



⁵⁴ 有収水量：水道料金徴収の対象となった水量。

⁵⁵ 給水収益：水道料金として収入となる収益。

⁵⁶ 経常収支比率：給水収益等の経常収益で、維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄っているかを表す指標。

■施策の方向性

- いつでもどこでも安心して飲める安全な水道水の供給に努めます。
- 老朽化した水道施設の早期改修・整備を推進します。
- 事業環境を的確に捉え、適正な料金設定と効率的な業務により健全な事業経営の持続に努めます。

■主要施策

1. 安全な水道水の安定供給

現在の浄水場施設の維持更新を図るとともに、将来に向けて安定的な稼働を継続するため新たな施設の再構築を進め、安定した水質と取水量の確保を図ります。

また、水質管理を徹底し、いつでもどこでも安心して飲める安全な水道水を供給します。

2. 老朽化した水道施設の早期改修・整備

老朽化した水道施設の計画的な改修・整備を推進し、施設効率を向上させるとともに、耐震性を高め、平時のみならず非常時の漏水等の被害を抑制します。

また、万一の際にも給水を持続できるよう、近隣水道事業者との広域連携について調査検討を進めます。

3. 健全な事業経営の持続

全市統一かつ適正な料金設定を行うとともに、より一層のコスト管理の徹底や官民連携等による効率的な業務推進に努め、将来を見据えた健全な経営を持続します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
配水管に占める石綿管比率	9.6% (H26年度)	4.4%	1.1%
経常収支比率	119.2% (H26年度)	120%	120%

施策 5 適正な汚水処理の推進

■ 現況と課題

本市の下水道などの汚水処理施設整備については、平成 26 年度末における公共下水道処理人口普及率⁵⁷が 45.8%、合併処理浄化槽を含む汚水処理人口普及率⁵⁸が 56.2% で、未だ県内でも下位に留まっており、未普及対策が急務となっています。

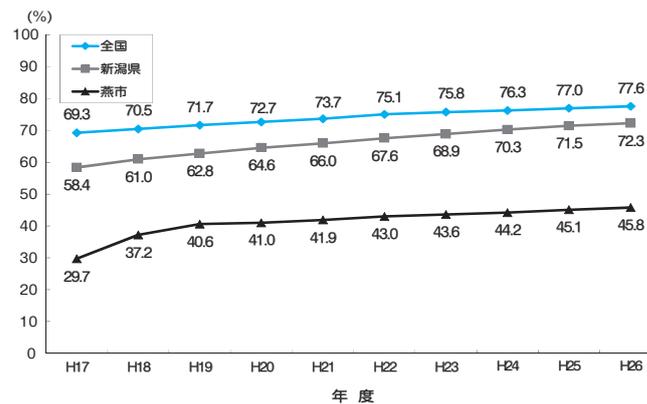
併せて、燕地区の終末処理場および合流管きよ等の長寿命化計画に沿った維持管理を進めていくことが必要となっています。

しかし、下水道整備には多額な費用を要し財政的な制約があることに加えて、今後は一層の人口減少の進展が予測されることから、経済性や効率性を考慮した各地域において最適な整備手法の見直しも視野に入れて検討していく必要があります。

今後、公共用水域の保全や生活環境の充実を図りながら持続的な下水道事業を推進していくために、地域の実情に応じた整備手法を検討して新たに汚水処理整備構想⁵⁹を策定するとともに、地方公営企業法を適用した公営企業会計を導入し、経営戦略の策定や見直しなどの取り組みが必要となっています。

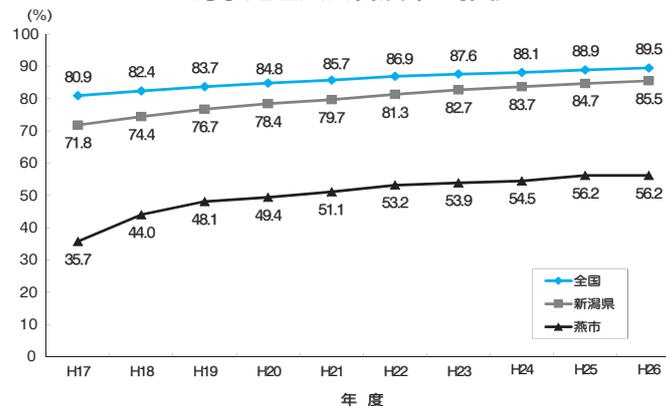
また、年間を通して水温が安定している下水熱を環境にやさしい再生可能エネルギーとして空調、給湯および融雪等に利用する可能性を検討していくことも必要です。

下水道処理人口普及率の推移



資料：下水道課

汚水処理人口普及率の推移



資料：下水道課

57 下水道処理人口普及率：各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合。
 58 汚水処理人口普及率：各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口と合併処理浄化槽の利用人口の合計値の割合。
 59 汚水処理整備構想：下水道、集落排水、合併処理浄化槽などのそれぞれの処理施設の特徴にあった適切な役割分担によって効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想。

■施策の方向性

- 下水道・合併浄化槽の普及率の向上や下水道への早期接続を促進します。
- 終末処理場を含めた老朽施設の長寿命化を図ります。
- 経営の効率化・健全化を促進します。
- 下水熱等利用の可能性について検討します。

■主要施策

1. 汚水処理の未普及対策と下水道接続率向上の推進

下水道への早期接続を促進するとともに、下水道による集合処理と合併浄化槽による個別処理の整備手法を地域の実情に応じて見直し、新たに汚水処理整備構想を策定し、汚水処理対策の促進を図ります。

新たな汚水処理整備構想を策定後、個別処理区域においては、合併浄化槽設置に対する支援について検討します。

2. 下水道長寿命化の推進

長寿命化計画に基づき、下水道施設等の適切な維持管理、改築および修繕を実施します。

3. 下水道経営の効率化・健全化の促進

地方公営企業法の適用と適正な使用料算定等を含めた経営戦略の見直しを行います。

4. 下水熱利用の検討

空調・給湯や道路融雪など下水熱等の有効利用について民間事業者の利用も含めて検討します。

■施策の達成目標

指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (H31年度)	目標値 (H34年度)
下水道処理人口普及率	45.8% (H26年度末)	51.0%	54.0%

※ 本計画策定時点で、新たな汚水処理整備構想が策定されていないため、構想策定後、指標項目に汚水処理人口普及率を追加予定。

資料編

1. 策定経過

2. 総合計画審議会

- (1) 燕市総合計画審議会条例
- (2) 燕市総合計画審議会委員名簿
- (3) 諮問・答申書

3. 本編補足資料

- (1) 総合計画後期基本計画進捗状況個別表
- (2) 市民意識調査結果（概要）
- (3) 中長期の財政見通し

4. 用語の説明

1. 策定経過

期 日	会議名等	内 容
平成26年度		
3月17日(火) } 3月27日(金)	-	・ 市民意識調査の実施
平成27年度		
4月30日(木)	平成27年度第1回 燕市総合計画審議会	・ 市民意識調査の調査結果について報告 ・ 燕市の人口ビジョン(素案)について協議 ・ 燕市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の 骨子(案)について協議 ほか
5月18日(月)	平成27年度第2回 燕市総合計画審議会	・ 人口ビジョン(素案)について協議 ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) について協議
6月1日(月)	市議会議員協議会	・ 地方創生に係る人口ビジョン(案)及びま ち・ひと・しごと創生総合戦略(案)につ いて(中間報告)
6月3日(水)	地方創生に係る県と 市町村の意見交換会	・ 新潟県の人口ビジョン、総合戦略の策定状 況について ほか
6月26日(金)	平成27年度第4回 経営会議	・ 人口ビジョン(素案)について協議 ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) について協議
7月17日(金)	平成27年度第3回 燕市総合計画審議会	・ 人口ビジョン(素案)について協議 ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) について協議
7月18日(土) } 8月7日(金)	-	・ パブリックコメントの実施 人口ビジョン(案)、まち・ひと・しごと 創生総合戦略(案)
7月28日(火)	平成27年度第5回 経営会議	・ 第2次総合計画骨子(案)について協議
7月31日(金)	-	・ 地方創生に係る県との個別意見交換
8月18日(火)	平成27年度第4回 燕市総合計画審議会	・ 人口ビジョン(案)について協議 ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に ついて協議 ・ 第2次総合計画骨子(案)について協議

期 日	会議名等	内 容
8月26日(水)	地方創生に係る県と市町村の意見交換会	・新潟県の人口ビジョン、総合戦略についてほか
8月27日(木)	市議会議員協議会	・地方創生に係る人口ビジョン(案)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について(最終説明)
9月18日(金)	-	・燕市人口ビジョンおよび燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
10月26日(月)	平成27年度第5回燕市総合計画審議会	・第2次燕市総合計画(案)について諮問 ・第2次燕市総合計画の策定スケジュールについて説明 ・第2次燕市総合計画(案)について協議
10月27日(火)	平成27年度第8回経営会議	・第2次燕市総合計画(案)について協議
11月12日(木)	平成27年度第6回燕市総合計画審議会	・第2次燕市総合計画(案)について協議
11月26日(木)	平成27年度第9回経営会議	・第2次燕市総合計画(案)について報告
12月3日(木)	市議会議員協議会	・第2次燕市総合計画(案)について(中間報告)
12月4日(金) } 12月24日(木)	-	・パブリックコメントの実施 第2次燕市総合計画(案)
1月8日(金)	平成27年度第7回燕市総合計画審議会	・第2次燕市総合計画(答申案)について協議
1月20日(水)	市議会議員協議会	・第2次燕市総合計画(案)について答申 ・第2次燕市総合計画(案)について(最終説明)

2. 総合計画審議会

(1) 燕市総合計画審議会条例

平成18年9月29日
条例第192号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、燕市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
- (2) 関係公共的団体の役員及び職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選任された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議結果を会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第38号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 燕市総合計画審議会委員名簿

条例上の選出区分	氏名	団体名・役職名等	備考
関係行政機関の 委員及び職員	唐沢 俊郎	新潟県三条地域振興局長	
	加藤 明仁	巻公共職業安定所長	
関係公共的団体の 役員及び職員	田邊 一郎	燕市自治会協議会長	
	青柳 芳郎	燕市社会福祉協議会長	
	長谷川中興	燕市民生委員児童委員協議会長	
	古川 伸夫	燕市医師会長	
	田邊 良文	燕市子ども・子育て会議副会長	
	関森 正徳	越後中央農業協同組合 経営管理委員	
	田野 隆夫	燕商工会議所会頭	
	小林理恵子	吉田商工会	
	大倉 龍司	分水商工会青年部長	
	末武 正広	新潟県央中小企業支援プラットフォーム 協栄信用組合理事	
	海津 武彦	日本労働組合総連合会新潟県連合会 県央地域協議会副議長（燕支部長）	
識見を有する者	小池 信之	新潟大学教授	会長
	樋口 秀	長岡技術科学大学准教授	副会長
	宮崎 和子	燕中等教育学校長	
	高橋 浩司	(株)第四銀行 燕支店長	
	黒崎 雅之	(株)北越銀行 燕支店長	
	平出 明彦	つばめ若者会議	
	清水レイ子	つばめ生活学校	
公募により 選任された者	味村 泰享		
	山口 博幸		

(順不同、敬称略)

(3) 諮問・答申書

燕企第453号
平成27年10月26日

燕市総合計画審議会
会長 小池 信之 様

燕市長 鈴木 力

第2次燕市総合計画について（諮問）

燕市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会に意見を賜りたく諮問いたします。

平成28年1月8日

燕市長 鈴木 力 様

燕市総合計画審議会
会長 小池 信之

第2次燕市総合計画について（答申）

平成27年10月26日付、燕企第453号で諮問された「第2次燕市総合計画（案）」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において出された各施策・事業に対する個別の意見・要望等について、十分検討されることを要望します。

3. 本編補足資料

(1) 総合計画後期基本計画進捗状況個別表（平成27年7月調査時点）

本編の第1部 総論「5. 総合計画後期基本計画の進捗状況」に掲載されている総括表に対する個別の進捗状況一覧表です。（計画期間：平成24年度～27年度）

進捗率…順調〔◎〕：100%以上 概ね順調〔○〕：90%以上100%未満
 やや遅れている〔△〕：75%以上90%未満 遅れている〔▲〕：75%未満

第1章 新しい活力を創造するまち					
第1節 ものづくり活性化への支援					
指標項目	計画策定時 (基準値)	27年度調査時			
		実績値	目標値	進捗率	評価
従業員1人当たりの製造業付加価値額 ※従業者4人以上の事業所	822万円 (H22年度)	818万円 (H25年度)	1,033万円	79.2%	△
新商品・新技術開発補助事業の商品化件数	7件 (H22年度)	22件 (H27年度調査時)	25件	88.0%	△
新たな産業分野に事業展開した事業所数	—	18社 (H27年度調査時)	10社	180.0%	◎
第2節 観光の振興					
観光入込客数	707,930人 (H22年度)	699,106人 (H26年)	779,000人	89.7%	△
産業史料館、道の駅国上の利用者数	76,438人 (H22年度)	117,318人 (H26年度)	88,000人	133.3%	◎
第3節 商業・建設業の振興					
年間商品販売額	314,201百万円 (H19年度)	225,215百万円 (H24年度)	333,000百万円	67.6%	▲
魅力ある小売店養成講座への参加商店主数	20人 (H23年度)	15人 (H26年度)	30人	50.0%	▲
第4節 農業の振興					
他産業並の所得を確保する経営体数	43経営体 (H22年度)	35経営体 (H27年3月)	110経営体	31.8%	▲
環境に配慮した農業実践者数（エコ・ファーマー）	376人 (H22年度)	542人 (H27年3月)	1,000人	54.2%	▲
30アール区画以上のほ場整備率	62.1% (H22年度)	64.5% (H26年度)	63.5%	101.6%	◎
化学肥料・化学合成農薬の5割以上の低減による水稲作付面積および飛燕舞の販売数量	740ヘクタール (H23年度)	985.3ヘクタール (H26年度)	1,000ヘクタール	98.5%	○
	11.9トン (H22年度)	28.8トン (H26年度)	50.0トン	57.6%	▲
ブランド農産物の出荷額（トマト・きゅうり・なす・えだまめ・ねぎ）	22,607万円 (H22年度)	21,136万円 (H26年度)	26,000万円	81.3%	△
6次産業化による商品化数	0商品 (H22年度)	1商品 (H27年度調査時)	2商品	50.0%	▲
第2章 未来の燕を担う子どもたちを育むまち					
第1節 燕らしい特色のある教育の推進					
小中学校の教育等に対する満足度 (学校評価において満足と答えた人の割合)	—	92.9% (H27年度調査時)	90.0%	103.2%	◎

指標項目	計画策定時 (基準値)	27年度調査時			
		実績値	目標値	進捗率	評価
教研式全国標準学力検査（N R T） 指数50未満の学科の数	2学科（中1）	2学科 (H27年度調査時)	0学科	50.0%	▲
	1学科（中2）	1学科 (H27年度調査時)	0学科	80.0%	△
	2学科（中3）	4学科 (H27年度調査時)	0学科	20.0%	▲
第2節 教育環境の向上					
学校施設の耐震化率	74.0% (H22年度)	100.0% (H27年度調査時)	100.0%	100.0%	◎
ICT機器活用授業について、わかりやすい、楽しいと評価をする児童生徒の割合	—	87.6% (H27年度調査時)	90.0%	97.3%	○
第3節 子育て支援の充実					
子育て支援講座の満足度 (参加家族へのアンケートで満足と答えた人の割合)	—	96.8% (H26年度末)	70.0%	138.3%	◎
児童館利用者数	485人/日 (H22年度)	657人/日 (H26年度末)	520人/日	126.3%	◎
子育てサークル数	6か所 (H23年度)	3か所 (H26年度末)	7か所	42.9%	▲
保育園での乳児受入数	92人 (H22年度)	100人 (H27.1現在)	130人	76.9%	△
第3章 生きがいとやさしさを実感できるまち					
第1節 市民が主役の健康づくり					
週2回1日30分以上の運動を1年以上継続している人の割合	30.8% (H22年度)	31.4% (25年度)	35.0%	89.7%	△
特定健康診査実施率	51.9% (H21年度)	51.6% (26年度仮)	65.0%	79.4%	△
胃がん検診受診率	53.6% (H22年度)	52.3% (26年度)	60.0%	87.2%	△
大腸がん検診受診率	76.5% (H22年度)	76.0% (26年度)	80.0%	95.0%	○
肺がん検診受診率	76.3% (H22年度)	79.3% (26年度)	80.0%	99.1%	○
子宮がん検診受診率	57.4% (H22年度)	60.1% (26年度)	60.0%	100.2%	◎
乳がん検診受診率	54.3% (H22年度)	59.4% (26年度)	60.0%	99.0%	○
健康相談・健康教育等への参加者数	延べ18,735人 (H22年度)	延べ24,046人 (26年度)	延べ14,000人	171.8%	◎
12歳児平均むし歯数	0.57本 (H22年度)	0.28本 (26年度)	0.55本以下	196.4%	◎
第2節 医療サービス・保険制度の充実					
病気になった時の医療体制に対して不満と答えた人の割合	47.2% (H22年度)	46.6% (H26年度)	35.0%	75.1%	△
国民健康保険被保険者一人当たりの年間医療費の伸び率	2.80% (H20～22年度の平均伸び率)	2.58% (H26決算仮)	毎年2.80%以内に抑制する	108.5%	◎
第3節 高齢者福祉の充実					
高齢者の生きがいづくりや介護制度の充実に対して不満と答えた人の割合	30.5% (H22年度)	28.0% (H26年度)	25.0%	89.3%	△
介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の定員数	660人 (H22年度)	948人 (H27年度調査時)	950人	99.8%	○

指標項目	計画策定時 (基準値)	27年度調査時			
		実績値	目標値	進捗率	評価
第4節 障がい者福祉の充実					
障がい者への支援に対して不満と答えた人の割合	21.6% (H22年度)	20.7% (H26年度)	19.0%	91.8%	○
グループホーム・ケアホームの入居者数	35人	58人 (H27年度調査時)	49人	118.4%	◎
通所により介護を提供する施設(生活介護)の利用者数	26人	152人 (H27年度調査時)	129人	117.8%	◎
就労に向けての訓練や授産活動を提供する事業所の利用者数	177人	219人 (H27年度調査時)	214人	102.3%	◎
第5節 地域福祉の充実					
ボランティア連絡協議会団体加入者数	8,157人 (H23年度)	8,081人 (H27.3.31)	毎年増やす	対前年度比 103.7%	◎
ボランティア養成講座・研修の受講者数	延べ981人 (H22年度)	延べ1,819人 (H27.3.31)	延べ1,000人	181.9%	◎
第6節 生涯学習・文化活動の充実					
講座・諸集会参加者数	56,149人 (H22年度)	51,186人 (H26年度)	59,000人	86.8%	△
社会教育団体の登録数	390団体 (H22年度)	347団体 (H26年度)	470団体	73.8%	▲
図書館の入館者数	167,063人 (H22年度)	169,440人 (H26年度)	177,000人	95.7%	○
第7節 スポーツを通じた健康づくり活動の推進					
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	10.84回/年 (H22年度)	10.58回/年 (H27年度調査時)	12.00回/年	88.2%	△
総合型地域スポーツクラブ会員数	927人 (H22年度)	1,150人 (H27年度調査時)	1,600人	71.9%	▲
第4章 快適で住みやすく、愛着を感じるまち					
第1節 防災と消防・救急体制の充実・強化					
自主防災組織の組織率	61.6% (H23年度)	70.8% (H27年度調査時)	80.0%	88.5%	△
火災発生件数	30件 (H22年度)	32件 (H26年度)	毎年減らす	対前年度比 106.3%	◎
消防団員数	971人 (H23年度)	964人 (H27年度調査時)	983人	98.1%	○
救急搬送時間(平均)	47.7分 (H22年度)	48.0分 (H26年度)	毎年短縮する	対前年度比 102.9%	◎
公共施設におけるAED設置箇所数	40か所 (H22年度)	87か所 (H27年度調査時)	50か所	174.0%	◎
第2節 防犯と消費者保護対策の充実・強化					
年間の犯罪認知件数	791人 (H22年度)	500人 (H26年度)	毎年減らす	対前年度比 121.6%	◎
第3節 交通安全対策の充実・強化					
年間の交通事故発生件数	334件 (H22年度)	218件 (H26年度)	毎年減らす	対前年度比 140.4%	◎
年間の交通事故死者数	6人 (H22年度)	5人 (H26年度)	毎年減らす	対前年度比 60.0%	▲
第4節 環境にやさしい社会の構築					
ごみの減量化やりサイクルの推進に対する満足度	40.5% (H22年度)	52.8% (H26年度)	50.0%	105.6%	◎
ごみの総排出量	35,073トン (H22年度)	33,870トン (H26年度)	32,686トン	96.5%	○
ごみの資源化率	18.9% (H22年度)	16.8% (H26年度)	21.1%	79.6%	△
太陽光発電設備の助成件数	0件 (H22年度)	73件 (H25年度)	60件	121.7%	◎

指標項目	計画策定時 (基準値)	27年度調査時			
		実績値	目標値	進捗率	評価
第5節 公共交通の整備促進					
バスや鉄道などの公共交通の充実に対して不満と答えた人の割合	49.3% (H22年度)	48.3% (H26年度)	25.0%	51.8%	▲
市が運行するバス等の乗車人員	55,594人 (H22年度)	70,164人 (H26年度)	72,500人	96.8%	○
第5章 利便性が高く、にぎわいを創るまち					
第1節 市街地環境の整備					
人口集中地区（D I D）の人口密度	3,927人/km ² (H22年度)	3,927人/km ² (H22年10月)	3,927人/km ²	100.0%	◎
市街地の雨水対策事業の進捗率	53.2% (H22年度)	74.0% (H27年度調査時)	100.0%	74.0%	▲
第2節 公園・緑地の整備・充実					
市民一人当たりの公園面積	4.31m ² /人 (H22年度)	5.25m ² /人 (H27年度調査時)	5.06m ² /人	103.8%	◎
管理を自治会、NPO、民間企業等に委託する都市公園、児童遊園数	107か所 (H23年度)	108か所 (H27年度調査時)	115か所	93.9%	○
第3節 道路網の整備					
市道改良率	88.4% (H22年度末)	88.9% (H27年度調査時)	95.3%	93.3%	○
歩道改良延長	5.4km (H22年度末)	6.3km (H26年度末)	6.5km	96.9%	○
第4節 下水道の整備					
公共下水道の普及率	43.0% (H22年度)	45.8% (H26年度)	47.0%	97.4%	○
公共下水道の水洗化率（接続率）	62.3% (H22年度)	67.7% (H26年度)	70.0%	96.7%	○
第5節 上水道の安定供給					
配水管に占める石綿管比率	13.26% (H22年度)	9.55% (H27年度調査時)	8.00%	83.8%	△
第6章 市民とともに築くまち					
第1節 市民との協働の推進					
自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動などへの参加割合	30.8% (H22年度)	27.4% (H26年度)	増やす	対前年度比 98.9%	○
燕市内のNPO法人の設立数	15団体 (H22年度)	18団体 (H26年度末)	増やす	対前年度比 105.9%	◎
公募制を導入している附属機関の割合	17.7% (H23年度)	32.5% (H27年度調査時)	55.5%	58.6%	▲
第2節 男女共同参画の推進					
各種審議会等における女性委員の割合	30.5% (H22年度)	32.7% (H26年度末)	35.0%	93.4%	○
「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」の市内登録企業数	11社 (H22年度)	30社 (H26年度末)	20社	150.0%	◎
市役所の女性管理職員の割合	7.1% (H23年度)	11.6% (H27.4.1)	10.0%	116.0%	◎
第3節 行財政の効率化・健全化					
窓口サービスなどの行政サービスに対して不満と答えた人の割合	31.7% (H22年度)	28.1% (H26年度)	15.0%	53.4%	▲
定員適正化に基づく職員数	665人 (H23.4.1)	624人 (H27.4.1)	615人	98.6%	○
財政調整基金残高	165,448万円 (H22年度末)	398,245万円 (H26年度末)	250,000万円	159.3%	◎
経常収支比率	87.6 (H22年度決算)	88.5 (H26年度決算)	87.0	98.3%	○

(2) 市民意識調査結果（概要）

ア. 調査の概要

1) 目的

本調査は、「燕市総合計画（後期基本計画）」の進行管理に当たり、市民が日頃まちづくりや身近な生活環境についてどのように考えているのかを把握するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略および第2次総合計画の策定に向けて施策の満足度、重要度を明らかにすることにより、施策の優先順位の検討等に資することを目的とする。

2) 調査方法

①調査地域

燕市全域

②調査対象者

一般者 燕市内在住の満18歳以上の男女個人（平成27年2月現在）

若年者 燕市内在住の満18歳以上39歳以下の男女個人（平成27年2月現在）

転入者 過去5年以内に燕市に転入された満18歳以上の男女個人

（平成27年2月現在）

③標本数

一般者 2,000人

若年者 1,000人

転入者 1,000人

④抽出方法

住民基本台帳に基づく無作為抽出

⑤配付・回収方法

郵送配付、郵送回収

⑥配付・回収期間

平成27年3月17日（火）～平成27年3月27日（金）

3) 回収結果（有効回収数）

一般者 858票（有効回収率42.9%）

若年者 345票（有効回収率34.5%）

転入者 293票（有効回収率29.3%）

4) 報告書の見方

①回答割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%にならない場合がある。

②複数回答の設問の場合、全ての回答割合を合計すると100%を超える場合がある。

③基数となるべき実数（N）は、特に記述のない限り、有効回収数である。

④本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合がある。

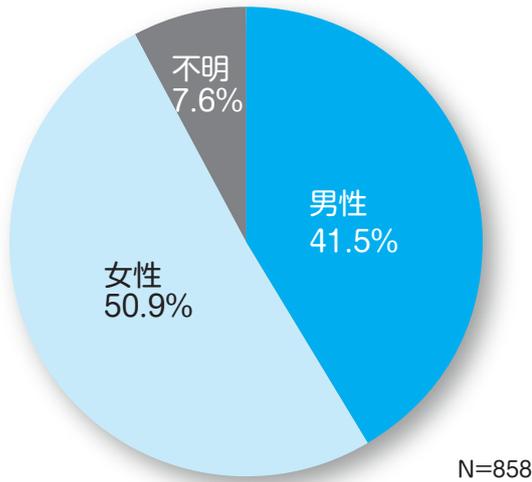
イ. 集計結果

《一般者》

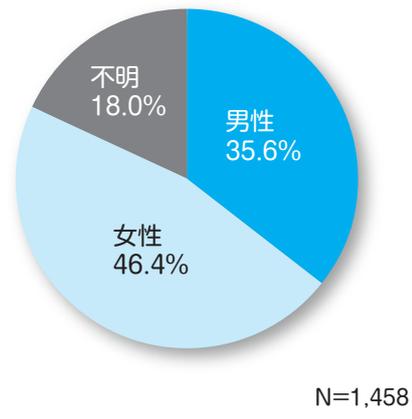
問1 回答者の属性

1) 性別

性別は、「男性」が41.5%、「女性」が50.9%となっている。



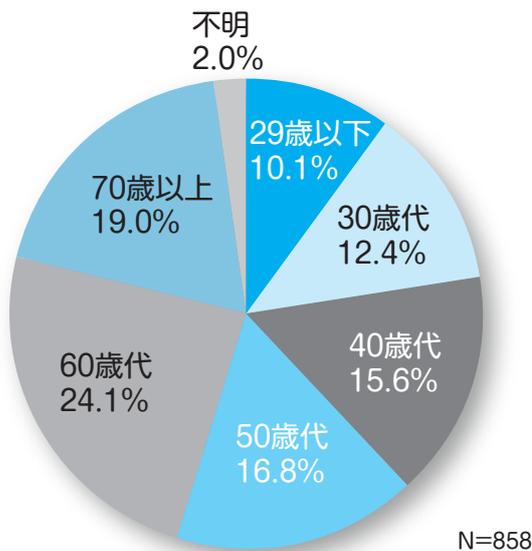
【総合計画後期基本計画策定時（平成22年12月）】



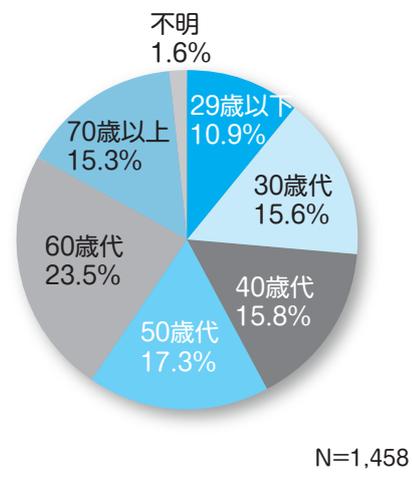
2) 年代

年齢別の割合は、「60歳代」が最も多く24.1%、次いで多い「70歳以上」が19.0%、「50歳代」が16.8%となっており、「50歳代」以上の回答が多くなっている。

また、前回の調査と比較すると「60歳代」「70歳代」の回答率が高くなっている。



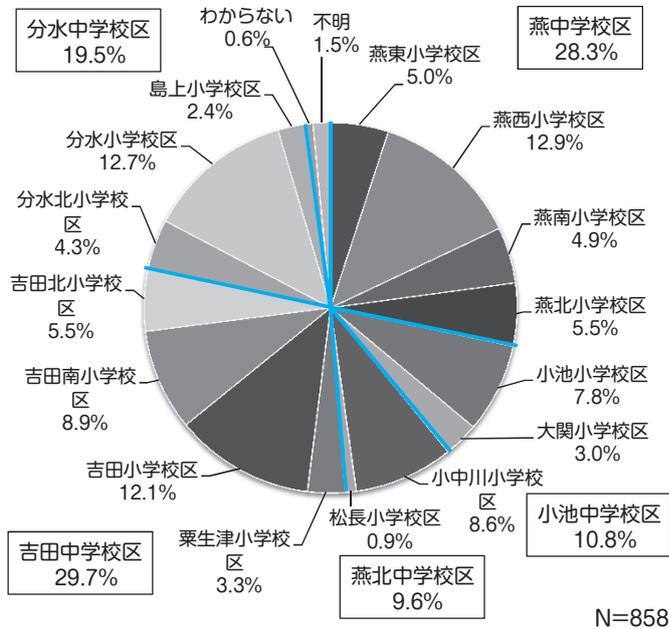
【総合計画後期基本計画策定時（平成22年12月）】



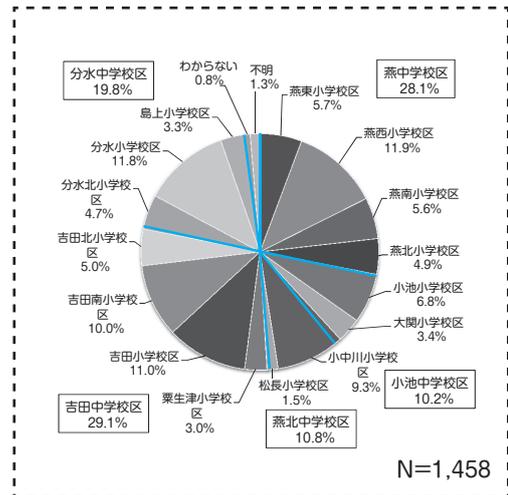
3) 居住地域

居住地域別では、「燕西小学校区」が最も多く12.9%、次いで多い「分水小学校区」が12.7%、「吉田小学校区」が12.1%となっている。

また、中学校区別で前回の調査と比較すると割合はほぼ同様の回答率となっている。



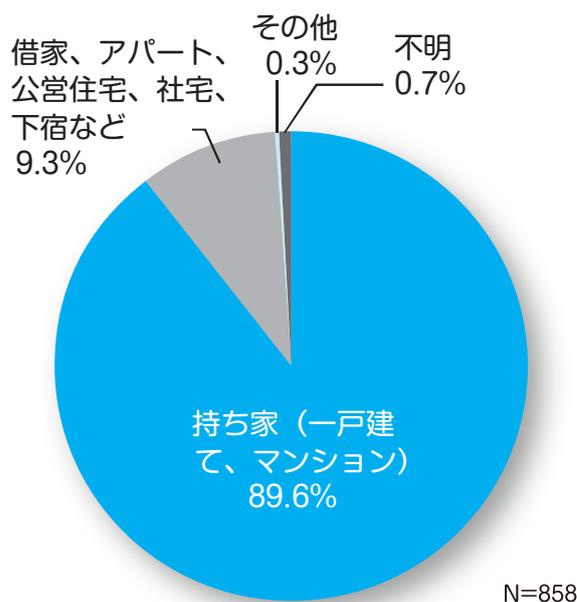
【総合計画後期基本計画策定時（平成22年12月）】



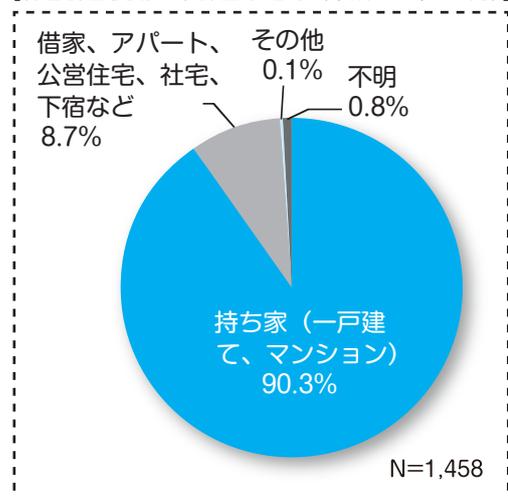
4) 居住形態

居住形態は、「持ち家（一戸建て、マンション）」が89.6%、「借家、アパート、公営住宅、社宅、下宿など」が9.3%となっている。

また、前回の調査と比較すると、「持ち家（一戸建て、マンション）」の割合が下がり、「借家、アパート、公営住宅、社宅、下宿など」の割合が上がっている。



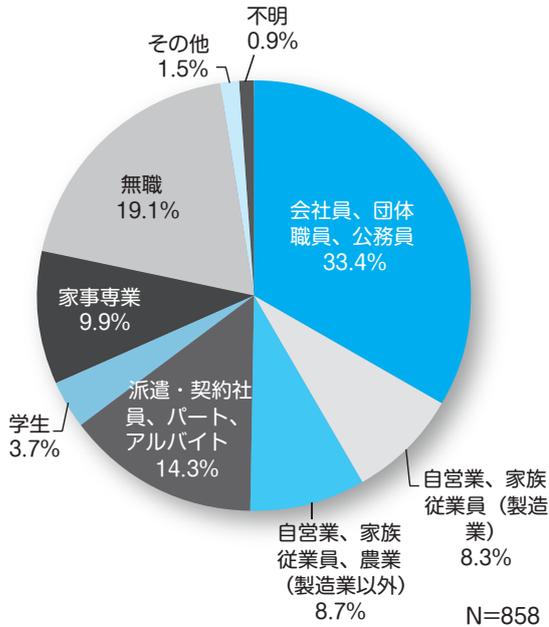
【総合計画後期基本計画策定時（平成22年12月）】



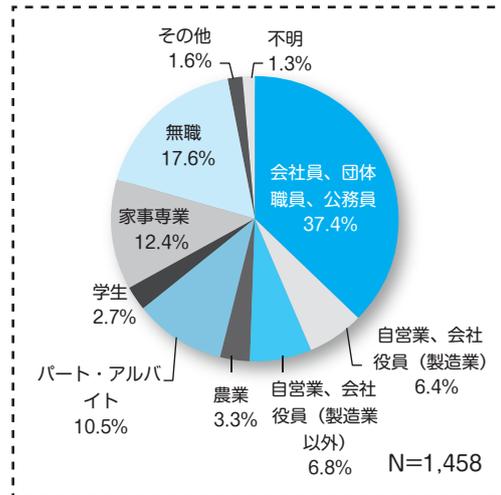
5) 職業

職業は、「会社員、団体職員、公務員」が最も多く33.4%、次いで多い「無職」が19.1%、「派遣・契約社員、パート、アルバイト」が14.3%となっている。

また、前回の調査と比較すると「会社員、団体職員、公務員」「自営業、家族従業員、農業（製造業以外）」「家事専業」で下回ったのに対して、「自営業、家族従業員（製造業）」「派遣・契約社員、パート、アルバイト」「学生」「無職」の回答率が上回っている。



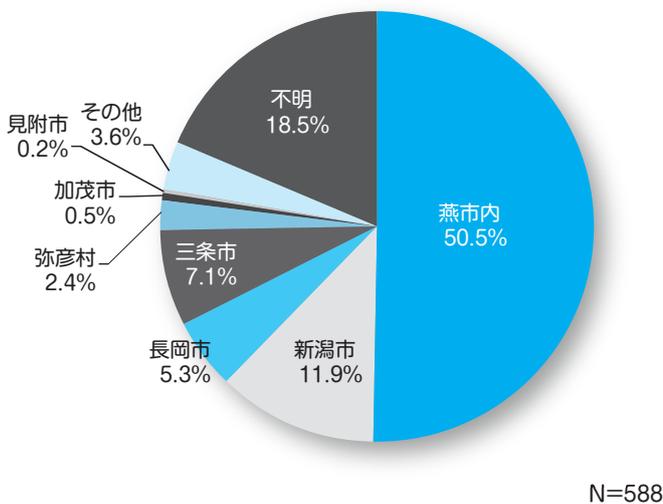
【総合計画後期基本計画策定時（平成 22 年 12 月）】



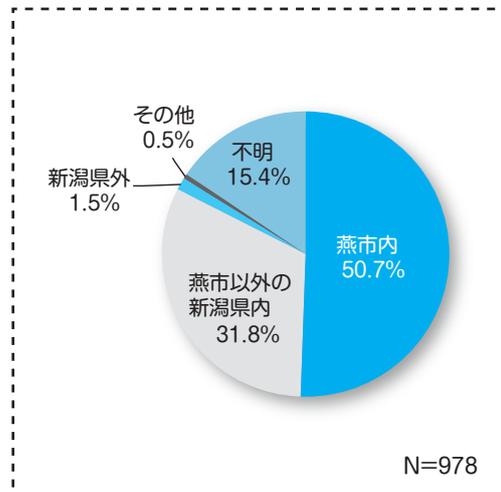
6) 通勤・通学先

通勤・通学先は、「燕市内」が最も多く50.5%、次いで多い「新潟市」が11.9%、「三条市」が7.1%となっている。

また、前回の調査と比較すると「燕市内」はほぼ同率となっているが、「燕市以外の新潟県内」が4.4ポイント回答率が下回っている。



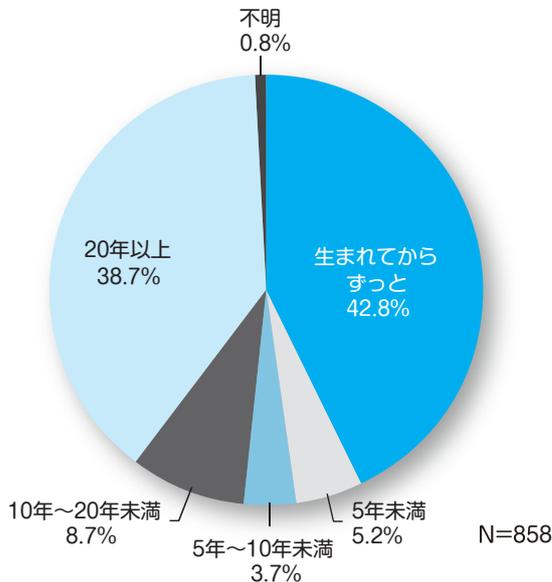
【総合計画後期基本計画策定時（平成 22 年 12 月）】



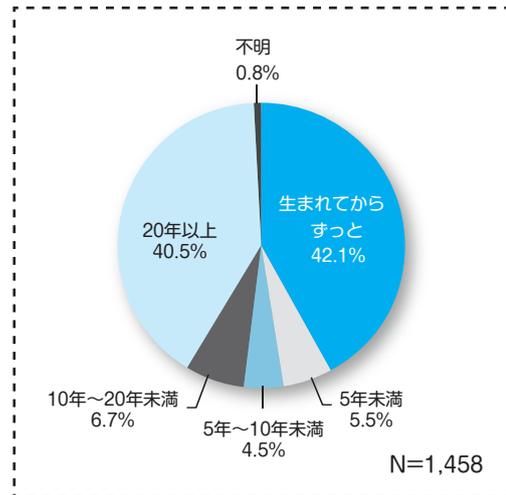
7) 燕市居住年数

居住年数は、「生まれてからずっと」が最も多く48.2%、次いで多い「20年以上」が38.7%となっており、この2つの選択肢で約8割を占めている。

また、前回の調査と比較すると「生まれてからずっと」が上回っているのに対し、「20年以上」の回答率が下回っている。



【総合計画後期基本計画策定時（平成 22 年 12 月）】



問2 まちづくりに対する満足度と重要度

燕市のまちづくりに対するあなたの満足度と重要度をおたずねします。次の36項目の満足度と重要度についてあなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つずつ選び、番号に○印をおつけください。

なお、重要度については「今後、燕市として取り組むべき施策として重要なテーマかどうか」という観点で、お考えください。

満足度は、「満足」「どちらかと言えば満足」「どちらかと言えば不満」「不満」「わからない」の5段階で評価、重要度は、「重要」「やや重要」「あまり重要でない」「重要でない」の4段階で評価をした、それぞれについての回答割合となります。

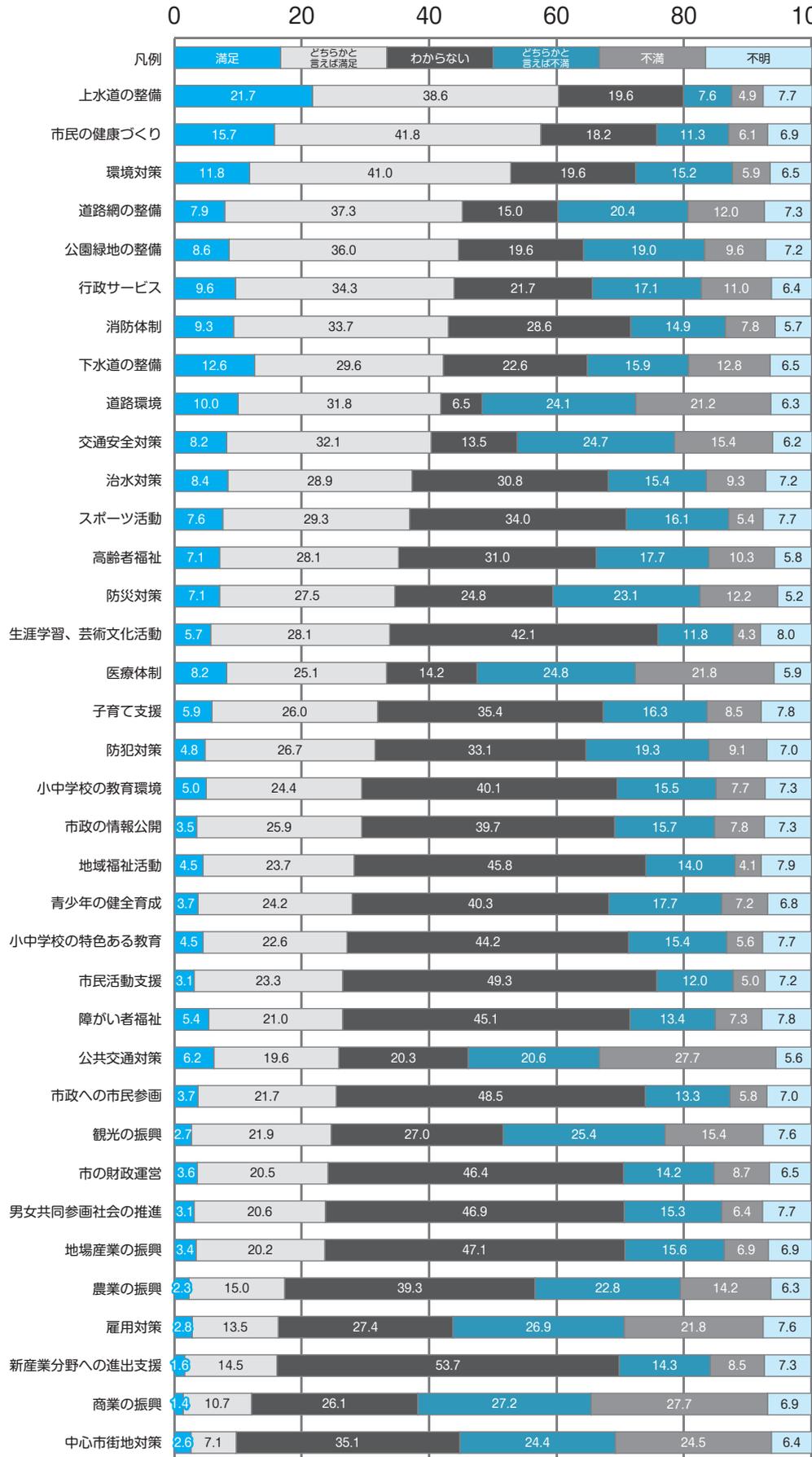
1) 満足度

「満足」「どちらかと言えば満足」の割合が高いのは、「上水道の整備」（「満足」21.7%、「どちらかと言えば満足」38.6%）が最も多く、次いで多いのが「市民の健康づくり」（「満足」15.7%、「どちらかと言えば満足」41.8%）となっている。反対に「満足」「どちらかと言えば満足」の割合が低いのは、「中心市街地対策」（「満足」2.6%、「どちらかと言えば満足」7.1%）が最も低く、次いで低いのが「商業の振興」（「満足」1.4%、「どちらかと言えば満足」10.7%）となっている。

また、前回の調査と比較すると「市民の健康づくり」「環境対策」の「満足」の項目は上位のままであり、「満足」の割合が低い項目も「新産業分野への進出支援」と「雇用対策」が下位のままでした。

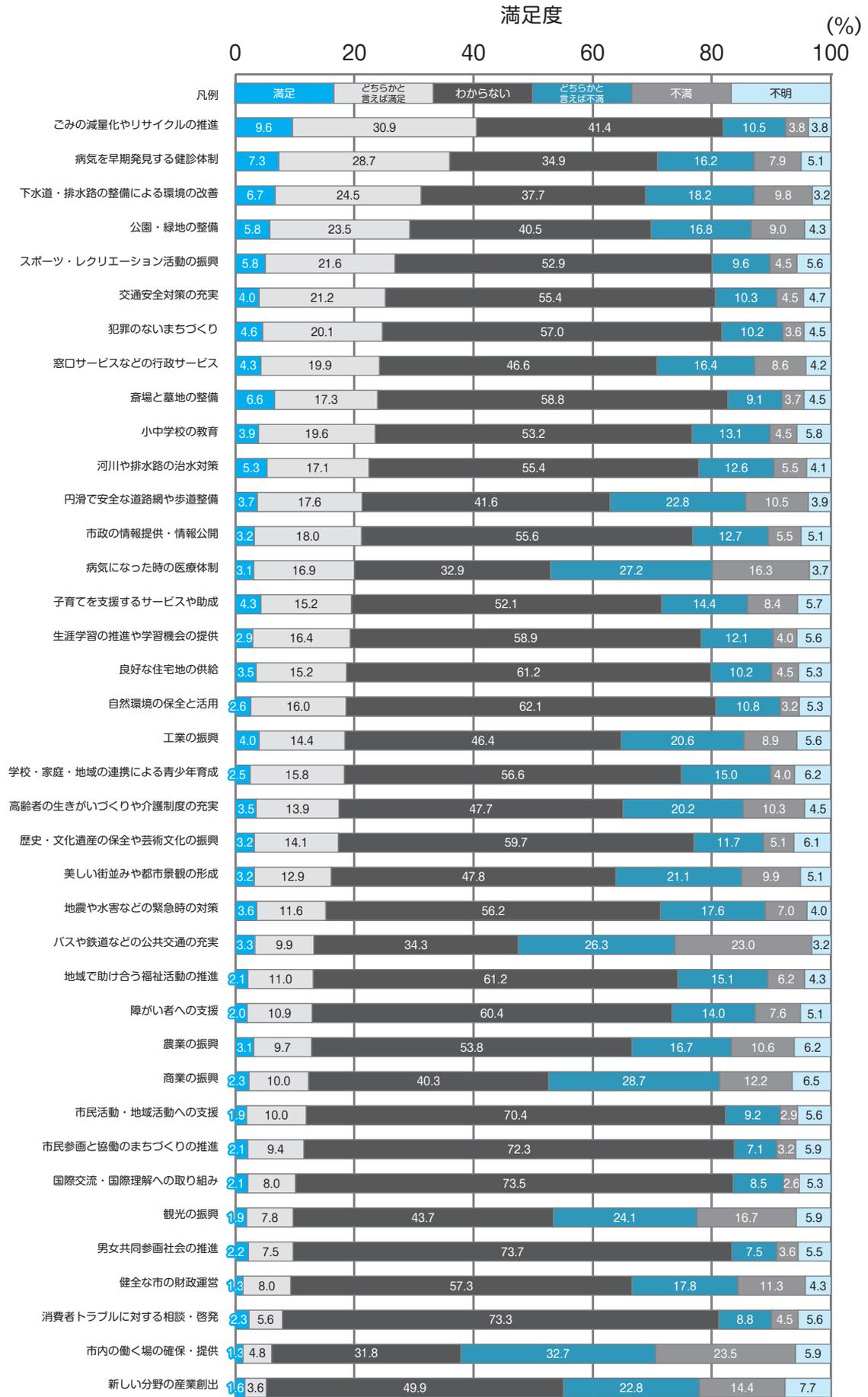
満足度

(%)



N=858

【総合計画後期基本計画策定時（平成22年12月）】



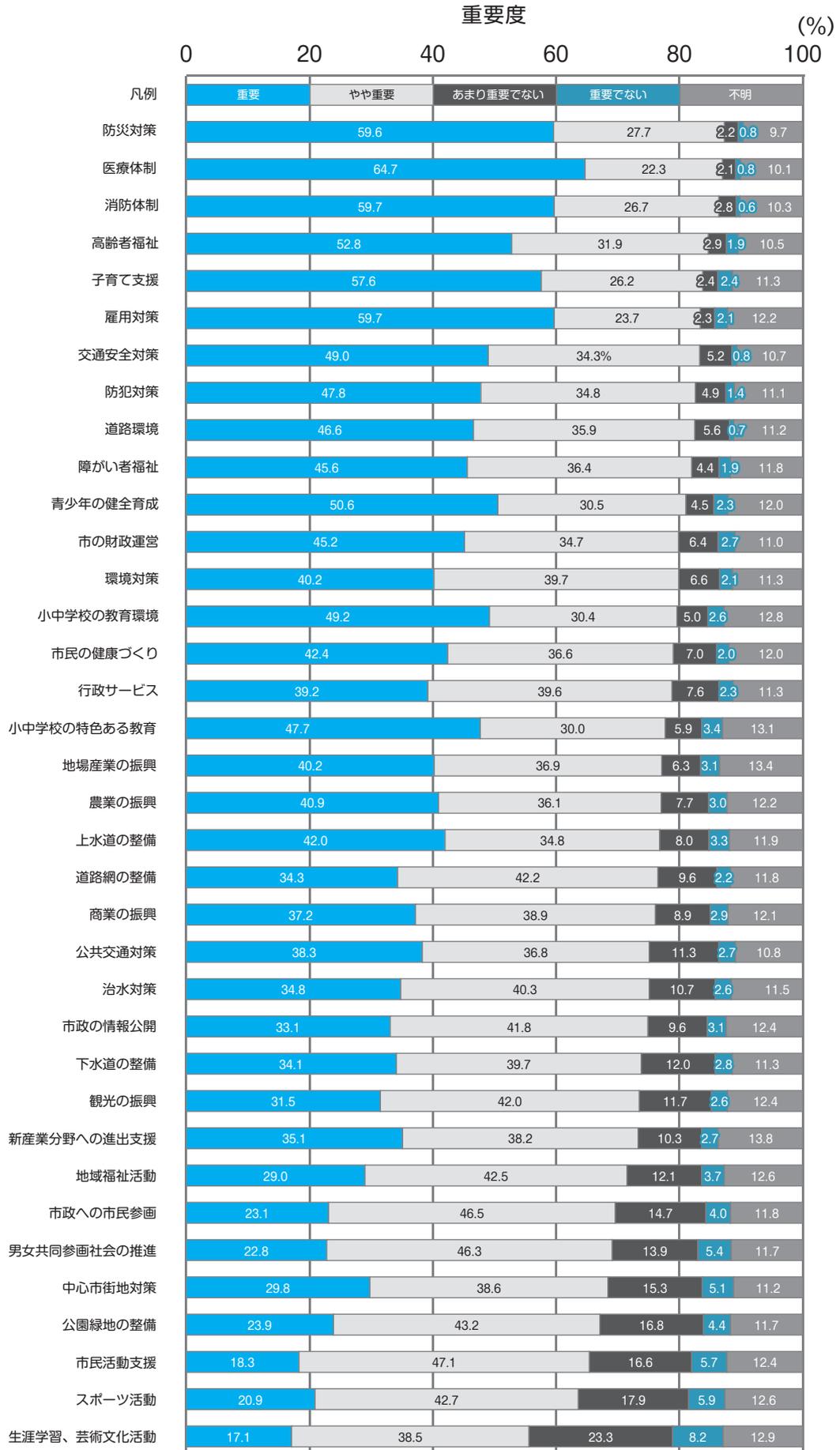
N=844

2) 重要度

「重要」「やや重要」の割合が高いのは、「防災対策」（「重要」59.6%、「やや重要」27.7%）が最も多く、次いで多いのが「医療体制」（「重要」64.7%、「やや重要」22.3%）となっている。

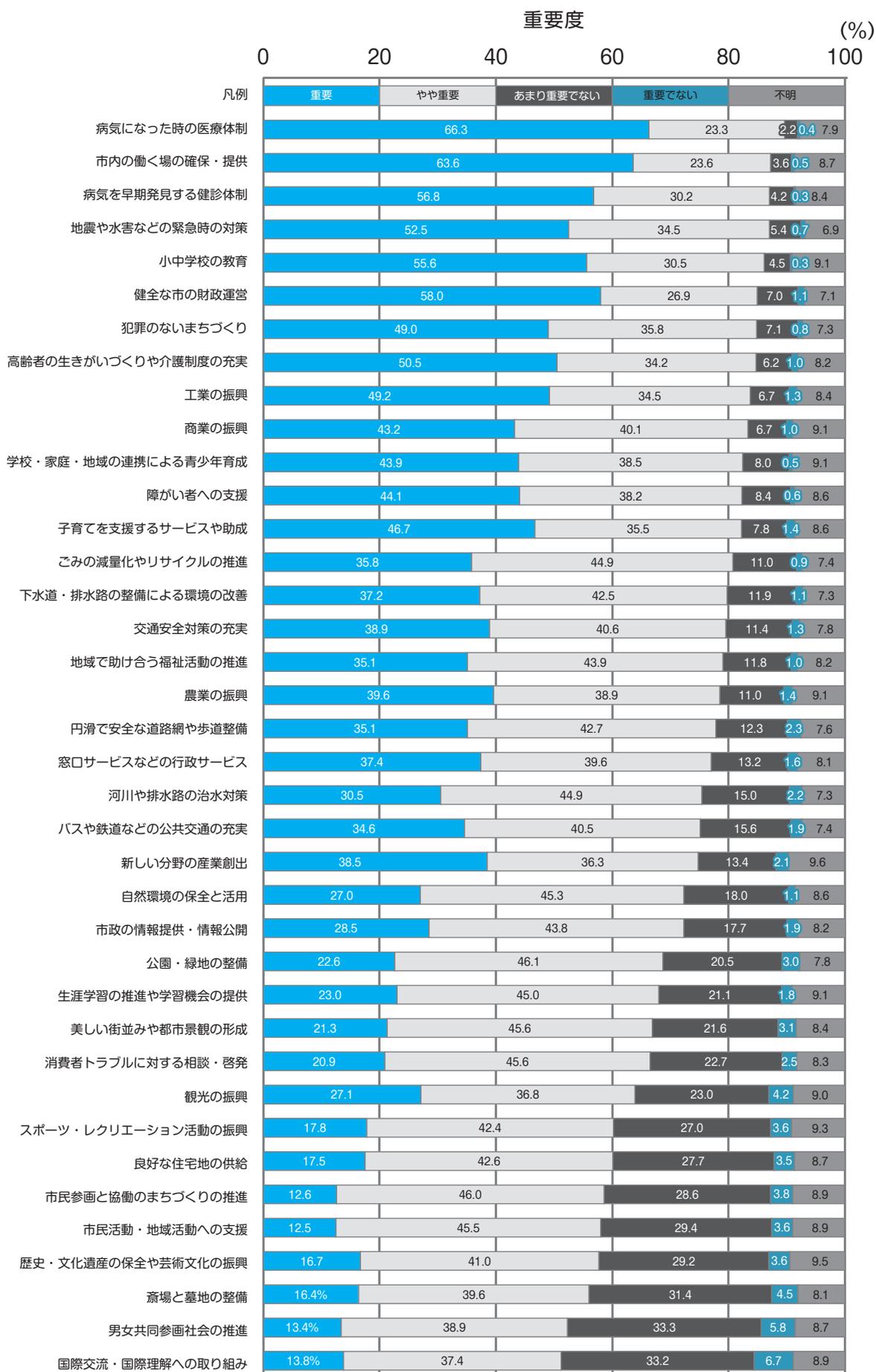
反対に「重要」「やや重要」の割合が低いのは、「生涯学習、芸術文化活動」（「重要」17.1%、「やや重要」38.5%）が最も低く、次いで多いのが「スポーツ活動」（「重要」20.9%、「やや重要」42.7%）となっている。

また、前回の調査と比較すると「防災対策」「医療体制」の「重要度」は上位のままであり、「重要度」の割合が低い項目も「芸術文化活動」「市民活動支援」が下位のままでした。



N=858

【総合計画後期基本計画策定時（平成22年12月）】



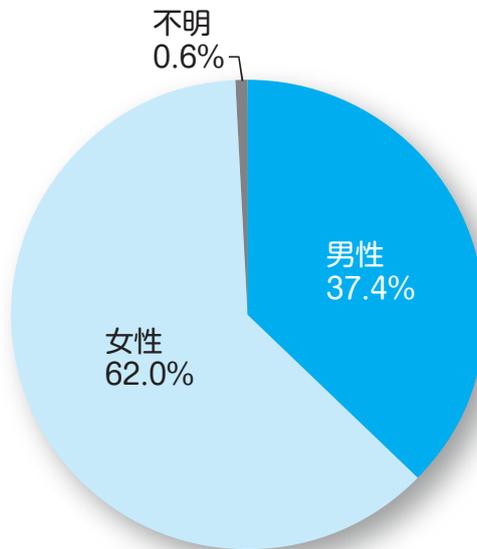
N=1,458

《若年者》

問1 回答者の属性

1) 性別

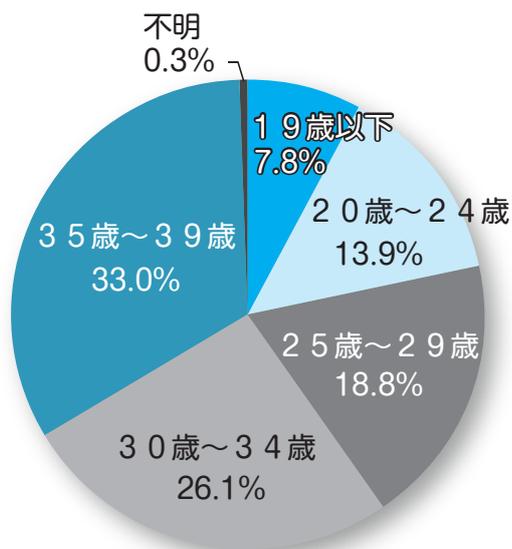
性別は、「男性」37.4%、「女性」62.0%となっている。



N=345

2) 年代

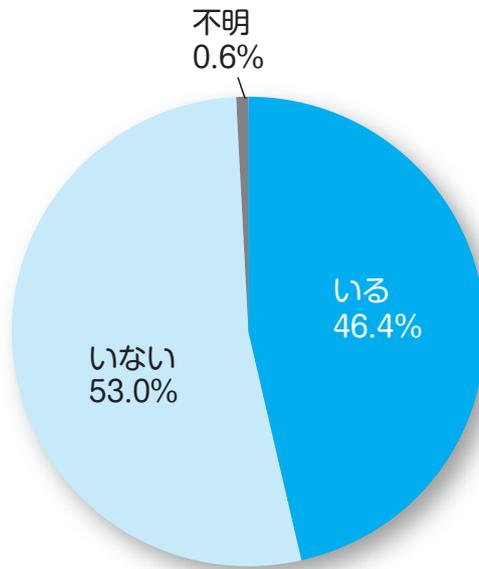
年齢別の割合は、「35～39歳」が最も多く33.0%、次いで多い「30～34歳」が26.1%、「25～29歳」が18.8%となっている。



N=345

3) 配偶者の有無

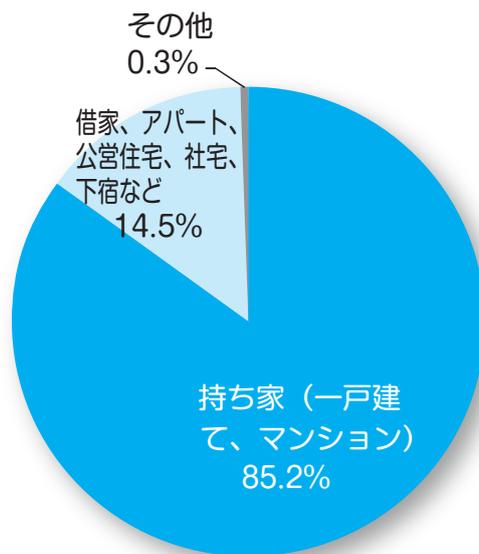
配偶者の有無は、「いる」が46.4%、「いない」が53.0%となっている。



N=345

4) 居住形態

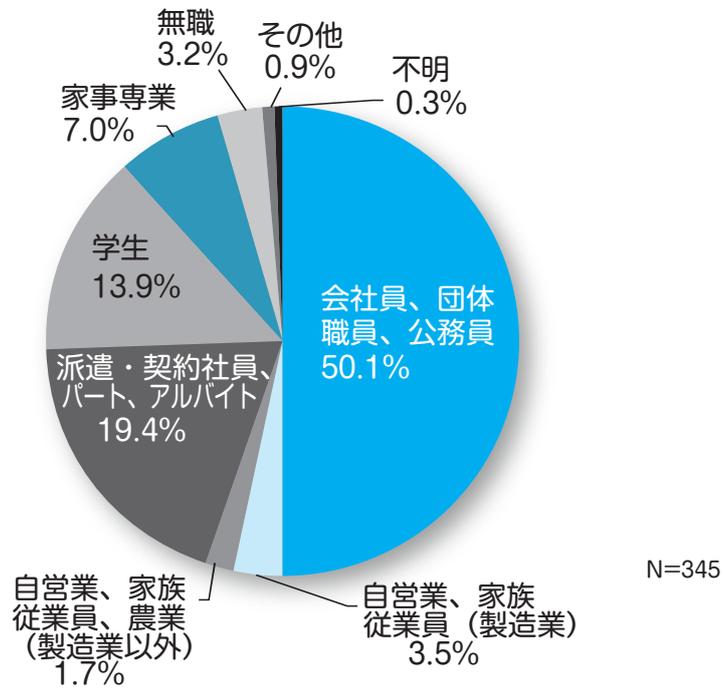
居住形態は、「持ち家（一戸建て、マンション）」が85.2%、「借家、アパート、公営住宅、社宅、下宿など」が14.5%となっている。



N=345

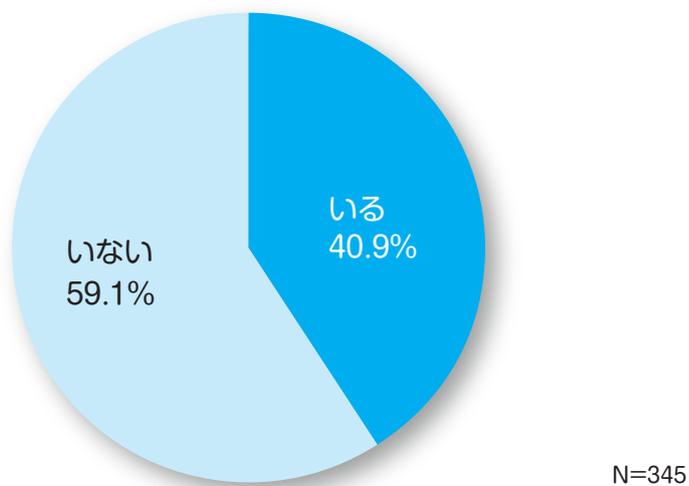
5) 職業

職業は、「会社員、団体職員、公務員」が最も多く50.1%、次いで「派遣・契約社員、パート、アルバイト」が19.4%、「学生」が13.9%となっている。



6) 子どもの有無

子どもの有無は、「いる」が40.9%、「いない」が59.1%となっている。



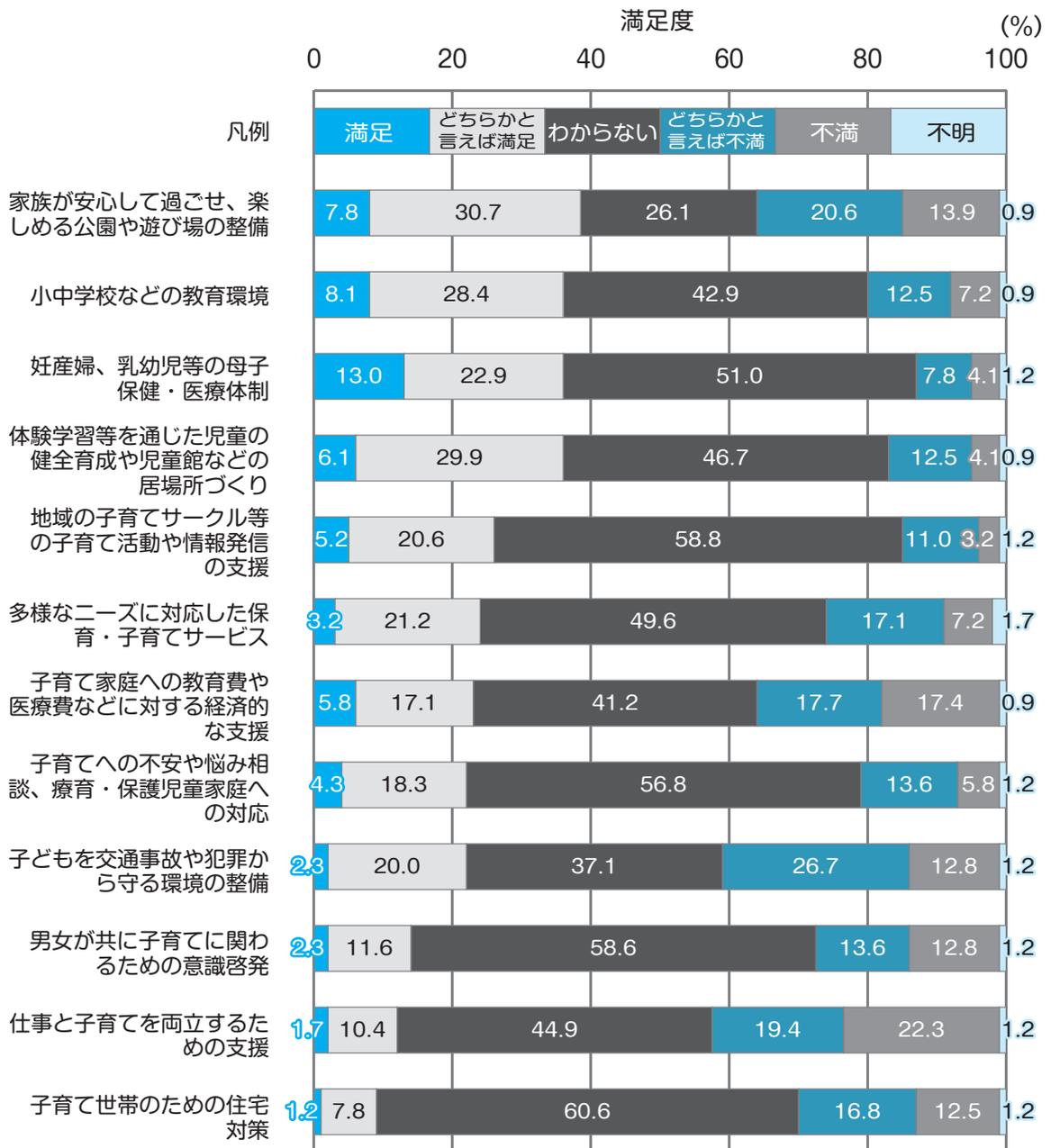
問2 燕市の子育て環境に対する満足度と重要度

燕市の子育て環境に対する満足度と重要度をおたずねします。次の12項目の満足度と重要度についてあなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つずつ選び、番号に○印をおつけください。なお、重要度については、「今後、燕市として子育て支援に向けて重要な項目かどうか」という観点で、お考えください。（子育ての経験がない方も、可能な範囲でお答えください。）

満足度は、「満足」「どちらかと言えば満足」「どちらかと言えば不満」「不満」「わからない」の5段階で評価、重要度は、「重要」「やや重要」「あまり重要でない」「重要でない」の4段階で評価をした、それぞれについての回答割合となります。

1) 満足度

「満足」「どちらかと言えば満足」の割合が高いのは、「家族が安心して過ごせ、楽しめる公園や遊び場の整備」（「満足」7.8%、「どちらかと言えば満足」30.7%）が最も多く、次いで多いのが「小中学校などの教育環境」（「満足」8.1%、「どちらかと言えば満足」28.4%）となっている。反対に「満足」「どちらかと言えば満足」の割合が低いのは、「子育て世帯のための住宅対策」（「満足」1.2%、「どちらかと言えば満足」7.8%）が最も低く、次いで低いのが「仕事と子育てを両立するための支援」（「満足」1.7%、「どちらかと言えば満足」10.4%）となっている。

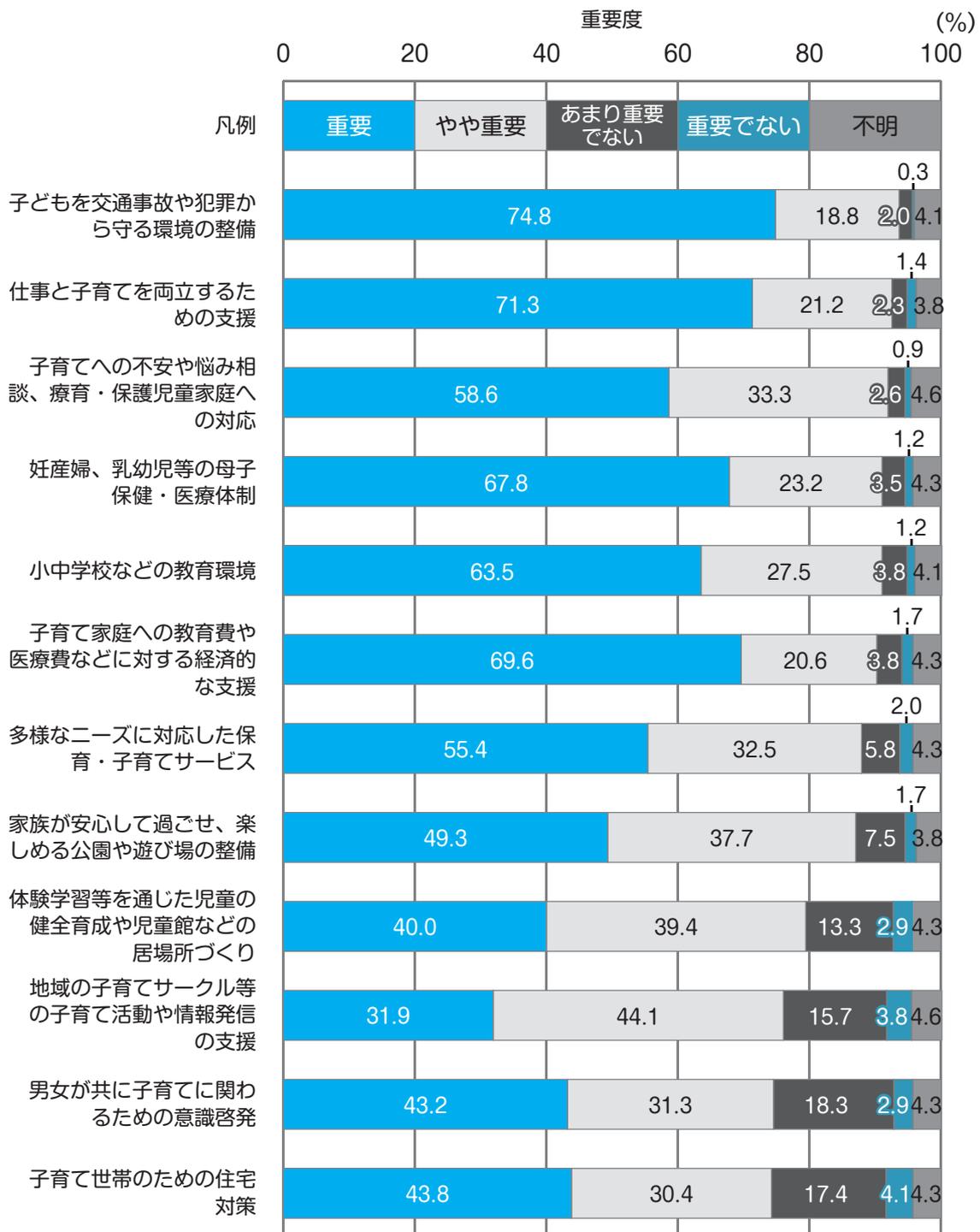


N=345

2) 重要度

「重要」「やや重要」の割合が高いのは、「子どもを交通事故や犯罪から守る環境の整備」（「重要」74.8%、「やや重要」18.8%）が最も多く、次いで多いのが「仕事と子育てを両立するための支援」（「重要」71.3%、「やや重要」21.2%）となっている。

反対に「重要」「やや重要」の割合が低いのは、「子育て世帯のための住宅対策」（「重要」43.8%、「やや重要」30.4%）が最も低く、次いで低いのが「男女が共に子育てに関わるための意識啓発」（「重要」43.2%、「やや重要」31.3%）となっている。



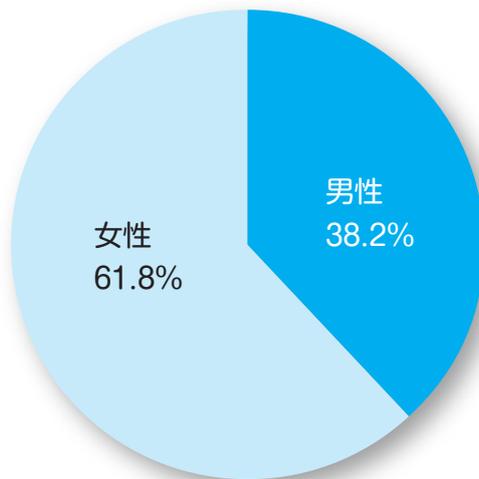
N=345

《転入者》

問1 回答者の属性

1) 性別

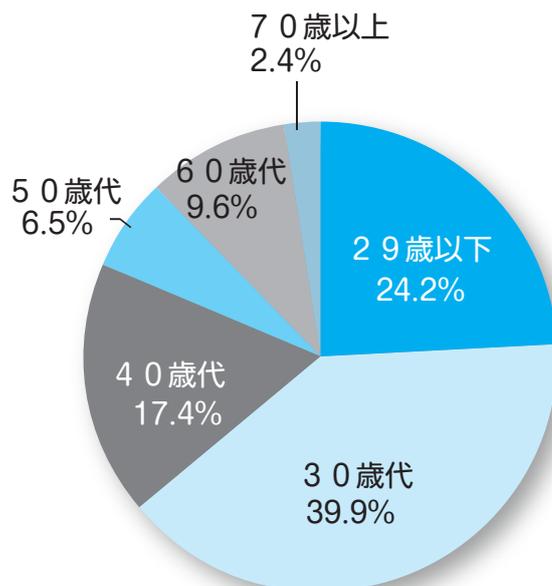
性別は、「男性」が38.2%、「女性」が61.8%となっている。



N=293

2) 年代

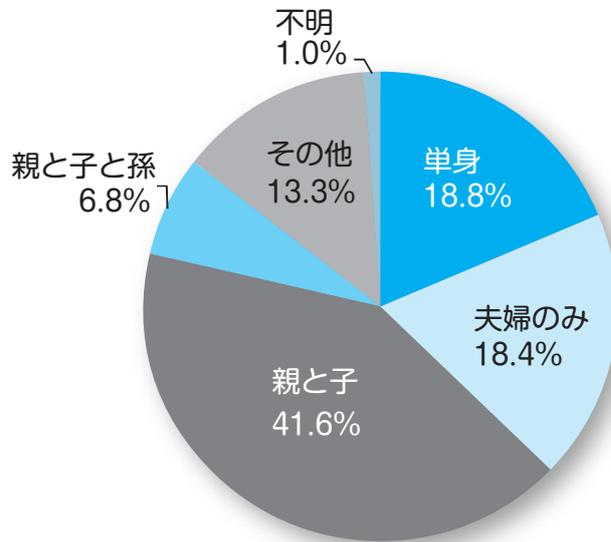
年齢別の割合は、「30歳代」が最も多く39.9%、次いで多い「29歳以下」が24.2%、「40歳代」が17.4%となっている。



N=293

3) 家族構成

家族構成は、「親と子」が最も多く41.6%、次いで多い「単身」が18.8%、「夫婦のみ」が18.4%となっている。

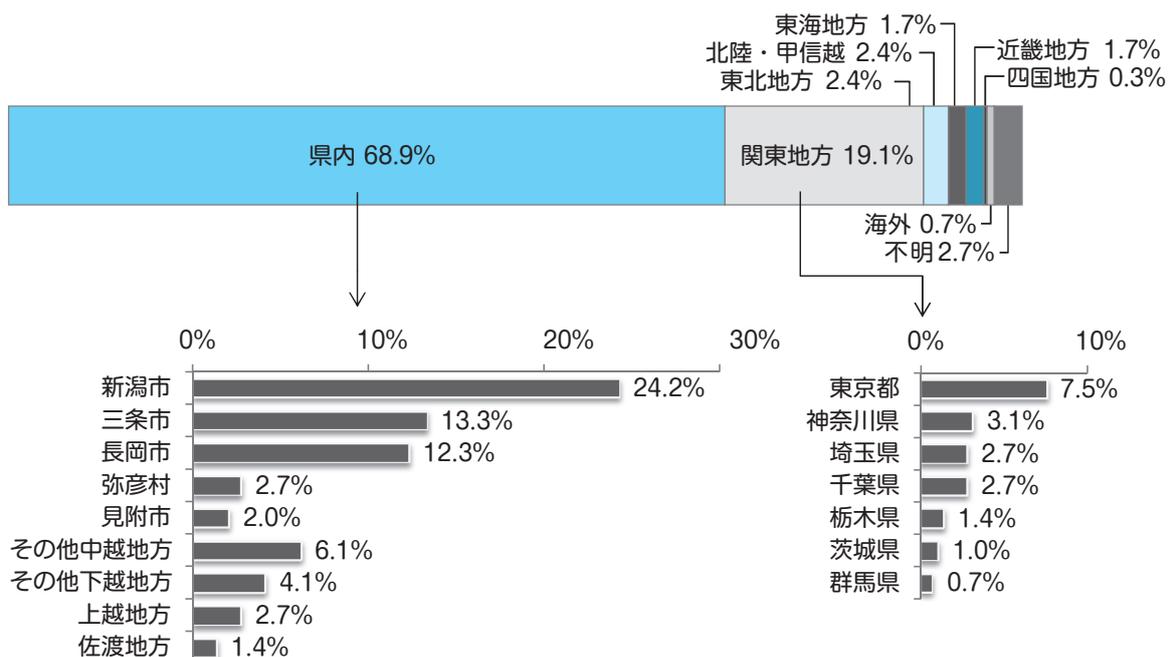


N=293

4) 転入前住所地

転入前住所地は、「県内」が68.9%、「関東地方」が19.1%となっている。

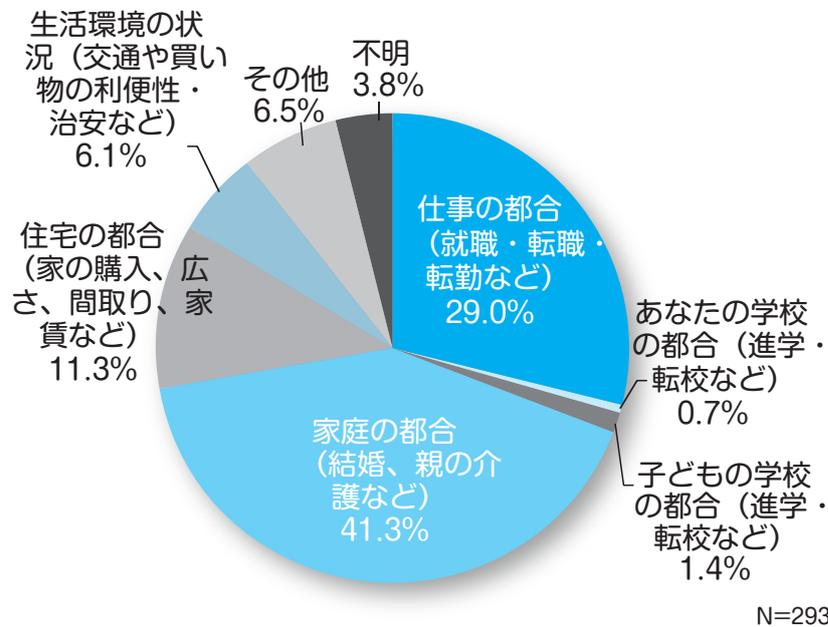
県内では、「新潟市」が最も多く24.2%、次いで「三条市」が13.3%、「長岡市」が12.3%となっている。



N=293

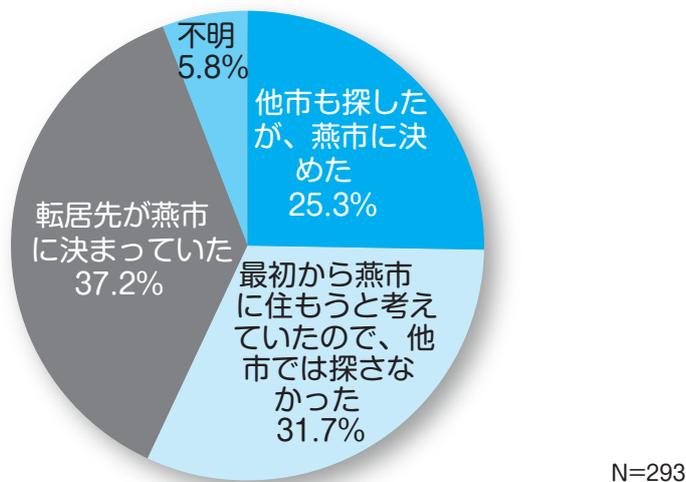
5) 転入した主な理由

燕市に転入した理由は、「家庭の都合（結婚、親の介護など）」が最も多く41.3%、次いで「仕事の都合（就職・転職・転勤など）」が29.0%、「住宅の都合（家の購入、広さ、間取り、家賃など）」が11.3%となっている。



6) 転入するにあたって燕市外の地域でも住まいを探したか

転居先の検討については、「転居先が燕市に決まっていた」が最も多く 37.2%、次いで「最初から燕市に住もうと考えていたので、他市では探さなかった」が 31.7%、「他市も探したが、燕市に決めた」が 25.3%となっている。



問2 燕市のまちづくりに対する優劣度

あなたが以前住んでいた市区町村と比べて、燕市のまちづくりが優れている点、劣っている点をおたずねします。次の36項目の優劣度についてあなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つずつ選び、番号に○印をおつけください。

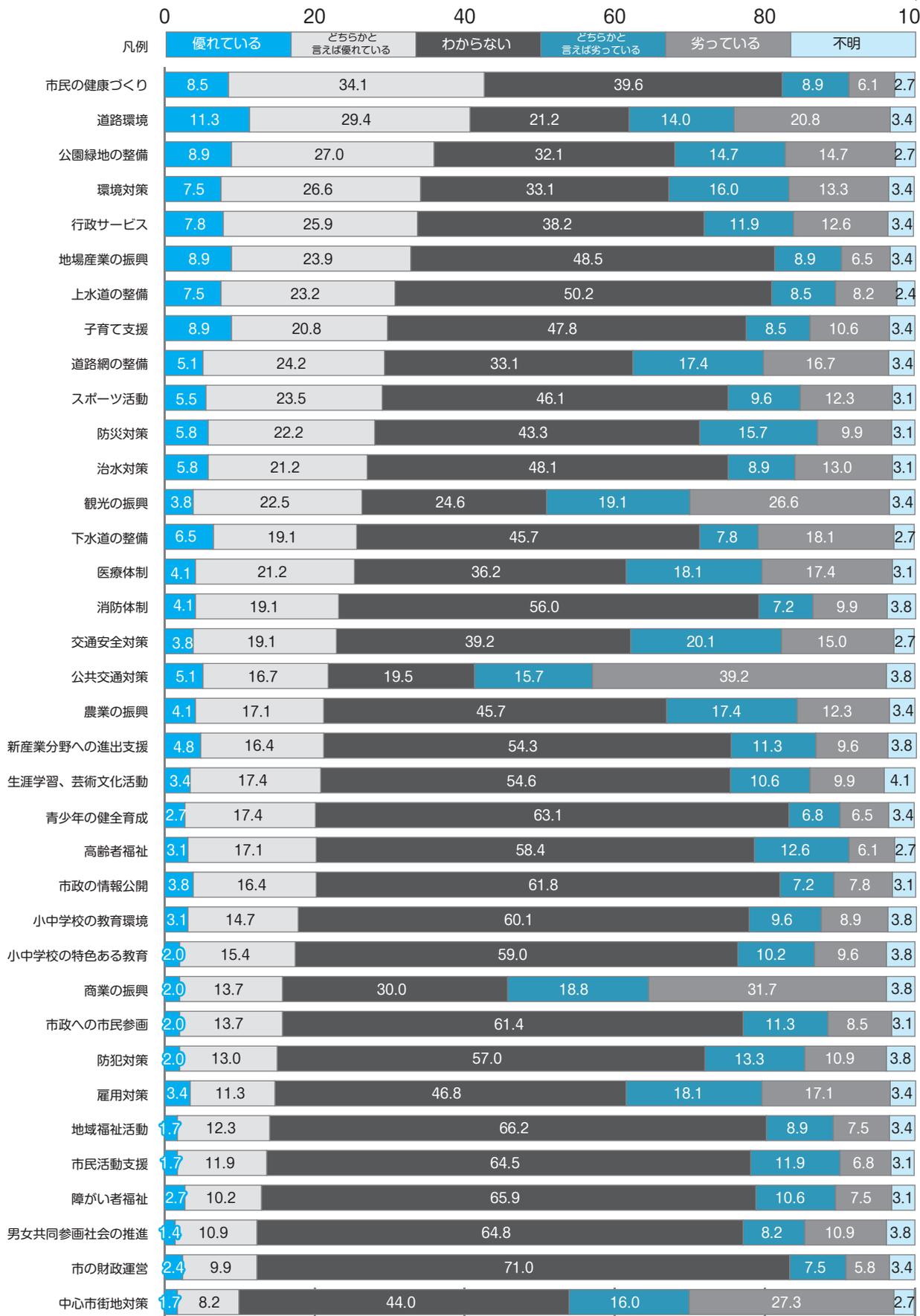
優劣度は、「優れている」「どちらかと言えば優れている」「どちらかと言えば劣っている」「劣っている」「わからない」の5段階で評価した回答割合となります。

1) 優劣度

「優れている」「どちらかと言えば優れている」の割合が高いのは、「市民の健康づくり」（「優れている」8.5%、「どちらかと言えば優れている」34.1%）が最も多く、次いで多いのが「道路環境」（「優れている」11.3%、「どちらかと言えば優れている」29.4%）となっている。反対に「優れている」「どちらかと言えば優れている」の割合が低いのは、「中心市街地対策」（「優れている」1.7%、「どちらかと言えば優れている」8.2%）が最も低く、次いで低いのが「市の財政運営」（「優れている」2.4%、「どちらかと言えば優れている」9.9%）となっている。

優劣度

(%)



N=293

(3) 中長期の財政見通し

1) 作成の趣旨

中長期の財政見通しは、市税をはじめとする歳入や各政策分野における歳出の見通しを中長期的に示すものであり、市の施策の実効性を財政面から裏付けるとともに、安定した財政運営の指針として活用することを目的とするものです。

将来にわたる安定的な財政運営を進めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進するため、計画期間内の財政見通しを次のとおり設定します。

この見通しは、本計画策定時点での将来推計に基づいて設定したものであり、今後の経済動向や地方財政計画などにより再調整を行います。

2) 推計の前提条件

① 基本的前提条件

- ・平成28年度の一般会計当初予算をベースとしました。
- ・借換債を除く実質的な予算規模で推計しました。
- ・現行の税財政制度及び社会保障制度を基本としました。
- ・消費税率については、平成29年4月の10%への引上げを考慮して、歳入・歳出に反映しました。

② 個別の前提条件

〈歳入〉

ア 市税

- ・市民税は、働く世代の減少や近年の決算状況などを参考に見込みました。
- ・固定資産税は、評価替の影響を見込みました。

イ 地方譲与税等

- ・現行の税財政制度に基づき積算しました。
- ・地方消費税交付金は、平成29年4月の消費税率10%への引上げによる影響額を見込みました。

ウ 地方交付税

- ・市税減収による増加や、合併特例債等の償還に伴う公債費算入額の増加を見込みました。
- ・平成28年度からの合併算定替の段階的な縮小を見込みました。
- ・新たに国から方針が示されている経費を見込みました。

エ 国・県支出金

- ・普通建設事業費や扶助費の伸びに係るものは、歳出と連動させて積算しました。

オ 市債

- ・通常債に加え、新市建設計画掲載事業や主要事業の合併特例債等を見込みました。
- ・借換債は除きました。

カ その他歳入

- ・ふるさと燕応援寄附金を平成27年度の実績により見込みました。

〈歳出〉

キ 人件費（委員報酬等含む）

- ・職員人件費は、定員適正化計画等により見込みました。

ク 扶助費

- ・高齢化などによる関係経費等の影響を見込みました。

ケ 普通建設事業費

- ・通常事業に加え、新市建設計画掲載事業や主要事業を見込みました。
- ・公共施設等総合管理計画を参考に見込みました。

コ 公債費

- ・市債の発行額と連動させて積算しました。
- ・借換債は除きました。

サ 繰出金

- ・国民健康保険（平成29年度以降は法定外繰出金を見込んでいません）、後期高齢者医療、介護保険事業の3つの特別会計は、高齢化などの影響を見込みました。
- ・公共下水道事業特別会計は、公債費償還分などの影響を見込みました。

3) 一般会計（借換債を除く）の財政見通し

歳入においては、人口減少などにより市税収入が徐々に減少することが見込まれ、合併に伴う財政優遇期間の終了した地方交付税も大幅な増加は期待できない状況です。一方、歳出においては、「公共施設等総合管理計画」を参考に試算した施設の改修・更新費用や償還のピークを迎える公債費、高齢者人口の増加などによる扶助費等の増加などにより、特に平成34年度から厳しい財政状況になることを示唆する結果となっています。

それに対して、今後も健全財政の維持を図っていくため、管理計画に基づく施設の適正化について早期に検討を行い、段階的に実施することで改修費用等の軽減を図るとともに、「第2次行政改革推進プラン」に基づく歳出の縮減と自主財源の確保に努めていきます。

一般会計（借換債を除く）の財政見通し

（単位：百万円）

項目	年 度										
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
歳入	市 税	10,419	10,308	10,239	10,226	10,218	10,120	10,103	10,085	10,006	9,992
	地方交付税 (臨財債を含む)	7,970	7,890	8,087	8,089	8,126	8,170	7,999	7,984	7,983	7,888
	地方譲与税等	2,378	2,727	2,807	2,807	2,807	2,807	2,807	2,807	2,807	2,807
	国・県支出金	5,396	5,503	5,549	5,920	5,569	5,267	5,343	5,314	5,330	5,350
	市 債 (臨財債を除く)	3,358	3,385	3,668	2,624	1,912	1,732	3,217	1,864	1,908	1,793
	その他の歳入	5,113	4,875	4,851	4,756	4,892	5,351	4,908	4,851	4,851	4,836
	合 計	34,634	34,688	35,200	34,422	33,524	33,447	34,377	32,905	32,885	32,667
歳出	人件費	4,691	4,547	4,463	4,446	4,429	4,412	4,470	4,420	4,418	4,418
	扶助費	4,892	4,941	4,991	5,040	5,091	5,142	5,193	5,245	5,298	5,351
	普通建設事業費	5,283	5,467	5,620	4,820	3,706	3,408	4,854	3,150	3,150	3,150
	物件費	5,505	5,511	5,547	5,503	5,478	5,459	5,506	5,438	5,398	5,392
	補助費等	4,727	4,685	4,669	4,603	4,551	4,551	4,595	4,552	4,507	4,494
	公債費	3,938	3,978	4,348	4,407	4,589	4,741	4,824	4,727	4,642	4,545
	他会計繰出金	3,620	3,554	3,598	3,637	3,677	3,718	3,760	3,804	3,849	3,895
	貸付金・その他の歳出	1,977	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
合 計	34,634	34,635	35,188	34,409	33,473	33,383	35,154	33,288	33,215	33,198	
歳入歳出差引額	0	54	12	13	51	64	△ 777	△ 383	△ 330	△ 531	
財政調整基金年度末残高	2,727	2,781	2,793	2,806	2,857	2,921	2,143	1,760	1,430	899	

※ 計数については、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が合致しない場合があります。

※ 市債・公債費については、借換債を除いています。

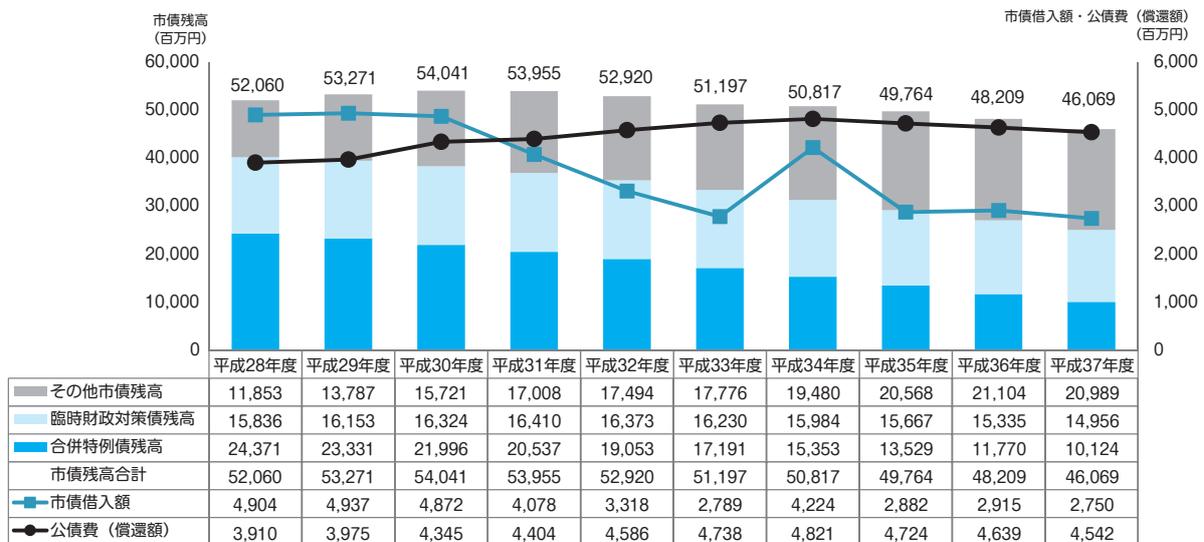
資料：企画財政課

4) 市債残高・公債費等の見通し

市債残高は、新市建設計画掲載事業の財源である合併特例債及び国の財源対策である臨時財政対策債の借入に伴い平成30年度まで増加し、その後は減少する見込みです。公債費は、合併特例債の償還に伴い平成34年度まで増加し、その後は減少する見込みです。

今後は、公共施設等総合管理計画に基づき施設の適正化を図りながら市債借入の抑制に努めるとともに、地方交付税措置のある有利な市債の活用により、将来負担の軽減に取り組んでいきます。

市債残高・公債費等の見通し



※ 平成28年度市債借入額は、前年度繰越額（見込）を合算しているため、「3. 一般会計（借換債を除く）の財政見通し」と一致しません。

資料：企画財政課

4. 用語の説明

【あ】

用語	解説	ページ
イキイキまちづくり団体	不特定多数の人たちの利益の増進に寄与することを目的として規約等を定め、市内に活動拠点や主たる活動区域を有し、継続的に活動している団体を対象として、市が独自に認定する団体。	62
イベント観光	イベントの開催を主とした観光活動。分水おいらん道中や酒呑童子行列などが例として挙げられる。	68
インバウンド	「入ってくる、内向きの」という意味で、一般的に訪日外国人旅行者を指す。	12
汚水処理人口普及率	各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口と合併処理浄化槽の利用人口の合計値の割合。	94
汚水処理整備構想	下水道、集落排水、合併処理浄化槽などのそれぞれの処理施設の特徴にあった適切な役割分担によって効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想。	94

【か】

用語	解説	ページ
観光ナビゲーター	観光客を案内し、観光地について説明する人。	69
環太平洋パートナーシップ（TPP）協定	アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新たなルールを構築する経済連携協定。	11
給水収益	水道料金として収入となる収益。	92
緊急通報システム	急病や災害時に迅速な対応をするため、65歳以上の一人暮らし等の方に緊急通報装置を貸与する制度。	49
経常収支比率	給水収益等の経常収益で、維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを表す指標。	92
軽度生活支援	おおむね65歳以上の一人暮らし等で、日常生活上の援助が必要な方に援助員を派遣する事業。	49
ゲートキーパー	「門番」という意味で、地域の中で自殺を考えている人に出会った時、サインに気づき、自殺を防ぎ、初期介入する大切な役割を果たす人。	55
下水道処理人口普及率	各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合。	94
健康づくりマイストーリー運動	一人ひとりが主役となり、楽しみながら自分に合った健康づくりに取り組むことで、自分らしい健康の物語（マイストーリー）をつくっていくことを目指した市独自事業。	54

用語	解説	ページ
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。	43

【さ】

用語	解説	ページ
作業工賃	訓練等のための軽作業などで収益が発生した場合に利用者に支払われる賃金。	50
サプライチェーン	製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでの工程や過程。	32
産業観光	歴史的・文化的に価値のある産業遺構やものづくりの現場、そこで生産された物などを通して、ものづくりの心や歴史にふれる観光活動。工場見学はもちろん、鋳起銅器や彫金、研磨の産業体験などが例として挙げられる。	18
自然観光	山や川など、自然が織りなす四季の彩りや景観を楽しみながら、その地の歴史や文化にふれる観光活動。国上山や大河津分水、八王寺の白藤などが例として挙げられる。	25
シティプロモーション	観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。	73
就労継続支援B型事業所	雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して就労の場を提供し必要な訓練を行う事業所。A型事業所との主な違いは事業者と利用者との間の雇用契約の有無。	50
初期救急医療	入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者へ対応する救急医療。	46
生活習慣病	不健全な生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気で、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などがある。	54

【た】

用語	解説	ページ
第二創業	既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。	35
地域包括ケアシステム	高齢者が介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で生活することができるようにするため医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される体制。	48
地区防災計画	地域住民により自発的に行われる防災活動に関する計画。	76
つば九郎米	農薬や化学肥料を3割以上削減して栽培されたお米を厳選し、東京ヤクルトスワローズとのコラボレーションで販売するコシヒカリ。	36

つばめ金属製品応援宣言	国が、地方創生の取り組みの一環として推進している市町村による「ふるさと名物応援宣言」に基づき、燕市を代表する名物である金属洋食器、金属ハウスウェア、燕鎚起銅器、金属製品を「ふるさと名物」として、「つばめ金属製品応援宣言」を行っている。	35
燕ジュニア検定	子どもたちに燕の歴史や文化などを楽しく勉強し、ふるさと燕への誇りと愛着を育んでもらうため、平成24年度に作成した「燕ジュニア検定問題集」を基に実施する検定。	39
つばめっ子かるた	平成24年度に作成された燕市のご当地かるた。平成25年度からは小学生を対象に「つばめっ子かるた大会」を開催している。	39
つばめの幸福論	つばめ若者会議が描いた理想とする20年後の燕市の将来像（未来ビジョン）。	64
定住自立圏構想	地方圏において「中心市」と「近隣市町村」が、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する国の政策。	22
特定空き家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれや衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等になっている空き家等。	86
特定建築物	燕市耐震改造促進計画（平成20年3月）に規定する住宅、倉庫等を除く3階以上（小中学校、福祉施設等は2階以上）かつ1,000㎡以上の建物。	74

【な】

用語	解説	ページ
二次救急医療	入院治療を必要とする患者に対応する救急医療。	46
二次交通	空港や鉄道の駅から観光目的地までの交通手段のことを言い、観光タクシー、シャトルバスやレンタル自転車などがある。	69
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態。	48
認定農業者制度	市町村が、農業者（または農業を営もうとする者）が作成した農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の認定を行い、計画の実現のために支援を行う制度。	37
農業・農村が有する多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。	36
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ通常の社会であるとの考え方。	51

【は】

用語	解説	ページ
ハッピー・パートナー企業	男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取り組みを支援する新潟県の制度。	67
パブリシティ	企業、団体、官庁等が製品、事業等に関する情報をマスコミに提供し、マスメディアで発信される広報活動。	69
飛燕舞	燕市内で生産された特別栽培農産物（農薬や化学肥料の使用量が5割以下で栽培された農作物）の品質を有する1等米厳選コシヒカリ。	36
人・農地プラン制度	持続可能な力強い農業の実現に向け、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくために、中心となる経営体への農地集積や地域農業の在り方等を話し合い、地域が抱える人と農地の問題を解決するための制度。	37
4R	リフューズ（Refuse：レジ袋等を断る）・リデュース（Reduce：発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）の4つの頭文字をとった廃棄物減量のキャッチフレーズ。	84
福祉的就労	障がいなどの理由で一般就労が難しい場合に働く場を提供する福祉サービス。	50
プラットフォーム	関係者の相互作用を誘発する場を提供するビジネス形態。	33
ふるさと納税	地方税法上の寄附金税制であり、自治体に寄附をすることで税の控除が受けられる制度。	35
ボランティアガイド	観光客を案内し、観光地について説明するボランティア活動をしている人たち。	69

【ま】

用語	解説	ページ
まちづくり基本条例	燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づく自主性と自立性の高いまちを創り上げることを目的に、平成23年に制定した条例。	9
みんなつばめのこども	燕市の幼稚園、保育園、認定こども園の子どもたちが一緒に歌える歌をつくりたいという思いから、平成25年4月の「燕南こども園」の開園を契機に作られた、燕市のこどもの歌。	39

【や】

用語	解説	ページ
有収水量	水道料金徴収の対象となった水量。	92
ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障がい・能力の如何、文化・言語の違いを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。	82

【ら】

用語	解説	ページ
ライフステージ	人の一生のうち、年代にともなって変化する生活環境に着目した段階のことをいい、おもに乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期などに分けられる。	50
リーマン・ショック	米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻（平成20年9月）とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事。	8
連携中枢都市圏構想	圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより、圏域の活性化を図ろうとする国の政策。	70

【I】

用語	解説	ページ
ICT	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）。	39

【N】

用語	解説	ページ
NPO	非営利団体（Non Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称。	62

【S】

用語	解説	ページ
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイト。	62

第 2 次燕市総合計画

平成 28 年 3 月

【編集・発行】

燕市企画財政部企画財政課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL.0256-77-8352(直通) FAX.0256-92-2112

【URL】 <http://www.city.tsubame.niigata.jp>

【e-mail】 kikaku@city.tsubame.niigata.jp



環境に優しい大豆インクで印刷しています。